

# — 目 次 —

## ◎第2回臨時会

### ○5月1日（第1号）

日程第1	仮議席の指定について .....	4
日程第2	議長選挙 .....	4
追加日程第1	議席の指定について .....	7
追加日程第2	会議録署名議員の指名について .....	7
追加日程第3	会期の決定について .....	8
追加日程第4	副議長選挙 .....	8
追加日程第5	一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について .....	9
追加日程第6	総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について .....	10
追加日程第7	議会運営委員会委員の選任について .....	12
追加日程第8	広報編集常任委員会委員の選任について .....	13
追加日程第9	各種委員等の推薦について .....	14
	①三股町都市計画審議会委員 .....	15
	②三股町企業立地促進審議会委員 .....	15
	③三股町環境審議会委員 .....	15
	④三股町緑化計画審議会委員 .....	15
	⑤三股町国民健康保険運営協議会委員 .....	15
	⑥三股町公共下水道事業運営審議会委員 .....	15
	⑦三股町土地開発公社理事 .....	15
追加日程第10	議案第41号について .....	15
追加日程第11	議案第42号から議案第53号までの12議案並びに報告第1号一括 議題 .....	16
追加日程第12	議会運営委員会の閉会中の審査事項について .....	25
追加日程第13	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について .....	25

## ◎第3回定例会

### ○6月14日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	31
------	------------------	----

日程第2	会期決定の件について .....	3 1
日程第3	議案第54号から議案第66号までの13議案及び諮問第1号、請願第2号 並びに報告5件一括上程 .....	3 2
日程第4	諮問第1号（質疑・討論・採決） .....	3 6
○6月18日（第2号）		
日程第1	議案第66号の取扱いについて .....	4 0
日程第2	総括質疑 .....	4 1
日程第3	常任委員会付託 .....	5 5
日程第4	建設文教常任委員長報告（議案第66号） .....	5 5
日程第5	質疑・討論・採決（議案第66号） .....	5 6
○6月25日（第3号）		
日程第1	一般質問 .....	6 0
	10番 山中 則夫君 .....	6 0
	2番 財部 一男君 .....	7 2
	4番 大久保義直君 .....	7 7
	1番 指宿 秋廣君 .....	8 2
	3番 上西 祐子君 .....	9 6
	7番 池田 克子君 .....	1 1 0
日程第2	議員派遣について .....	1 1 9
○6月27日（第4号）		
日程第1	追加議案の取扱いについて .....	1 2 2
日程第2	常任委員長報告 .....	1 2 3
	総務厚生常任委員長 .....	1 2 3
	建設文教常任委員長 .....	1 2 5
	一般会計予算・決算常任委員長 .....	1 2 5
日程第3	質疑・討論・採決（議案第54号から議案第65号まで12議案） .....	1 2 6
日程第4	議案第67号及び意見書（案）第3号一括上程 .....	1 3 4
日程第5	質疑・討論・採決（議案第67号・意見書（案）第3号） .....	1 3 5
日程第6	議員派遣について .....	1 3 6

三股町告示第11号

平成19年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年4月24日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成19年5月1日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成19年5月1日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町都市計画審議会委員

②三股町企業立地促進審議会委員

③三股町環境審議会委員

④三股町緑化計画審議会委員

⑤三股町国民健康保険運営協議会委員

⑥三股町公共下水道事業運営審議会委員

⑦三股町土地開発公社理事

追加日程第10 議案第41号について

追加日程第11 議案第42号から議案第53号までの12議案並びに報告第1号一括議題

追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について
- 追加日程第6 総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 広報編集常任委員会委員の選任について
- 追加日程第9 各種委員等の推薦について
- ①三股町都市計画審議会委員
  - ②三股町企業立地促進審議会委員
  - ③三股町環境審議会委員
  - ④三股町緑化計画審議会委員
  - ⑤三股町国民健康保険運営協議会委員
  - ⑥三股町公共下水道事業運営審議会委員
  - ⑦三股町土地開発公社理事
- 追加日程第10 議案第41号について
- 追加日程第11 議案第42号から議案第53号までの12議案並びに報告第1号一括議題
- 追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 追加日程第13 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

---

出席議員（12名）

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	副町長 .....	原田 一彦君
教育長 .....	田中 久光君	総務企画課長 .....	原田 順一君
税務財政課長 .....	渡邊 知昌君	町民保健課長 .....	重信 和人君
福祉課長 .....	下石 年成君	産業振興課長 .....	木佐貫辰生君
都市整備課長 .....	中原 昭一君	環境水道課長 .....	福重 守君
教育課長 .....	野元 祥一君	会計課長 .....	上村 陽一君

---

午前10時08分開会

○臨時議長（中石 高男君） ただいまから平成19年第2回三股町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 仮議席の指定について

○臨時議長（中石 高男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

日程第2. 議長選挙

○臨時議長（中石 高男君） 日程第2、議長選挙を行います。

議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することになっております。

選挙の方法については、投票で行うことといたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議員（5番 重久 邦仁君） 議長。動議提案をいたしたいと思います。

平成19年度第2回議会の招集ではございますが、当初においての議長選挙に当たり、議長選に立候補する人の立候補決意表明及び議会における方針演説を述べていただきたいと思う提案を

いたします。

以上。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中石 高男君） ただいま重久君から、立候補予定者のあいさつを行うべきとの動議が出されました。ただいまの動議に賛成の議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○臨時議長（中石 高男君） ただいま動議の賛成の議員の挙手をしてもらいましたが、1人以上の賛成者がいますので動議は成立いたします。

また、この動議は専決動議でありますので、これより議長立候補予定者のあいさつを議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。では、お願いします。

○議員（5番 重久 邦仁君） 動議提案の説明をいたします。

18名より12名に議会として定員を削減するに当たり、今回が第1回目の議長の当たるわけでございます。それについては三股町民2万5,000人、約2万5,000人の注目のするところであると、私は思うわけであります。そこで、今回の議長選に当たり、立候補する人の決意表明及び方針をお聞かせ願えればと思っています。ただし、私が立候補するというものではありませんので、そういうこともよろしく御理解の上、御賛同をいただきたい。

以上。

○臨時議長（中石 高男君） それでは、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決いたします。

議長立候補予定者のあいさつを行うべきとすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○臨時議長（中石 高男君） 起立多数でございます。よって、議長立候補予定者のあいさつを行うことを可決いたしました。

それでは、ここで全員協議会にしたいと思います。

午前10時13分休憩

〔全員協議会〕

午前10時17分再開

○臨時議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付いたします。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中石 高男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中石 高男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中石 高男君） それでは、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者のみを発表することにいたします。

なお、遮蔽板が準備できませんでしたので、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で御記入をお願いします。

それでは、仮議席の1番、指宿君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○臨時議長（中石 高男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中石 高男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

〔開票〕

○臨時議長（中石 高男君） 会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、仮議席1番、指宿君、仮議席12番、山領君の2人を指名いたします。

なお、開票事務は、事務局職員にお願いいたします。お願いします。

それでは、選挙の結果を発表します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数と符号しております。このうち有効投票数11票、

無効投票数1票、棄権ゼロ票とあります。有効投票のうち最高得票者は中石で、投票は9票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。したがって、私、中石が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（中石 高男君） ただいま中石を議長に選任いただきましたので、会議規則32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、議長当選者のあいさつを行います。

○議員（仮議席9番 中石 高男君） このたび、議会議長の選挙がありまして、議員各位の温かい御享受をいただきまして当選の運びとなりまして、まことにありがとうございました。私に対しては光栄で本当に感謝の至りでございます。

ただ、私ども議員は、先ほども申し上げましたが、町民の幸せを考えて第一主義に考えなければならないと、こういうことをいつも考えているところでございますが、行動もそういう面で行動すべきじゃないかということも考えております。議会運営の方もスムーズにいきますように一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、皆様方の御支援、御鞭撻をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、町の行政の方にもいろいろ御迷惑をかけることもあろうかと思ひますが、一生懸命頑張ってまいりますので、皆さんの御支持、御鞭撻を心からお願ひしましてあいさついたします。よろしくお願ひします。（拍手）

○臨時議長（中石 高男君） それでは、これで臨時議長の職務を終わり、これより議長として議事を進めたいと思ひます。

○議長（中石 高男君） ここで追加日程を配付します。配付願ひます。

暑い方は、上着を脱いでいただきたいと思ひます。

これより追加による議事日程に入ります。

---

#### 追加日程第1. 議席の指定について

○議長（中石 高男君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御議席の議席をそれぞれの議席と指定いたします。

---

#### 追加日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（中石 高男君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、指宿君、12番、山領君の2人を指名いたします。

---

### 追加日程第3. 会期の決定について

○議長（中石 高男君） 追加日程第3、会期についてお諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第4. 副議長選挙

○議長（中石 高男君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中石 高男君） 議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 配付漏れのなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中石 高男君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。なお、白票は無効とします。また、発表は申し合わせどおり最高得票者のみを発表いたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で御記入を願います。

1番、指宿君より順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 投票を終了します。

開票を行います。

〔開票〕

○議長（中石 高男君） 会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、2番、財部君、11番、黒木君を指名します。お願いします。

それでは、選挙の結果を発表します。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符号しております。投票はすべて有効投票で、最高得票者は大久保君、投票は10票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。したがって、大久保君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中石 高男君） ただいま副議長に当選されました大久保君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

大久保君、副議長当選受諾のあいさつをお願いします。

○議員（4番 大久保義直君） いや、おはようございます。このたび副議長に、皆さん方からの負託を得て当選することができました。まず最初に、副議長の補佐役として皆さんとともに力を合わせて議会運営のために、そして何と申しますか、議会がスムーズに円滑に流れるように、そしてまたいろいろと問題が山積しておりますが、その中でも福祉の充実、発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく今後とも御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上で終わります。（拍手）

○議長（中石 高男君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時45分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時12分再開

○議長（中石 高男君） これより引き続き本会議を再開します。

.....  
追加日程第5. 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

○議長（中石 高男君） 追加日程第5、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

昨年の地方自治法の改正を受けて、本町議会におきましては委員会条例の改正を行い、任期

2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会を設置することになりました。委員の選任については委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員として指名することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員として指名することに決しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議事事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務など、その職務上から一般会計予算・決算常任委員の委員を辞退したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議長は、一般会計予算・決算常任委員の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員の正副常任委員長を委員会条例第8条の規定により、互選していただきたいと思っております。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いいたします。なお、副議長は、議長に事故あるとき、議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適当でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処願います。

しばらく本会議を休憩します。議員の皆さんは議員控え室の方に御移動をお願いします。

午前11時14分休憩

-----  
午前11時19分再開

○議長（中石 高男君） 本会議を再開します。

互選の結果を発表します。

発表はこれ以降、局長にいたさせます。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

一般会計の予算・決算常任委員会の委員長といたしまして黒木議員、副委員長に重久議員。以上です。

---

#### 追加日程第6．総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について

○議長（中石 高男君） 追加日程第6、総務厚生・建設文教の両常任委員会委員を選任を行います。

す。

総務厚生・建設文教の両常任委員会の委員の定数はそれぞれ6人で、委員の任期は2年となっております。委員の選任については委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の指名については、慣例により各議員から希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、総務厚生・建設文教の両常任委員の指名についてはそれぞれの希望を取りまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長に一任願います。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。また、名前の記入漏れがないようにお願いします。配付をお願いします。

〔希望調書配付〕

○議長（中石 高男君） それでは、正副議長で調整いたします。

しばらく本会議を休憩します。再開の知らせはブザーで行います。

午前11時23分休憩

-----  
午前11時36分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

総務厚生常任委員会でございますが、財部議員、大久保議員、重久議員、池田議員、中石議員、山領議員でございます。建設文教常任委員会でございますけども、指宿議員、上西議員、東村議員、原田議員、山中議員、黒木議員。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ただいま発表のとおりでございます。それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常

任委員に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議事事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務など、その職責上から総務厚生委員会の委員を辞退したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議長は総務厚生常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務厚生・建設文教の両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会においてそれぞれ互選することになっております。ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思います。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

また、広報編集常任委員、議会運営委員、その他の委員もあわせて選出していただきたいと思います。

なお、互選の結果は、議長に速やかに報告願います。

しばらく本会議を休憩します。

午前11時38分休憩

-----  
午前11時54分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

正副委員長の互選結果が来ましたので発表します。お願いします。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

総務厚生常任委員会の委員長が財部議員、副委員長を山領議員でございます。建設文教常任委員会の委員長が東村議員、副委員長が上西議員でございます。

以上です。

-----  
**追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について**

○議長（中石 高男君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任については委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人を選任することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人を選出することに決しました。

それでは、総務厚生・建設文教の両常任委員会より、議会運営委員会委員を選出いただいておりますので発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、重久議員、東村議員、財部議員、原田議員。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ただいま発表しました4人を議会運営委員会委員として指名をしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきたいと思います。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間本会議を休憩します。

午前11時57分休憩

-----  
午前11時58分再開

○議長（中石 高男君） 本会議を再開します。

議会運営委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会の委員長として原田議員、副委員長として重久議員でございます。

以上でございます。

#### 追加日程第8. 広報編集常任委員会委員の選任について

○議長（中石 高男君） 追加日程第8、議会広報編集常任委員会委員の選任を行います。

議会広報編集常任委員会委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任については委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の指名については、総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人を選出することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集常任委員会委員の指名については総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人を選任することに決しました。

それでは、総務厚生・建設文教の両常任委員会より、議会広報編集常任委員会委員を選出いただいておりますので発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

議会広報編集常任委員会、池田議員、山中議員、大久保議員、黒木議員。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ただいま発表しました4人を議会広報編集委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、議会広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで議会広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告を願います。

それでは、しばらくの間本会議を休憩します。

午後0時01分休憩

-----  
午後0時04分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

議会広報編集常任委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

議会広報編集常任委員会委員長、山中議員、副委員長、池田議員。

以上です。

---

### 追加日程第9. 各種委員等の推薦について

○議長（中石 高男君） 追加日程第9、各種委員などの推薦を行います。

議事日程に掲載しておりますが、4つの審議会及び1つの協議会並びに土地開発公社の理事について、町長より委員の推薦依頼が来ております。議会としまして、円滑な議会活動を図る観点から議会の組織、委員会構成などを考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、発表いたします。

まず、都市計画審議会委員、議長と山領議員、指宿議員、企業立地促進審議会委員、議長と池田議員、山中議員、環境審議会委員、議長と財部議員、上西議員、緑化計画審議会委員、議長と重久議員、指宿議員、国保運営協議会委員、大久保議員、池田議員、黒木議員、公共下水道事業運営審議会委員、議長と財部議員、原田議員、土地開発公社理事、議長と重久議員、東村議員。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ただいま発表しました議員をそれぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員はそれぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

ここで、本会議をしばらく休憩します。1時半まで昼食のため休憩いたします。

午後0時07分休憩

-----  
午後1時31分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで議案を配付します。じゃ、お願いします。

○事務局長（岩松 健一君） もう配付しました。

○議長（中石 高男君） あ、しました。では、地方自治法第117条の除籍に該当しますので、山領君は退場をお願いします。

〔12番 山領 征男君 退場〕

-----  
**追加日程第10. 議案第41号について**

○議長（中石 高男君） 追加日程第10、議案第41号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第41号「監査委員の選任について」御説明を申し上げます。

御承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。

そこで、議会選出の監査委員につきましては、その任期が議会議員の任期によるとされており

ますので、4月30日付で任期満了となり、本日現在、空席となっているわけであります。本日の初議会において、先ほど正副議長が決定し、引き続き各正副常任委員長、常任委員などの議会構成が行われたようでありますが、この構成等を勘案しながら議会選出の監査委員として山領征男氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。よろしく御同意くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（中石 高男君）　ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君）　異議なしと認めます。よって、本案については質疑、討論を省略して採決することに決しました。

それでは、採決を行います。議案第41号は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君）　御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案に同意することに決しました。

〔12番 山領 征男君 入場〕

---

#### 追加日程第11. 議案第42号から議案第53号までの12議案並びに報告第1号一括議題

○議長（中石 高男君）　追加日程第11、議案第42号から議案第53号までの12議案並びに報告第1号を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君）　平成19年第2回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第42号から第51号までの10議案につきましては、すべて去る平成19年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分にしましたので同条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第42号「三股町税条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正が第166回通常国会において可決され、平成19年3月30日に公布されたところであります。今回の改正は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当など及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、また高齢者等に対する住

宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を創設するほか、信託法の制定に伴う所要の規定を整備するなど見直しが見直しがなされたものであります。

本案は、このように地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、本町の税条例について所要の改正措置を講じたものであります。

次に、議案第43号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、三股町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであり、改正内容は国民健康保険税の基礎課税額の限度額を53万円から56万円に引き上げるものであります。

次に、議案第44号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額84億9,619万4,000円に歳入歳出それぞれ1億314万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,934万円としたものであります。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

町税は収入実績見込みによりそれぞれ増額補正し、利子割交付金、自動車取得税交付金については決定により、それぞれ減額補正したものであります。分担金及び負担金並びに使用料及び手数料は実績見込みにより、また国庫支出金、県支出金は交付決定により、それぞれ減額補正したものであります。財産収入は実績により、繰入金が国民健康保険特別会計及び基金からの繰り入れにより、それぞれ減額補正をしたものであります。諸収入は実績見込みにより増額補正し、町債は各種事業の確定により減額補正したものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

諸支出金を除いて各款においてすべて減額補正であります。各費目の人件費は実績により減額補正し、その他の各費目においても各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額をそれぞれ減額補正したものであります。諸支出金が基金から生ずる預金利子のほか、今回の補正予算で見込まれる収支調整額を財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み立て、予備費は平成18年度の実績収支額を見込んで補正したものであります。

次に、議案第45号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額27億2,746万3,000円から歳入歳出それ

ぞれ6,064万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,681万6,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、国民健康保険税を3月末実績及び見込みにより増額し、国庫支出金、療養給付費等交付金及び県支出金を交付決定並びに実績により、それぞれ減額補正いたしております。

歳出につきましては、実績見込みによりそれぞれ減額補正したものであります。

次に、議案第46号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額15億4,823万5,000円に歳入歳出それぞれ2,947万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,771万4,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、介護保険料を実績及び見込みにより増額し、交付決定により国庫支出金及び県支出金を増額し、支払い基金交付金を減額したものであります。

歳出につきましては、予備費を増額補正したものであります。

次に、議案第47号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額527万8,000円から歳入歳出それぞれ141万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386万5,000円としたものであります。

歳入については、予防給付費収入を減額し、歳出については、施設管理費及び居宅介護支援事業費をそれぞれ減額補正したものであります。

次に、議案第48号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4,462万円から歳入歳出それぞれ50万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,411万9,000円としたものであります。

歳入については、事業の実績により施設使用料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正したものであります。

歳出については、事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

次に、議案第49号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,899万9,000円から歳入歳出それぞれ20万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,879万2,000円としたものであります。

歳入については、事業の実績により施設使用料を増額補正したものであります。

歳出につきましては、事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

次に、議案第50号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4億5,429万1,000円から歳入歳出それぞれ366万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,062万2,000円としたものであります。

歳入については、事業の実績により一般会計繰入金及び町債を減額補正したものであります。

歳出については、事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

次に、議案第51号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,036万8,000円に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,116万6,000円としたものであります。

歳入については墓地使用料を増額補正し、歳出については基金積立金を増額補正したものであります。

次に、議案第52号「町道路線の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、梶山天神原地区で三股町土地開発公社が施工した造成用地の道路について、三股町への寄附採納により町道路線に認定しようとするものであります。

次に、議案第53号「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」御説明を申し上げます。

市町村合併に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、同広域連合を組織する地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

以上、12議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上御承認くださるようお願いいたします。

なお、今回、本臨時会に提出しております報告第1号「三股町土地開発公社の平成19年度事業計画及び予算」につきましては、関係法令の規定に基づき、報告するものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、引き続き質疑、討論、採決を行います。

質疑は1議題につき3回以内となっております。

議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第42号、この地方税制の条例ですが、国が決めたこととはいえ、今回の税制改正は定率減税の全廃による地方税だけでも4,274億円に上り、国民負担増には何の対策もとらず、一方でバブル期以上の利益を上げる大企業を優遇するという、庶民には増税、大企業、大資産家には減税の逆立ち税制を進めるものにほかならず、専決とはいえ、この議案には反対いたします。

以上、終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案どおり承認されました。

議案第43号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第43号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案どおり承認されました。

議案第44号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町一般会計補正予算（第6号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案どおり承認されました。

議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第6号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり承認されま

した。

議案第48号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議案第49号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

議案第50号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

議案第51号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

議案第52号「町道路線の認定について」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで広報編集常任委員会より写真撮影の願いが出されましたので、これを許可いたします。

---

### 追加日程第12. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（中石 高男君） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后、招集される今後の定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、今後の定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることに決しました。

---

### 追加日程第13. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（中石 高男君） 追加日程第13、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会及び今後の定例会、臨時会に関する広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中に審査事項とし、議会広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時05分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後2時15分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

○議長（中石 高男君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成19年第2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時15分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 中石 高男

議 長 中石 高男

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 山領 征男

三股町告示第15号

平成19年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年6月11日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成19年6月14日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○6月18日に応招した議員

---

○6月25日に応招した議員

---

○6月27日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成19年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成19年6月14日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成19年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第54号から議案第66号までの13議案及び諮問第1号、請願第2号並びに報告5件一括上程  
日程第4 諮問第1号(質疑・討論・採決)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第54号から議案第66号までの13議案及び諮問第1号、請願第2号並びに報告5件一括上程  
日程第4 諮問第1号(質疑・討論・採決)
- 

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

---

午前10時00分開会

○議長（中石 高男君） ただいまから平成19年第3回三股町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、財部君、11番、黒木君の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員会より報告を行います。原田君。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る6月11日と本日9時から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日から6月27日までの14日間とすることに決定しました。

なお、議案第54号から第65号の12議案及び請願第2号については、27日に採決し、諮問第1号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにし、本日その取り扱い

いを協議しました議案第66号については、本日の本会議終了後、全員協議会を開催し、その取り扱いを決定することに決しました。その他日程の詳細については、会期日程(案)を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、最終日に固定資産評価審査委員会委員の人事案件が追加上程される予定であります。

以上、報告を終わります。

○議長(中石 高男君) お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月27日までの14日間とし、本日上程されます議案第54号から第65号の12議案及び請願第2号については、27日に採決を行い、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置し、議案第66号については、本日の本会議終了後、全員協議会を開催し、その取り扱いを決定したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中石 高男君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より6月27日までの14日間とすることとし、本日上程されます議案第54号から第65号の12議案及び請願第2号については、27日に採決を行い、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置し、議案第66号につきましては、本日の本会議終了後、全員協議会を開催し、その取り扱いを決定することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第54号から議案第66号までの13議案及び諮問第1号、請願第2号並びに報告5件一括上程

○議長(中石 高男君) 日程第3、議案第54号から議案第66号までの13議案、諮問第1号及び請願第2号並びに報告5件を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長(桑畑 和男君) おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第54号「三股町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」について、御説明を申し上げます。

本案は、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約のうち、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約にかかわる事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものについて、長期継続契約を締結できるようにするもので、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第55号「三股町障害者自立支援手当支給条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の改正により、三股町身体障害者デイサービス事業実施規則を廃止し、これにかわる三股町障害者デイサービス事業実施要綱の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。

本案は、町営墓地以外の墓地及び納骨堂に関する諸証明の発行手数料を明確化するもので、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第57号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。

本案は、水道使用料の納入について、納入者の利便性を考え、収納を会計課でもできるようにするもので、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第58号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。

本案は、町営住宅の耐用年数30年を経過しているもののうち、傷みが激しく、入居に適さない住宅で、今後維持管理費の高騰が予想され、かつ現在入居されていない住宅について用途廃止を行うもので、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第59号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、平成18年分の収入申告に基づき、平成19年度分の国民健康保険税を試算した結果、予算額に満たないため、税率の見直しにより、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第60号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等のほか所要の補正措置を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額83億3,000万円に歳入歳出それぞれ1億6,326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,326万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものを申し上げます。

国庫支出金は、蓼池保育園の施設整備にかかわる補助金を内示により追加補正し、県支出金は、蓼池、今市児童館の児童厚生員の増員に伴い、補助金を増額補正するものであります。繰入金は、老人保健特別会計の前年度の医療給付費の精算金を、雑入においては、県や後期高齢者医療広域

連合会への派遣職員納付金並びに内示によりコミュニティー助成事業補助金をそれぞれ増額補正し、町債は、蓼池保育園施設整備に伴う町補助金分の起債について増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う人件費を組み替え補正するものであります。そのほか総務費では、県からの派遣職員の負担金を、民生費では、国民健康保険会計及び老人保健会計における後期高齢者医療制度への移行に伴うシステム改修費等の財源不足分としてそれぞれ事務費繰り出し金を、衛生費では、指定管理料の追加などによる町立病院運営費補助金をそれぞれ増額補正するものであります。教育費では、街灯設置事業の委託料及び梶山、小鷺巣自治公民館、コミュニティー助成事業の補助金を追加し、給食センター改修事業費の予算の組み替え及び増額補正をするものであります。また、今回の補正により、収支調整額を予備費に計上するものであります。

次に、議案第61号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,296万5,000円に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,816万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国保税医療分の減額不足分、国保税介護分の負担緩和による減額不足分を繰越金等で組み替え措置し、歳出につきましては、人事異動及び後期高齢者医療制度に伴うシステム改修による増額補正及び介護納付金決定による減額補正をするものであります。

次に、議案第62号「平成19年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年度実績及び後期高齢者医療制度に伴うシステム改修による補正予算であります。すなわち、歳入歳出予算の総額20億7,394万円に歳入歳出それぞれ1億2,255万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,649万3,000円とするものであります。

次に、議案第63号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ412万2,000円を追加し、歳入予算の総額を1,218万1,000円に、歳出予算の総額を3,237万3,000円とするものであります。これは昨年度院外薬剤処方を始めたことから、病院前の横断歩道の整備を初め、病院、駐車場等の整備や都城市郡医師会病院に対する平成18年度の指定管理料の補正を行うものであります。

次に、議案第64号「財産の取得について（三股町立文化会館照明操作卓）」、御説明を申し

上げます。

文化会館には2段切りかえ型の舞台照明用の操作卓が設置されておりますが、これは日本舞踊やピアノ発表会、講演会など比較的動きの少ない催しを想定したものであります。よって、演劇や社交ダンス、ジャズ、コンサートなど動きの早い照明による演出を多用する催しのときには、技術者は場面ごとに慌しく照明デザインを組みかえなければならず、これが機器のふぐあいの原因になっているところであります。そこで、プロポーザル方式により、業者及び機種を選定し、あらゆる催しに対応し得る3段切りかえ型の照明操作卓を購入しようとするものであります。すなわち、随意契約により、株式会社松村電機製作所九州支店と871万5,000円で物品購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第65号「財産の取得について（平成19年度三股中学校教育用パソコン）」、御説明申し上げます。

三股中学校整備事業の第1期管理棟工事の完成に伴い、これまで1教室しかなかったコンピューター教室が2教室になることから、1教室分のコンピューター機器、すなわち、生徒用パソコン41台、教師用パソコン2台、ソフトウェア、ネットワーク管理サーバー等を購入整備しようとするものであります。すなわち、去る7日に指名競争入札を執行した結果、株式会社システムインが997万5,000円で落札しましたので、これに基づき物品購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第66号「工事請負契約の締結について（平成19年度三股中学校整備事業第2期普通教室棟建築主体工事）」、御説明申し上げます。

御承知のとおり、平成18年度から三股中学校整備事業に取り組んでいるところでありますが、この6月末日をもって第1期工事管理棟工事が完成することから、第2期工事として普通教室等の工事に取り組むものであります。すなわち、去る11日に指名競争入札を執行した結果、株式会社淵脇組が5億6,490万円で落札しましたので、これに基づき工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」、御説明申し上げます。

御承知のように人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。現在、本町の人権擁護委員として要職についておられる南畑静子氏の任期が平成19年9月30日付で満了となります。氏は1期3年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案第54号から議案第66号までの13議案と諮問1件について、その提案理由の説

明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

なお、本議会に報告5件を提出をいたしております。

まず、報告第2号「平成18年度三股町一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成18年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成18年度三股町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成18年度三股町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」及び報告第6号「三股町土地開発公社の平成18年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定に基づきまして議会に報告をするものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） ここで補足説明があれば許します。ありませんか。執行部の方はないようですから、次に移ります。

次に、請願第2号の趣旨説明を求めます。重久君。

〔5番 重久 邦仁君 登壇〕

「削除」

#### 日程第4. 諮問第1号（質疑・討論・採決）

○議長（中石 高男君） 日程第4、諮問第1号の質疑、討論、採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は、南畑静子氏に適任であるということに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は南畑静子氏が適任であるということに決しました。

ここでお諮りいたします。以前各議員に配付されておりました入札結果の資料について、今後提出してほしいとの要望が池田議員さんからありましたので、執行部に対して資料の要求をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、執行部に対して入札結果の資料を要求することに決しました。

なお、今回からは全員に一律配付しませんので、希望される議員は事務局にその旨申し出ていただきたいと願います。配付時期は、年2回とし、9月議会、3月議会の会期中にいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時25分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時40分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここでお願いいたします。明日は議案熟読のため、休会となりますが、総括質疑で詳細な数値などの提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、明日の正午までに通告くださるよう願います。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時41分散会  
-----

議事日程(第2号)

平成19年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第66号の取扱いについて  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託  
日程第4 建設文教常任委員長報告(議案第66号)  
日程第5 質疑・討論・採決(議案第66号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号の取扱いについて  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託  
日程第4 建設文教常任委員長報告(議案第66号)  
日程第5 質疑・討論・採決(議案第66号)
- 

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

---

午前10時03分開議

○議長（中石 高男君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 議案第66号の取扱いについて**

○議長（中石 高男君） 日程第1、議案第66号の取扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。原田君。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

14日の全員協議会の終了後、委員会を開催し、議案第66号の取扱いについて協議を行いました。その結果、本日議案第66号を建設文教常任委員会に付託し、審査終了後、本会議を再開し、質疑、討論、採決を行うことに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案第66号の審査、審議を行うため、本日議案第66号を建設文教常任委員会に付託し、審査終了後、本日本会議を再開し、質疑、討論、採決を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号を建設文教常任委員会に付託し、審査終了後、本日採決することに決しました。

---

## 日程第2. 総括質疑

○議長（中石 高男君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、本会議の初日に提案された諮問第1号を除くすべての案件に対しての質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなどの協力方よろしくをお願いします。

それでは、質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案番号54番です。

この「長期継続契約を締結することができる契約」ですが、この条例に対して今までの条例でどういうふうな不都合が出てきたのか、そしてまた、長期契約することによってそれを何年ぐらいとして、これは入札関係も絡んでくると思うんですが、そのあたりのことをもう少し詳しく質問いたします。

○議長（中石 高男君） 関係課長をお願いします。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 議案第54号の「長期継続契約」の関係でございますが、どういった不都合が出てきたのかということでございます。これにつきましては、地方自治法の中では、234条の3でございますけれども、「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる」というのが、実はこれについては、昭和38年からあったところでございます。

しかしながら、2年前の平成16年の改正で、そのほかの長期継続契約するものについても条例で定めればできるという改正がなされたところでございます。本町につきましては、電気、ガス、こういったものについては年度ごとに変えることはできないということでございます。

しかしながら、契約は単年度契約が原則でございますので、その矛盾があったということでございます。例えば、保守点検等につきましても、矛盾の中で今までやってきた経緯がございます。今までは地方自治法でできるということございましたので、それを尊重してやってきたわけですが、例えば、年度がわりの4月1日が土曜、日曜のような場合に事務処理上は3日に、1日にさかのぼった形ですとかいうふうになされていたのが現状でございます。

しかし、それは今まで事故がなかったからいいようなものの、1日、2日に、もし電気保安なら電気保安の業務で、もし事故があったときには、なぜ保安をしていなかったのかということで問題となるということでございます。そういう矛盾の中で今までなされてきたわけでございますけれども、自治法改正があった段階で、今回条例化するものでございます。

それを今後していかなければならないという最大の動機になったものは、ごみ問題でございま

して、ごみを可燃残渣の処理委託、これは小林市の北清というところに委託するわけでございますけれども、これにつきましては1キロ当たり38円で契約がなされてるところでございます。しかしながら、北清におきましては2年契約であるならば37円とか、それから、3年ならば36円とか、そういった形で金額も安くなるというようなことでございます。

したがって、これにつきましても条例を定めて、きちっとした形の方がいいのではないかとということで、この際、ほかにも矛盾があるわけでございますので、条例化をしようということになったところでございます。

期間でございますけれども、期間については、地方自治法の中では何年というふうには定まっておられません。しかしながら、通達の中であろうと思いますが、「契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要がある」ということで、何年とは決まっておられませんけれども、余り長期にしてしまうと、かえって別の方が安かったというものもあり得る場合に解約できませんので、そこに適切な期間ということでございますから、ものについては2年、もうちょっと長いものでも三、四年というところ辺りじゃないかなというふうに思っております。それ以上の契約があるのかどうか、電気とか、そういったものについてはその辺もあるかもしれませんが、具体的に一つ一つまだ洗っておりませんが、そういう契約期間については、その案件について余り長期にならない方がいいのではないかとということでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかに。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、議案第66号について質問させていただきたいと思っております。

今回の入札関係のこれについては、事前に新聞等で談合情報等が大きく掲載されておりました。そういう中で、町の方は、内容としては一応業者を呼んでいろいろしたけど、問題なかったということで、予定どおりの入札がされたわけですが、報道によれば、やはり談合情報どおりの業者が落札をしたということになっております。そういう意味で考えるならば、私は余りにも執行部としても、こういう情報がある中に、簡単に談合ではないという根拠のもとに、今回の入札が有効だという形にされておりますが、談合情報では93%というような形で情報があつただろうと思いますが、今回の入札の結果は91.44という形の入札結果であります。普通、談合等がもしなかったとすれば、普通の競争であったとしても、少なくとも80%台ですか、県の関係の入札結果等はほとんど80を切ったりしてるような状況もありますので、そういう状況の中での結果であれば、私も談合はなかったんだろうなというふうに考えます。

ただし、今回これだけの談合情報があつて、新聞でも報道されたにもかかわらずこういう形で、根拠はないと言われる理由が私にはどうしても理解できません。そういうことでは、ぜひこれについて説明していただきたいと思います。

それから、中で4社が辞退をしたということですが、技術員が足りないというような形での理由がつけられておりますが、この4社の中には当然特Aの人たちも辞退をされております。そういう特Aの人たちが辞退をされたのにBクラスとか、そういうのが辞退するというのなら技術員が足りないということが言えるかなという気もしますが、これについてもおかしいんじゃないかなという気がします。そういう意味では、談合情報が出た以上は、ぜひこの問題を含めたならば、やはり執行部としてはですね、やはりベンチャーとか、そういうのを組み直してでも、指名のやり直しをするべきだったというふうに思いますが、なぜベンチャーを組まなかったのか、それも聞きたいと思います。

それから、今回の事業は6億を超える大きな仕事ですが、これについて本来ならば、三股であっても、特Aのクラスを指名すべきで、どうしても指名をしなきゃならんということであれば、特Aを指名すべきなのですが、今回はBクラス、Bランクの業者も入っております。

ところが、直前の基準決算関係の工事順位、こういう工事関係の順位をしてみると、228位とか270位とかいうような人たちが今回は指名をされてることでありますが、もし、そういうBランクをどうしても指名しなきゃならんということであれば、それよりもちょっと上ですが、多分Bランクだと思いますが、三股にもまだ3社ぐらいあるわけですが、三股の業者は指名しないで、そういうまだ下位のランクの人たちを指名した理由、このあたりについては、町長、ぜひ答えていただきたいと思います。まず、とりあえずお願いします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） お答えします。

今回の談合につきましては、6月の4日の16時ごろ宮崎日日新聞社の方にあつたわけですが、その旨を都城支社長の横山氏からわざわざこちらの方に来てもらって——来てもらったといいますか、来られて、談合情報のあつたことを伝えられたということでございます。そのとき対応したのは、私と総務企画課長、それから、行政補佐、そして、職員の4名で対応したところでございます。

情報内容につきましては、今おっしゃったとおりでございますが、ただ、落札業者は瀏脇組、そして、落札金額については6億7,000万円の予定価格の93%ということでございます。

その後、私たちの中で公正入札調査会というのがありますので、早速協議をしたところでございます。調査会としては、この情報が匿名であるということと、予定価格が異なっていることなど情報の正確性を疑う点も見られたので、通常であれば、対処しないことも考えられたところで

ありますけれども、現在の公共事業に対する町民の関心は高く、同時に談合等に対する社会の目は非常に厳しい状況にあることなど社会情勢にあるので、談合情報対応マニュアルに沿って調査することとしたところであります。その調査会の際のメンバーは、私、総務企画課長、都市整備課長、環境水道課長、行政係が2名でございました。あと行政マニュアルに沿って実施をしたところでございます。

それから、既にその調査の結果から以後については、総務企画課長の方で答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今副町長が談合についての経過を申し上げましたが、その後の状況でございますけれども、公正入札調査会でこの状況について事情聴取をする必要があるのかどうかというのを検討した結果、やはり事情聴取をしようということになったところでございます。

それで、6月5日であったと思いますが、本人を、業者、入札参加業者を1名ずつ呼びまして、談合の事実があったのかどうかということをそれぞれ事情聴取をさせていただいたところでございます。その結果、ないというようなことでございましたので、誓約書を提出していただいたということでございます。

それで、一応入札に、予定どおり踏み切ったところでございますけれども、入札の前では、まず、開札をする前に工事内訳書を提出していただいたところでございます。それで、技術者の方3名にその内訳書をはじいていただきまして、そこに不都合なところはないのかどうかということの点検を行ったところでございます。それが終わった段階で、一応内訳書については、その段階ではそれぞれが積算されているというふうに判断したところでございます。

それで、入札、開札をしたところでございます。開札の後は皆さん方の議案のところの資料にもありますように、そういう結果でございました。それをその時点では一応、仮契約でございまして、仮契約をするわけでございますが、開札した段階では落札予定としたところでございます。

そして、その後、入札が終わってから、さらに、その内訳書のものについて検討をしたところでございます。その結果、それについては問題はないだろうということで、落札予定ということで、当日の夕方までに再度最低の業者の方へ連絡をしたところでございます。そして、仮契約に至ったということでございます。以上が談合について判断をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回の中学校の工事案件につきましては、談合情報が寄せられてまいりました。まことに遺憾のきわみであります。先ほど副町長、総務企画課長の方から経緯につきまして

しては申し上げたとおりでございますが、行政といたしましても、談合情報の防止策の一環といたしまして、この1月から指名業者の公表を取りやめ、さらには原則として現場説明を取りやめたと、そのようなことをいたしているところでございます。

また、先ほど質問の中でございましたように業者の選定でございますが、業者の選定につきましては指名審査会の方で出てきた業者を十分慎重に検討いたしまして、業者の選定をいたしたところでございます。そういうことでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（2番 財部 一男君） 全然答えてないですよ。もうちょっと、これ3回しかできないんですよ。言ったことについてちゃんとやっぱり、ぴしゃっと返答してもらわんと、次に進めないですがね。今の言い方、本談合上関係だけをちょっと言われただけで、私が言ったなぜベンチャーを組まなかったか、言ってるBランクを指名したのは何なのかは全然答えてないですがね。

（「いや、ベンチャーその他問題……」と呼ぶ者あり） ちょっと待って。指名権は町長しかないので、多分助役は発言できないと思うんです。できますか。（発言する者あり） そういうのは別です。いいですよ。そういう検討をしなかったのかどうか、そのあたりも含めて教えてください。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） この事業は補助事業でございまして、工事そのものの期間が大変押し迫っておったということで、最初からベンチャーを組む余裕がなかったということで、単独指名にしようということで、指名審査委員会では決めたところでございます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま副町長が申し上げましたとおり、そのような理由から今回につきましても単体でいったということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私が質問したことについて一つも答えてないんですけどね。ベンチャーを組むことについては、今補助事業の関係で単独指名をしたという言い方をされてますが、どこの世界にそういう補助事業だから単独でなけりゃならんという理由があるのかどうか、私はおかしいと思います。そういう検討ももともとされてない。最初からとるべき人がとるというような形で指名されたんじゃないですか、今回は。なぜ今回の業者の中にBランクをされたんですか。

それとか、Aランクでも業者の中に全然実際の仕事をしてない業者、はっきり言いまして株式会社匠ですが、ここは建築関係の資材関係を販売してる場所ですよ。なぜそういうところが

指名に入ってるんですか。町長、あんた本当にこういう中身を知った上で指名されたんですか。本当今回の指名を見ると、おかしいですよ。Bランクを、はっきり言いましょ、ここ。あります、ここに。今回指名された清永組は宮崎県のランクでは228番目ですよ。それから、辞退をされましたけど、稲元建設は270番目です。三股にはそれ以上の業者たくさんおりますが、そういうところは指名しないであって、指名審査委員会で、今回はこういうものを含めて審査されたんですか、本当にそれをされたものを町長は全部信用して、そのまま指名されたんですか、変えたんですか、それとも。審査委員会で審査されたものを指名がえをされたんですか、それについてははっきり答えてください。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 指名審査委員会の中では、いわゆる3,000万円以上の下請ができるAクラスの特定制建設業の中から何といたしますか、推薦といたしますか、選定をしたところがございます。

○議員（2番 財部 一男君） 違う、中身が。

○町長（桑畑 和男君） ただいま副町長が申し上げたとおり、指名審査会におきましても、それぞれの業者をチェックしながら慎重に審査をしたものでございまして、これを私たちとしましては尊重して業者の選定をしたということでございます。

以上でございます。（「違うでしょう。言ってること……」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今お答えをされたことは完璧に違う、食い違ってます。私が言ってるようにBランクを現実には指名されてますがね、これ。今指名審査委員長の方はAランク以上を選定をしたということです。ということは、今回はAランク以上を指名されたんだけど、Aランクなり、特Aを指名されたと思いますが、そういう中からわざわざBランクのこういう人たちが清永組、稲元建設、こういう人たちを指名された、その理由は一言もまだ返答されていないんです。こういうことは今までも、町長は今言ってますけど、こういう指名ができる権限はあなたしかないはずですね。そうでしょ。今回も指名がえをされたということは、これではっきり中身を言わなくてもわかってますけどね。そういうふうに考えたら、町長、あんた本当にこの中身がわかった上で今回指名をされたのか、それともだれかがこういう人たちを入れてくださいと言われてあんた指名されたのか、おかしいと思いますよ、私は。本当にあなたたちが言うようなことが正しいんだったらね。

少なくとも新聞紙上で、これだけ談合情報が出たこういう問題を含めて、簡単な言い方だけで、実際に仕事を進められて、はい、落ちました。91.44で落ちましたから、談合情報全然ありませんと、そんな言い方の認識の問題。そんな形ですれば、ほんの言いわけをして、ごまかして

でも行政は済む。何千万とお金が違うんですよ、これは。やはり慎重な形をしてほしいと思うし、総括質疑では3回しかないの、少なくとも私が今言ったことについては、町長もう一回ぴしゃっとした答えをしていただきたいと思います。

あと多分、先ほど議運の方から申し上げたように、本日の委員会の中で審議をするということですから、私は委員長にもお願いしておきたいと思いますが、ぜひ町長も委員会に呼んで、そのあたりの本当の真相をはっきりしていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思えます。一応回答してください。

○議長（中石 高男君） 今の質問に対しての答弁をもう一回お願いします。3回ですので。町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁を副町長もいたしましたように、間違いないというふうに考えておりますが、委員会の中で、その辺につきましては回答を申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そっちの方は同じ委員会ですから、私は、先ほどありました議案第54号「長期継続契約」について質問をしたいと思えます。

さっきの答弁の中で複数年というのが3年、4年、それ以上もあるということになった場合に、例えば、今話が、北清が出ましたけれども、この場合はお金が相当のお金、単価的な話は何円ですけれども、相当のお金ですね。そういうことによってすべてが制約される、契約が成り立っていることによって、次の年の議会の予算案については、これは契約が成り立ってますよというふうな形になって、例えば、契約案件の最後に出てくる甲乙、疑義がない場合については次年度以降も同じくするというのであれば、最長10年ぐらい延びるということに可能性はあります。私の中でいくということはそういう流れ、例えば、庁舎管理でとると、例えば、今ありました契約が4月1日を超えるということであれば、次年度以降という話の、長期という話ではなくて、翌年度の契約をすることができるということであれば、例えば、その付則の中に、最後に小さい案件であっても、この条例を適用する場合においては議会の同意を必要とするとか、いろんな制約をしないと、この中の第2条の第3項ですか、ここで全部否定してますよね。「前2号に掲げるもののほか、複数年にわたる契約を締結しなければ経済的かつ安定的な業務遂行に支障を及ぼすと認められる契約」についてはできますよと、全部できるということになるわけですよ。そこ辺の考え方を、まず教えてほしいと思えます。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この条例の中では、第2条のところで大まかなところが出てるわけですが、具体的な継続契約できるものについては、規則の方で定めていきたいとい

うふうに考えてるところでございます。これは規則のまだ案でございますけれども、この中には具体的に複写、ファクシミリ、印刷機、電子計算機システム類、通信機器、自動車、仮設建物とか、それから、冷暖房関係の管理業務、エレベーターの保守点検業務とか、消防設備の保守とか、その中に清掃業務というのも入っております。これらをすることができるということになるわけでございますが、期間についても、今のところ最高5年以内ですから、もちろん2年というのもありますが、今の中で最高でも5年かなということで、5年以内というようなことで考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 最高で5年ということのようではございますけれども、「この条例に定めるもののほか」という形で、「必要な事項は規則で別に定める」と、こうなってますよね。となると、その上の方はすべて生きるということに、3項の中に「前2項に定めるもののほか、規則に定めるもの」という形になれば、また話は少し違いますね。こういう形をとっていくと、議案の議会に対する提案はされたときには、いや、これは長期継続契約ではなってますから、これについては審議はできませんという話になりかねません。極論をすればですね。こういう自治体の話というのは、例えば、県でも持ってますけれども、船とか、そういう形で、その期間にもうないと、よそに行ってるんだと、そういう流れでしなければならないということは容易に想定できます。

しかし、三股の場合において、そういうことをやるという形の中で言えば、あえて長期とせず、翌年度にしなかった理由を再度お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 長期継続契約というものは、翌年度ということは2年と決まってるわけでございますので、2年で、それでいいのかという話もあるわけでございます。3年、4年というものもあるわけでございますので、あえて2年しかできないというのではまた不都合も生じるというふうに思います。これはどういったものができるのかというところの中身については、例えば、債務負担行為がございます。債務負担行為とはまた違うんだということでございます。例えば、プレハブを借りますと、4年ですと、1年目、2年目、3年目ということで、200万ずつの800万ですよというものが最初からわかっているものについては、これは長期継続契約ではしない。債務負担行為ということでお願いをすることになります。金額が、ごみは住民が幾ら持ち込むかわからない。

したがって、単価的に1トン当たり38円ですよということで、実際の量は約1,000トンから出るわけでございますので、その総額は相当なものになるのかなというふうに思います。そ

の辺もありますので、2年ということにすることについては、2年たったら同じような現象がまた出てくる。もちろん、5年目でも同じような現象が出てくるわけですが、その辺を極力事務の不都合的なものをなくそうというのが自治法でできたものでございますので、ひとつ、そこを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 先ほどあったように、債務負担は債務負担でできるわけですね。それはそれでありながら、これをわざわざやるわけですから、それについての考え方は、私自身はこれについて納得がなかなかできない。いろんな意味で、これに逃げれば、すべてができる可能性があるわけですね。役務の提供です。役務の提供をしないものは何がありますか、ほとんどが役務の提供です。言えればですね。そういう流れで、まず見てほしいと思います。私、総務の委員会の方に付託されるようですから、総務委員長の方にそこら辺も含めて論議をしてもらうようお願いをすると同時に、再度、債務負担とこれについての明確な話をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 今の質問に対しての答弁。企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これについては、したがって、先ほど申し上げましたように、債務負担行為でできるものについてはしないと。例えば、清掃、清掃もごみの清掃じゃなくて、役場の中の清掃でございますけれども、役場の庁舎の管理、警備委託については、例えば、4月の1日、2日に、土曜、日曜であった場合に、そこでいろんな事件が起こる、だれがするのか。ところが、3日になってさかのぼってすることは当然警備会社も責任は負いません。こういったものについては、明らかに、例えば、清掃でしたら、今のは警備ですけれども、これについては1日からやっておかなければだめなんですね。これについてはこれが適用できるだろうと。

ところが、清掃でございますが、掃除、3日から契約しても何ら不都合はない。したがって、清掃についてはそれはできないというふうに思っております。したがって、そうしなければ不都合があるものをやるんだということでございまして、そして、債務負担行為でやれるものについてはできないんだと。債務負担行為という制度があるわけでございますので、できないんだというふうに思っているとございまして。

以上でございます。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議長、今の答えが違う。清掃って書いてあるがな。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長、もう一回。

○総務企画課長（原田 順一君） だから、今申し上げましたように、清掃の中にもいろいろありますよということでございます。役務の提供という中にはいろいろあるわけございまして。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 清掃って書いてある。

○総務企画課長（原田 順一君） だから、清掃の中も債務負担行為でやれるもの、（発言する者あり）契約に不都合があるものはない。ここの方に書いてあります。「事務に支障を及ぼすもの」というんですから、安定的な業務遂行に支障を及ぼす、支障は及びません、庁舎の清掃は3日に契約しても及ばないから、これができないという意味でございます。先ほども言いましたように、例えば、警備であれば、支障を及ぼします。だから、支障を及ぼすものはできるということでございます。以上のように解釈しております。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。上西君。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案59号です。「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてお尋ねいたします。

介護保険分が上がるというふうな第6条中、「1.59」を「1.87」、第7条が「7.25」を「7.63」、この介護保険分てありますが、大体平均で、これは40歳から64歳までの人に当てはまると思うんですけど、このあたりがどれぐらい町民、国民健康保険税がアップになるのか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） お答えいたします。

三股町では、国保、医療費、介護納付金は増加いたしております。平成19年度の保険税率の医療分は、来年度から医療制度改革による影響が不明確なため、前年度と同率でありました。介護分は、激増を緩和するために昨年から2年にかけて切り上げさせていただいております。ちなみに、介護分につきましては14年度に上げて、18年度にまた上げております。平成19年度、1人当たりの介護納付金ですけれども、第2号被保険者、40歳から64歳分は、全国で給付金が2兆840億円、第2号保険者が4,212万人いらっしゃいます。それで割りますと4万9,476円ですけれども、本来は介護納付金の50%を税で徴収するようになっておりますけれども、介護給付金は半分の2万4,109円になるわけです。

三股町は2万2,916円で、これよりも少なく抑えてあります。ちなみに、納付金ベースで計算いたしますと、1人当たり2万5,073円と負担が大きくなるため、各税率の伸びを2分の1%に抑えて、ちなみに、1世帯当たりの税試算、モデルですけれども、課税標準額が150万円、固定資産税額が4万円、夫婦2人の場合で5万5,802円であります。そして、平均しますと1人当たり2万2,916円に圧縮してあります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西君。

○議員（3番 上西 祐子君） ことしはほかの税金も上がってるわけですが、介護分に対して、

また、これは2万2,916円というのは値上げ分ですかね。

○町民保健課長（重信 和人君） 値上げ分は2,731円が値上げ分です。

○議員（3番 上西 祐子君） 2,000。

○町民保健課長（重信 和人君） 2,731円、平均ですね。

○議員（3番 上西 祐子君） はい。町全体が幾らになるんでしょうか、この分でいけば。予算に反映される、介護に反映される分です。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 調定額で5,962万円でございます。

○議員（3番 上西 祐子君） 5,900。

○町民保健課長（重信 和人君） 62万円、調定額です、これは。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 7番。議案第66号についてお尋ねいたします。

この前いろいろ説明を受けたわけですが、この中で、新構造基準法が6月20日から施行されるという面のポイントが、一番大きなポイントになったかと思うんです。その件について、この資料を読んだ場合には非常に現状の基準で、今いこうとしてるわけですので、じゃ果たして新基準との違い、そしてまた、そういう中身というんですか、耐久力とか安全性とか、そういうものは、まず考慮された上で、今の基準でいこうとされたのか、その辺1点お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 6月の20日から新構造基準になるということで、従来新耐震基準という格好で建設に取り組んでおるところで、第1期工事の管理棟も新耐震基準で実施したということになります。それで、新構造基準の中身については、教育課としては具体的なところはまだつかんでおりません。これについては6月20日以降に仮に着工するとすれば、設計のやり直しという形になります。その中で、新構造基準に合わせた設計になっていくということになります。新構造基準というもともとの発端は、先般お話ししましたように構造計算書の偽装事件という形で、今回の法改正の重点は検査手続、検査機関、そういうことに重点が置かれたもので、建物的な、構造的な意味合いで、現在の構造に不安があるという形ではないと思っております。

それで、仮に6月20日以降の工事でなければ安全性は確保されないと仮にすれば、現在取り組んでいる、6月で完成する管理棟、そのものの安全性も逆に否定される形になっていくんじゃないかなと。現在、日本国内、56年以降の建物については新耐震基準に基づいて設計がなされて、建設されてるわけです。100メートル、200メートルの高層ビル、これの安全性につい

ても、今回の法律で、法改正によって否定されるものではないということで、そういう形の中で取り組んだ、いわゆる現法で建てられた建物の安全性については、これは実証、保証済みだという中で、19日までには着工したいということでございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この前の説明ではそういうものは全くなされなかったというか、私が聞き漏れたのかわかりませんが、こういう資料を見た上では、より強度な構造設計をされるのであれば、そっちの方向にするべきじゃなかったのかなという、さっき申したような不安というのが当然出てきたわけなんですけども、経済的なものを優先するのか、あるいは皆さんの安全を優先するのかというのを考えたときには、そういう説明が受けてなければ、当然金額的なものじゃない、人の命の方が大事だという視点に持っていかなきゃいけないはずなんですよね。ですから、それをこれは新耐震基準ですか、これでいけば、全く構造としては問題ないと、耐用年数もしっかりそういう保証されるというものはあるわけですね。わかりました。

それと、そういうもので安全だというのが保証されるのであれば、あとはさっきおっしゃったような6月20日、そういうものの期日的な制約、それを考えたときに駆け込み的なものとして印象を受けております。となれば、これはもっと、なんぼ土木事務所が許可を出すのがおくれたと言ったとしても、もっとそこらを去年の6月の時点で、新基準になって、6月20日以降は新しいのでいきますよというのは1年前からわかってたわけですから、それを逆算したときにこうこうだというのをしきれなかった。これは執行部としてのこれは責任があるんじゃないかと思いますが、その辺の認識としてはどういうふうにされていたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 法律の施行は、18年の6月21日ということになっております。

ただ、その概要について示された、これが実質は教育委員会には来てないんですけど、19年、ことしの5月18日の官報に掲載されたということで、官報に掲載されてから、まだ1カ月たっていない段階ですね。教育委員会の方にもその文書は全く来ておりません。今回事業に取り組む中で、先週の月曜日、6月11日の段階で、設計事務所の方から、法施行後の着工後、法施行前の着工についての詳しい説明を受けた、その段階で結果として駆け込み的な形をとらざるを得なかったということです。

それと、今回の6月20日以降に施行される新しい改正法、この中で、附則の中で経過措置というのがございまして、先日若干説明いたしましたけれども、19日以前の着工のものについては、改正法は適用しないという形です。法律を改正しながら、19日までの着工のものについては、いいということは、新耐震基準に基づく建築物についてはその安全性を逆に保証してるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 質問というよりか、まだまだもっと委員会の中で本当審議していただきたいというのはあります。皆さんの執行部の方がいろんなものに関して本当にそれこそ普通の言葉で言うと、包み隠しなく資料提供、あるいはいろんな情報等は提供していただいて、本当に我々が町民の皆さんに、我々も実はこうこうこうだったんだという説明ができるような、そういう内容として委員会では審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑はありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案第63号で二、三点お聞きします。

一般質問でも取り上げておりますが、委員会に所属しておりませんので、基本的なことをちょっと聞きたいと思います。

1ページです。特別損失ということで300万が予算計上されておりますが、私は資料を執行部の方から提供してもらったんですが、基本計画書、平成18年度医師会と結んだ契約書、これを今もってずっと何回も目を通してはいますが、この中で、地方交付税の範囲ということで一応明記されておりますが、そこは1,700万は、どの時点で予算化されたのか、そして、3月の議会に私いなかったものですから、ちょっとこの内容を、そして、交付税措置を何条で明記されてるのか、ちょっと確認のために説明をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。副町長。

○副町長（原田 一彦君） 指定管理の基本契約書（案）——これ案だったんですが——の第5条において、「予算の定める範囲内において指定管理料を支払うものとする」ということでうたつてあります。

それから、「乙が管理する施設において、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙が協議し、対応するものとする」ということでございます。

それから、地方交付税、今度協定書になるわけですがけれども、協定書のこれが17年の12月に結んだわけですがけれども、この中で、指定管理業務等いろいろ書いてあるんですけど、この中に指定管理料の交付というのがあります。第8条です。「甲は、指定管理者に対して年度の決算状況に応じて指定管理料を支払わなければならない」、そして、「2、指定管理料は、甲が措置する予算の範囲内で、甲と乙が協議して定める」というふうになっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今の契約書の内容はわかりましたが、医師会と町が一応去年で

すか、契約書を交わしたわけですが、契約書というのは一定の法的な効果の発生を目的として  
るということで、非常に拘束力が強いわけですね。法的なそういう意味ではここに、この条文の  
中に医師会が取り消すという理由は、何を、取り消していいですよと、指定管理者制度、管理者  
を返上してもいいですよという条文は一つもうたってないんですね。

だから、私から言わせますと、向こうが契約を履行してないで、破棄してるのに、何で  
1,700万とか300万とか、向こうが契約書を履行してないんですね。この中には何も。

だから、そこ辺の法的な根拠というのが非常にここはあいまいなような感じが、お互いにやる  
ことをやって、ぴしゃっと履行して、その後、円満にこう、その後、管理料を幾ら払うとかとい  
うのですが、この法的な契約書の中には何ら医師会が、この契約そのものが経営移譲を目的と  
して契約されてるわけですね。16条にちゃんと書いてあります。向こうは経営移譲をやるとい  
うことを前提として契約してるのに、一方的に9月の、というのは指定管理者制度を導入して、  
4月から9月に返上の、返上ということは、始めたときからすぐ返上しようといういかげんな  
医師会の態度に対して何で我々は、自治体の方は出さんでいいお金を出さないといけない。その  
法的な、どこの中に、条文の中に書いてあるか、そこ辺を説明してもらいたいと思います。

○議長（中石 高男君） 答弁。副町長。

○副町長（原田 一彦君） 協定書においては、「指定管理者の指定期間は、18年の4月1日か  
ら19年の3月31日までとする」ということで、1年間の契約でございました。

なお、9月に通知を受けたのは、3月31日までは行うということの、3月31日まで、以降  
をしないということでしたので、その旨をお伝えしておきます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 詳細は一般質問でも質問しますが、ちょっと今度の契約書とい  
う、今協定書と言われましたが、協定書はあくまでも相手との取り決めですよ。

しかし、契約書というのは法的な拘束力を、法的な効果は出るということで、そういうこと  
は、契約書というのはもっと厳しい内容で、お互いにその中には信義誠実の原則ということ  
で書いてありますが、そういうことをぴしゃっと信義に基づいて、あくまでも三股町としては  
経営移譲をするということで、2年間の手続的なことがあるから、その猶予を与えると。そ  
して、向こうはそういうことで、16条を見ましても、経営移譲を目的として引き受けてい  
るのに、一方的なものに対して我々が何で、町民の税金を1銭なりとも使いたくないとい  
うのは、そういう意味では、契約書の内容は非常にあいまいだなということを申し添えて、  
質問はこれで終わります。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

---

### 日程第3. 常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。議案第66号を除く各議案は、付託表（変更案）のとおり、それぞれ常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出されるようお願いします。

また、建設文教常任委員会は、この後、議案第66号を審査していただき、本日委員長報告を行っていただきます。建設文教委員会は開催されますので、ただいまより本会議を休憩します。

午前11時05分休憩

---

午後3時58分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

### 日程第4. 建設文教常任委員長報告（議案第66号）

○議長（中石 高男君） 日程第4、建設文教常任委員長の報告をお願いします。東村さん。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） それでは、本日の本会議で建設文教常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

開会后、まず、教育課及び技術者より本議案の工事の概要について説明を受けた後、委員からの質問に答える形で審査を進めました。この中では、主に改正建築基準法による影響等について審議がなされたところであります。

昼食のための休憩の後、指名審査委員長である副町長、総務企画課より課長と担当職員を説明者として質疑を行いました。ここでは主に指名審査及びそのやり方について審査したところであります。

その後、町長に出席を求め質疑を行いました。ここでは指名の内容について種々質問がなされたところであります。

当委員会といたしましては、あらゆる角度から慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。詳しい、細かい点につきましては、質疑に答える形でお答えしたいと思います。

審査の過程で、今後町長は指名審査委員会の答申を尊重するのではなく、答申どおりに指名するようにすべきであるということを附帯意見として決定いたしましたので、申し添えます。

以上で、建設文教常任委員会の審査の報告を終わります。

---

#### 日程第5. 質疑・討論・採決（議案第66号）

○議長（中石 高男君） それでは、日程第5、質疑、討論、採決を行います。

議案第66号「工事請負契約の締結について（平成19年度三股中学校整備事業第2期普通教室棟建築主体工事）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 委員長にお尋ねしますが、先ほど委員長報告がありまして、町長も出席をされて質疑がされたということですが、私は、総括質疑でも申し上げましたが、ランクを無視した今回の指名のあり方、このことが一番の私は大きな問題だというふうに考えます。前にもランク無視ということでありまして、否決をした経緯もある、あのときは電気工事だったと思いますが、そういう経緯もあったことですし、当然幾ら町長の専決事項であるとしても、町長がランクを無視してまで指名をしたということは大きな問題があると、そのあたりの質疑の状況を、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○建設文教常任委員長（東村 和往君） その点について委員からも質問があったわけですが、執行部の答弁によりますと、今回の13社の指名、これはすべてAランク以上でありまして、県の何と申しますか、審査ではBとかなってる業者もおりますが、本町においては町の独自のランクが設定してあり、800点以上がAランクということで、Bランクは入ってないということでありました。

以上です。

○議長（中石 高男君） 質疑はありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私が言ったのは県の関係ですが、それであれば、なぜじゃ三股町内にも、総括質疑でも申し上げましたけど、当然優秀な会社が3社ないし4社ぐらいあるわけですから、そのあたりも含めて検討されたのかどうか、そのあたりについての質疑はどうだったのか、教えてください。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○建設文教常任委員長（東村 和往君） 指名について質問があったところですけども、この13社、すべて町のランクとして、ランクとは先ほど申しましたように、でありますけれども、

ほかにも優秀な業者はいるということだったんですが、結局指名は町長の専決事項であるとの答弁でありました。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 議案第66号について反対の立場で討論をいたします。

本案は、6月5日の宮日新聞の報道で談合情報の記事が掲載されて、町民もびっくりしたというのが本当だろうと思います。そういう意味では、余りにもそういう談合情報があるにもかかわらず、町執行部の方は予定どおり11日の日に指名入札が強行されてきたというのは、今までの情報の中でそのとおりなんです。そういう中で、今回の落札の結果といいますか、談合情報においては93%というような形の情報が出されておった。結果は91.44%だったということで、談合情報どおりではないということで、この落札が有効であるとして、今回議案が提案されたところであります。

本日の総括質疑においても、私は、この工事案件については当然特Aで指名されるべき性質の工事だというふうに思っておりますが、今委員長の報告では、三股の場合はAという形であるということで、県のランク表でいけばBランクにしてる業者というのははっきりしてるわけですから、そのあたりを考えれば、当然私は最低Aランク以上という形ですべきだと思いますが、そういうランクを無視した今回の指名であるということは、今回の質疑の内容でもはっきりされてきたと思います。

こういう談合情報がある案件については、本当は執行部としては最善の努力をして、住民に対しても周知徹底させるという意味も含めて、慎重な対応をしてほしかったというのが本当の気持ちです。そういう中で、町の税金を預かって執行する当局においてはもう少しそのあたりを含めながら、だれが言っても納得ができるような方法で、ひとつ工事案件等については慎重な対応をしてほしかったというのが私の本当の気持ちであります。そういうことで、私は今回のランクを無視したような形で、また、談合情報があるような案件をこのような形で引き続いて議決を求めるような案件については基本的に反対いたします。

ということで、以上で反対討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第66号は、建設文教常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ここで本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後4時09分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午後4時12分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議とします。

ここで、お諮りします。請願につきましては、総務厚生委員会の付託を省略することで御異議ございませんか。よろしいですか。（「省略」と呼ぶ者あり）省略、いいですか。省略、取り下げ、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中石 高男君） では、取り下げといたします。

○議長（中石 高男君） では、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時13分散会  
-----

---

平成19年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成19年6月25日(月曜日)

---

議事日程(第3号)

平成19年6月25日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣について

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	副町長 .....	原田 一彦君
教育長 .....	田中 久光君	総務企画課長 .....	原田 順一君

税務財政課長	……………	渡邊 知昌君	町民保健課長	……………	重信 和人君
福祉課長	……………	下石 年成君	産業振興課長	……………	木佐貫辰生君
都市整備課長	……………	中原 昭一君	環境水道課長	……………	福重 守君
教育課長	……………	野元 祥一君	会計課長	……………	上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行ないます。発言については、申し合わせ事項を遵守していただきますよう御協力方よろしくお願いいたします。

なお、今定例会から一般質問は質問席から行なうことといたします。質問の仕方については、従来の演壇からの方法と同じであります。

まず、通告されている質問について、質問席から一括質問していただき、今まで自席からされていたその後の質問は質問席から行なってください。それに対して町長も従来どおり最初の一括答弁のみ演壇から答弁していただき、その後は自席からお願いいたします。

発言順位1番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） おはようございます。それでは、通告に従いまして御質問いたします。1番目の公共施設についてであります。植木、稗田地区の児童館、体育館の建設についてお聞きいたします。この問題は平成12年ごろから何回も議会で取り上げておりますが、いまだ一向に進展しておりません。その後の取り組みはどうなっているのかお聞きいたします。

次に、町立病院の問題についてであります。町長は昨年3月の議会において指定管理者制度を導入し、医師会に経営してもらうのが最善の選択だと申され、昨年4月から医師会に経営を任せておりましたが、それが9月に半年もたたないうちに管理者の返上を一方向的に通告してきました。これこそ地域医療を担う団体として無責任で町民をばかにした不当行為であり、一町民として強く義憤を感じるものであります。本町と医師会が結んだ契約書はどうなっていたのか。なぜ契約を一方向的に破棄した医師会に町民の大事な公金の中から2,000万円という大金を赤字のつけとして出すのか、また、小牧整形病院との契約はどうなっているのかお聞きいたします。

3番目に、均衡ある町発展についてであります。本町は西側の発展が目覚しく西高東低と言われておりますが、もちろん西側の発展につきましてはまことに結構なことではあります、均衡あ

る町の発展のために、また、かつて町の中心であった山王原、仲町、樺山地区の賑わい復活のために思い切って三股小学校を文化会館の周辺に移転し、将来のために中心部のまちづくりを進めてはどうかと考えておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

以上、3点について、まず御質問いたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、公共施設について、植木、稗田地区の児童館、体育館建設の要望についてその後の取り組みはどうなっているのかということでございます。まず、児童館のことについて申し上げたいと存じます。植木児童館は昭和41年に建設されまして、築40年を経過いたしております。施設の老朽化が進んでいる中で利用児童数も増加の傾向にございます。

一方、稗田児童館建設については、稗田地区には児童館がない状況であります。現在、本町の児童館は他の町に例を見ない児童館数の状況を考慮すると国、県の補助は大変難しいものと考えられ、また、町単独での新設は財政状況から厳しいものがあるわけでございます。したがって、植木児童館の改築、稗田児童館の建設については、西植木コミュニティーセンターと併用する形で植木、稗田地区を統合した形で多くの子供たちが利用することができるよう計画中でございます。西植木コミュニティーセンターの施設をそのまま利用して附属の施設でございます図書室、事務室、それから広場の土の入れかえ、防球ネット、フェンス等を児童館として整備する計画でございます。非常に厳しい財政状況の中でございますが、平成20年度を目途として整備を考えているところでございます。

それから、体育館の要望についてでございます。体育館建設につきましては、平成12年3月議会で陳情書が趣旨採択されことでございます。その必要性は重々認識をしているところでございますが、御承知のとおり、国の三位一体改革に伴う補助金の廃止や地方交付税の大幅な削減により地方財政は一段と厳しい状況を迎えております。

また、教育委員会サイドにおきましては、現在、三股中学校の整備事業や総合文化施設周辺等整備事業を推進しているところでございまして、引き続き勝岡小学校体育館の建てかえをはじめとする4つの小学校の体育館改築事業など大型事業が目白押しでございます。そういうことを踏まえますと、現段階で植木、稗田地区の体育館の建設に取り組むことは極めて厳しい状況下でございます。

なお、平成20年には第6地区分館を拠点施設といたしまして総合型地域スポーツクラブが立ち上がることになっておりますが、スポーツクラブの今後の推移等も見ながら体育施設の整備に

については検討していく必要があるではないかというふうに考えております。

それから、次の町立病院についてでございます。指定管理者であった医師会と本町の管理者契約はどうなったのか。なぜ赤字補てんするのかと、小牧病院との契約はどうなっているのかということでございます。本町と医師会における国保病院の指定管理契約につきましては、三股町公の施設にかかわる指定管理者の手続き等に関する条例第6条第2項の規定に基づきまして契約を締結したもので指定期間が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間として国の許認可によっては指定期間の変更もあり得るとしており、指定管理料につきましては予算、地方交付税の定め範囲内で町と医師会が協議して定めるということになっているところでございます。すなわち指定管理料は施設の管理運営に対する委託料である。赤字補てんは全く考えてないところでございます。

それから、小牧病院との協定につきましては、指定期間をことし4月1日から平成21年3月31日までの2年間といたしました。指定管理料は施設等の施設維持管理料として支払うものとしているところでございます。

また、国からの用途廃止の許認可の時期によっては、指定期間の変更もあり得るということでございます。

それから、平成18年度の医師会病院と本町との指定管理の契約のこの経緯につきましては担当課長の方から申し上げたいと存じます。

それから、次の均衡ある町政発展について、西地区、東地区の均衡ある発展のため、第1地区の賑わい復活のため、三股小学校の移転を考えてはどうかということでございます。三股小学校は現在の早馬神社の境内に、三股町で最初に創立された130年の歴史を誇る小学校でございますが、現在地に大正14年の3月に移転をいたしました。既に80年が経過しているわけでございます。この間、同校を卒業した卒業生は戦後だけでも約1万人に上り、多くの町民の母校となっているところでございます。そういうことでありますので、移転するためには用地の取得や校舎の建設に数10億円という莫大な事業費を要しますので、現在の厳しい町財政の中ではそうした財源を確保するのは不可能に近いのではないかと考えております。

また、移転すべき特別の事由が発生した場合はともかくといたしまして、町の活性化という理由で学校を移転するのは、町民の理解が得られないのではなかというふうに考えております。そういうことで、三股小学校の移転につきましては今のところ、全く考えてないところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 第1点の植木、稗田地区の児童館、体育館ですね、このことは

先ほど趣旨の中で言いましたように、12年度から再三にわたって私も4回ほど質問しとります。また、同僚議員も数名の方が質問していると思います。ただいま町長の答弁を聞きますと、私が去年3月の議会で質問しましてその質問の答弁が先ほど言われましたそのままが入っているんです。西植木コミュニティセンターを利用して附属の施設、図書館等、事務、広場の土の入れかえとかですね。もう1年以上になっているんですよ。また同じような答弁をそのままこの議事録に残っているそのままの答弁をされておりますが、1年3カ月もたっています。そのときにはこの答弁の中にもコミュニティーセンターを児童館に向けた施設の補修改修をいたしていきたいというふうに考えておりますということで、もう1年半、もう約1年半ばかり前にも言われているんです。そういうことで一つもいつの答弁を聞きましても確かにそのときはやるようなこと言っておりますが、やってない。私は財政が厳しいというのわかります。しかし、町政の中身を見まして稗田、植木このあたりはかなり我々の、前も申しましたが、自主財源確保、固定資産とかいろんな財源の確保に対して非常に貢献しているんです。この地域の子供たちのために先ほど42年に児童館ができて行って見てくださいよ。お粗末ですよ。40年たっております。そのときの植木に子供たちがわずか38人とか、40人とかいうことを地域の人から聞いております。今、植木だけでも300数名の20名ぐらいの子供たちがいると思います。そして、稗田を合わせれば三股西小学校に通っているまず60%まで言いませんが50%以上、半数近くはこの地域から通学してこの地域に住んでおります。その子供たちのためにいつもいつもやるまねのような行政、私は特別急がなくていいと思いますが、しかし、平成12年からこれだけたっていて、まだ今これから検討するという、そのそういうスピード感のない行政に対して町長はどう思いますか。同じことを1年数ヶ月前も答えているんですよ。そんなことを議事録を見れば一向に進んでないということですが、どうですか、その辺をお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、本町は一昨年からは中原第3団地の建てかえに、そして、18年度から三股中学校の大規模改修事業、そしてまた、長田地区の簡易水道の整備ということで3つの大型事業で事業費が約43億円という大きな財源を投じてこの事業に取り組んでいるところでございます。そういうことで厳しい財政事情というものは十分おわかりかというふうに考えております。すべてが全部できるわけじゃございません。ということで、先ほども申し上げましたように、平成20年の目途として計画をしているところでございますので、ひとつその辺につきましては御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 町長、私も議員を10何年しておりますと、財政の厳しいのは

わかります。ただ、私が言いたいのは財政的に余裕がある時はやるようなこと言いまして、そして、なくなると財政が厳しいからと、それはいろんな案件としては当てはまるかわかりませんが、私が今この児童館、体育館については、これはちょっとその場しのぎの答弁じゃないかなと思っております。というのは、平成14年に町長は現場に、植木の児童館の現場に視察に来ていましたね。行きましたね。もうあれから四、五年たっております。あのとき私は非常に期待しました。町長はみずから来てくれたなということで、地域の人たちも非常に喜びまして児童館の係の方にも少しずつ前向きに前に進みますからということで報告に行ってその後はまず最初にあそこのプールを、プールがそのままになっております。もうお粗末なプールでも行って見てくださいよ。ボウフラが湧いていますよ。非常に危険なものです。かえってああいうのを放置していると。それを14年度プールを現場を取り壊すということで私に申されたこと今でも記憶に残っております。そのぐらいのことしてくださいよ。あそこをもっと広場的に広くすれば子供たちも少しでも遊び場が広がりますので。そのままですがねプールが、何も使われてない何10年も使われてないプールをそのまま放置して本当にやるまね行政と言われてもそれは失礼ですけど生きた行政、地域の本当の地域のことを思って、みずから少子化時代といわれておりますので、そういうことはみずから行政の側から進んで子供たちの本当の施策を講じるべきじゃないかなと私は思います。町長、もう1回答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、本町は非常に児童館が12カ所ございます。現在県全体で80ぐらいでしょうかまだ100は行ってないというふうに考えておりますが、非常に多くの児童館を抱えているところでございます。そういうことで補助事業で取り組んでもちょっと補助事業では難しいんじゃないかというふうに考えているところでございます。先ほども申し上げましたように、平成20年度を目途としてやるということでございますので、ひとつ再度御理解をいただきますように考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかく早急にですね取り組んでもらいたいと思います。もう植木と稗田で町の人口も6,000人ちかくなるんじゃないですか。そのぐらいの地域に対して行政が目を向けていかないからいろいろ地区の自治公民館の問題とか、支部参加をしてない住民の方々が多くなっている。やはり町に対しての愛着が出ないというのもやっぱりそういうことでその地域にやっぱり目を配ってできることはどんどん進んでしてやるというやっぱり前向きな姿勢が必要だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目に、小学校の三股小学校ですね。中心部の活性化についてお聞きします。かつて

私も山王原ですね、に住んでおりましたが、昭和29年から39年まで約10年間住んでおりました。そのときの賑わいというのはやはり町長も御存知だと思います。中心部で本当にあそこに役場とか、農協とか、郵便局全部集中しておりましたね。そういう面で非常に賑やかな、私はまだ小学生の時代ですが、中学の時代ですが、そういう記憶が本当にこの質問をしているときも懐かしく思ってこの地域をどうしても何としないといけないなということをもうこの数年間考えておりました。というのは、町がさっき言いましたように、西高東低ということで植木とか、稗田とかああいふ都城近辺が栄えるのはそりゃ結構なことだと思います。これはしかし、民間の民活の力じゃなかったかと思っております。私も平成2年に町会議員なりまして感じたことは、却って三股の人口増加が三股町の均衡ある発展の阻害になったんじゃないかなと今考えております。というのは、やはり人口がふえることが一番の活性化になるということでみんな何か人口、人口ということばかりに目が移ってその間、民間がどうしてもああいふ地理的な有利な、経済的に有利な今6地区、7地区、8地区、9地区ですね、この地域に力を入れてこの地域は非常に発展しました。その分、行政の私は怠慢だと、1地区、2地区このどんだんだんだん空洞化になっていきますがね。やっぱりこれは長年にわたってやっぱり真剣にまちづくりというものをどこに中心部を置いてまちづくりをしなかったやっばつけが今、回ってきているんじゃないかなと思っております。三股小学校、三股の山王原の児童館に行っても夕方に行くと寂しいものです。あの広いところに子供たちが数名しかいません。そういう状況を見ますと、果たしてこれでいいのかなと人口だけふえて中身がどんだんだん乏しくなって自分たちが思っているまちづくりが一つもなされてないということで感じましたので、小学校をもちろん移転するというのは大事業です。わかっております。しかし、何かこの中心部を何とかしてやろうということで、行動に移していかないと時代の流れとかそういうことで一言で終わらせて何も手を打たないというのは、私はやはり、行政の先ほど言いましたように怠慢になるんじゃないかなと思っております。現状の今の、この1地区、2地区を町長は見られてどう感じますか。お聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 三股小学校の移転についてでございます。三股町の場合はどうしても都城に近い関係、商業圏、経済圏すべて都城が中心ということになるわけでございますので、過去の歴史的な背景を見ましても大正から昭和の初めは山王原の上の方が町前と小字もまだ残っておりますが、あの辺に早馬神社に小学校があった。そして、山王原に銀行があり、郵便局があったということでございます。そういうことで歴史の変遷から大正14年に現在地に三股小学校がなされたということでございます。そういうことで以前から本町はこの商店街のこの形成がなされてないこの特異な町であるというふうに僕は前々から認識をいたしているところでございますが、昭和60年ですかね、今の都三シティーあの辺にこの何が都市化の傾向になったということでご

ざいます。どうしても先ほどから申し上げておりますように、三股町は人口からいったら大きな町でないといかない商店街も、ところが、都城が近い関係でどうしても商店街がばらばらであると、まとまった商店街がないということは本町の歴史の中でもこれが言われているわけでございます。そういうことで三股小学校を移転したからといってここに町が発展できるのかどうか商店街が、その辺も疑問であるわけでございます。何と言いましても特別な事情がない限り小学校の三股小学校の移転については今のところ、全く考えてないというのが本音でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 町長は全く考えてないということはまちづくりに対してどういうふうな考え持っていらっしゃるのか。今のこの1地区、2地区の子供たちの数だけで判断するわけじゃないですが、どう見ても空洞化を起こしていますよ。やっぱり活気がないですがね。そして、三股小学校のやっぱり子供たちのある程度の多い、少ないというのも大事だし、現実にとんどもんどもん落ち込んでいっております。もちろん少子化時代だということもわかりますが、逆に西小学校はどんどんふえております。そういう面で何か施策を打ってください。それをやはりこの中心部の人たちは待ってると思います。町長がこの1地区から町長がもう二、三十年の間にはほとんど町長が1地区から出てるんです。この座元がどんどん寂れてきておるといのは何かやっぱり地元に対しての足元に施策を打ち、ましてここは1地区です。1地区ということは1地区からずうっと9地区まで町の中心だったということは、それを衰退させるということはやはり三股町の将来にわたっての存亡にかかるんじゃないですか。この近い将来道州制も導入されるといようなことを聞いておりますが、どう見てもそうなってくると私は川北の方が今度は三股の中心になってくると、今は川南こちらの方が中心ですが、どう見ても1市5町の合併を完全に道州制が導入された場合は、やはり高速を中心としたちょうど高木のあたりが地理的にも中心なんです。ここにだから隣の長峯市長はサブシティー構想ということを出して将来を見据えたまちづくりをしていこうということで取り組んでおります。三股町もそれにやはり私は積極的にやるためには、この1地区、2地区を将来のためにやっぱり残すためには今手を打っていないと大変なことになると思いますので、ひとつ町長、その小学校移転ということを私が提起しましたので何かしらまちづくりというものを真剣に考えて、その中からまたいろんなことが生まれると思います。考えてそういうことを含めていろんな考えをお互いに知恵を出していけば今のままじゃ私はいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目になりますが、町立病院の問題です。この問題は総括質疑でも二、三点ちょっとお聞きしたんですが、昨年9月に医師会が指定管理者を返上するということでしたが、そのときに町長はどういうことを一方的に向こうはやめると言ってきたわけですが、どういうことを感

じましたか、お聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は1年間の契約で医師会病院が、指定管理をお願いしたということですが、昨年の4月1日からお願いしたところでございます。ところが、9月の中旬になりまして医師会病院の役員の方が見えまして、そのときに経営が非常に不振であるというようなことを言われるわけでございます。そのときに私もこの会長の方にそのような悲観的な考え方やいかんとじゃないですかと、1年間の契約をしてですね、やってもらわなければならないわけですから、そのような悲観的なことは僕はよくないということで強く申し上げたわけでございます。そして、その後、4月1日から契約については返上するという公的な文書がまいったわけでございます。そういうことで、やることをやって収支が不振であればですけども、やることをやらなくて、そのようなことになったということございまして、私も非常に残念でならないわけでございます。しかし、このことは3月まではとにかくやってくださいと、契約どおりやってくださいということございましてそのときはお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 町長は医師会が運営していくのが最善の方法ということですね、相手方を非常に信頼していたと思います。しかし、先ほど、契約についてはどうだったのかということをお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 医師会と三股町の基本契約については、平成18年4月1日から19年3月31日までとすると、ただし、病院施設整備への補助金関係ですね、手続きによっては許認可によっては指定期間の変更もあり得るということであっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私は平成18年度基本計画書これが契約書ですね、私資料を持っておりますが、契約書と牧会との対照表というのをこれですね。これを何回と契約書を読みましたが、契約というのは一定の法的な効果の発生を目的として契約を結ぶわけですね。私はああいう協定書とかいうのはただ単なる約束事であって、この契約書ちゅうのは法的な根拠に基づいて法的な効果が発生しますということで、非常に拘束力は強いとそのための契約書だと思っております。それでこの中身を見まして、どこに医師会が、19条まであります。どこに医師会が管理者の返上をしていいのかという条文がどこにありますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その条文はございませんけれども、医師会といたしましては、もう9月末決算をもった段階で約5,000万円ほど赤字ということで、それではもう経営はできないということで返上文が来たんですけれども、三股町としても来年の3月まではやるんですけども、次の指定管理者候補に大変だろうから早目に返上文を出したということを知っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ということは、条文に書いてないと、契約をしてないということで返上したわけですので、これは完全な契約違反じゃないですかね。この条文に書いてない。普通は取り消す理由とか、こういうことだったら取り消していいですよ、返上していいですよという条項が書いてあると思いますが、どうなんですか、そこら辺は。書いてないわけですから。書いてないのを一方的な破棄、普通の契約だったら契約違反です。契約を履行しないということですね。普通の民間の感覚はそうですよ。行政はそういう幅広い判断をするんですか。どういう判断をされて破棄しているわけですから。町長どうですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 医師会病院との契約はとにかく1年ということで契約を締結をしたわけでございます。そういうことでその返上の問題につきましては、この19条ですね、疑義の決定、この契約に定めのない事項または本契約に疑義が生じた場合には甲と乙が協議して定めるという条項があるわけでございますが、この中で協議をしていったところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 確かにそういう疑義が生じた場合と疑義は生じてないですがね。向こうの一方的な破棄ですがね。というのは、私も何回も読みました。第15条、真偽誠実の原則、これがやっぱり契約書では非常に大事な条項であります。条文ですね。真偽誠実ですよ。契約書の事項は真偽を重んじ誠実に履行する。真偽というのは約束を守り、義務を果たすということじゃないですか。それは果たしてないでそれに一番おかしいと思うのは、そういう一方的な契約を破棄した相手方に対して予算をわざわざ組んで、これは町長は赤字補てんじゃないと言われますが、完全な赤字補てんですよ。1,700万円もそれにまた今度予算で300万円上がってきていますね。これはどう考えても反対じゃないですか。こっちの方が契約を破った人間に対しては損害賠償請求するというのが、普通の私は契約だと思いますよ。何で破った人間に頭を下げて、言えば、お金を持って行ってそこ辺はどう考えておられますか。契約破棄だと思いますが、その辺は町長はどう考えておられますか。契約違反、町長に聞いております。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） とにかく契約は昨年4月1日からことしの3月31日まで1年間の契約でしたわけですから、ことしの4月からはどうこうじゃないわけです。1年間の契約でお願いをしていると医師会病院は指定管理をやったところでございます。また、指定管理料につきましては、経営の収支いかに関わらず、あくまでも施設の管理料であるということになります。管理料として存在します。そのようなことで私としては解釈をしているところです。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私はやはりこれは大事なことだと思います。契約を交わしているわけですから、先ほど1年間と言われるようなこと言われますが、16条に、町長はこの契約を本当に見ているんですか。この契約書、16条に期間満了の経営移譲ということで相手方は医師会は指定管理者期間満了後は経営を移譲すると、経営を行なうということで認識して契約書結んでいるんですよ。これは1年間という契約は1年ずつの契約は私たちに去年だったですか、私は3月の議会でも聞いておりますが、あくまでも医師会が経営を移譲すると私たちに経営をさせてくださいというための猶予期間、というのは総務課長が再三にわたって国庫補助金の補助金をもらっているから、ここで三股町がやめるということは手続きをして補助金の返還請求がくるからわかりませんので、その間、1年、2年手続き上、その経営は移譲できませんとそれが済んだら速やかに経営移譲するということは、この16条にちゃんとうたってありますがね。これは完全な、これ今さら1年間だった、それも1年もしないうちに、はい、私はい、じゃあ、何のために町がわざわざ経営移譲を目的として契約を結んで、そして病院経営移譲等審議会をつくって将来経営を移譲する、あの土地の問題とかいろいろそういう前向きにそういうことで契約を結んだわけです。それに対して向こうは一方的に破棄した。やめるということを一方的に来て、今までのこの契約書に関しては一つも履行してないですよ。それを何でこちらの方から、甘い顔というとなんのために町長、副町長は交渉したんでしょ。何のために、どういうことしたんですか。この、そういうことを踏まえたら一言で済みますよ。契約を一方的に破棄したと、それに対して私たちは一銭なりとも町民の税金を使うわけにいきませんと、向こうが破っているわけですから、私は後の交付税相当額とかそういうのは言いわけなんです。それはちゃんと契約を履行して真つ当に真偽誠実の原則を守った相手方に対して町が何か瑕疵があったとか、こっちの方がいけなかったとかいうことがあれば、そりゃ、ある程度補てんしてやってもいいですよ。何ら町は落ち度はないですがね。それに対して公金を2,000万円も出すんですか。どこにその条文が書いてあって、こういう条文がありますから法的にはこういうことになっていますから、管理料か赤字補てんか知りませんが、出しますという明確な答弁をしてもらわないと、町民がこういうことを知ればみんな税金を納めるのは大変なことで納めているんですよ。その税金の公金の重要性を、

重さ、本当にそういうことわかってたら私は、びた一文、何もこっちが悪いことしているわけじゃないですから、そこ辺どうなんですか。その辺の判断をぴしゃっと明確に町民に示してくださいよ。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 先ほど担当課長が申しあげましたように、指定管理料の交付に関しましては、第5条で予算に定める範囲内において指定管理料を支払うと、乙は甲の施設での運営を有効的に行い、経営の健全化に努め、年度末の決算状況により指定管理料は甲と乙が協議して定めるという条文に従って指定管理料を支払っているところでございます。そして、私たちがこの契約違反、契約違反とおっしゃいますけれども、やはり根底にあるのはやっぱり町立病院を残したいと、そして、町民の医療施設として地域医療施設としてやはり町民の疾病、予防、それから予防接種、検診等をそれぞれの医療機関としての役割を果たしてほしいという願いが心の中にはありました。それを規定どおりといいますか、いわゆる契約どおり本年度の3月31日までは履行してもらいました。おかげで町立病院がそのまま継続運営されたところでございます。そういうことも考えながら赤字を補てんするということじゃなくて、やはりそういうように誠意を持って、町立病院の管理運営にあたってくれたということも、加味した上での支出でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今副町長はそういうふうに言われますが、確かに医師会とのいろんな信義上の協力体はしていかないといけないと思います。ただ、私は契約を結んだ以上はそれを履行しないと、じゃあ、ああいう団体にだけ、町民が本当にそれを、もし、町と結んでいるいろんな物品の場合とかいろんなそれに対して違反した場合、そういう猶予のあることを言えますか。これは金、向こうはですよ、営利団体です一つの、要するにやらしてくれと指定管理をやらせてくれと、儲けが出れば利益が出れば自分たちのもの、赤字が出れば町に、そうりゃ、そういう今こじつけのように答弁を私は、町民は絶対納得しないですよ。というのは、去年のこの経緯、18年度からの、この前5月18日に資料がわたりました。この中身を見ましても、ことしの19年の2月8日、赤字補てんはしない、施設の改修費、機器購入費のみとしてしか払わないということで、ここで、ここあたりまでは強く出ている町はですね。ことしの7月1日から結んだ小牧病院との何回も言ってますが、3月の7日、病院経営移譲審議会ですかね、これを開きまして町としては小牧病院との整合性を考えると維持、補修相当額しか出せない、そして、4月の9日ですかね、800万円ということで、もうこれが最終決定になっているはずですよ。それを、その後経過見ましても、いかにも医師会の一方的な、何か弁護士に相談したら交付税相当額の2分の1は町が出すべきだというような、それは向こうの言い分です。我々は町民の大事な大事

なお金を、少しでも1円たりともむだなことはしないという、本当にそういう自覚があればこういう経緯ですよ、何か一方的に医師会からその医師会の言うことだけを聞いて、町当局は我々の議会の方に再度持ってくるという、それは交渉じゃないと思いますよ。いかがですか、経緯ですよ、経緯をしてちゃんと結論を出していた問題を、何でもまた、幾らか出すとかなったんですか。そこでびしゃっとしたもう結論が出ていますがね。この経緯見りゃあ。結論を何のために病院経営移譲審議会等で結論を出しとってですよ、それを相手方に伝えて、また再度向こうから何か言われたら、それに対応するという弱腰姿勢じゃどうしようもないじゃないですか。どうなんですか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 弱腰と言われますが、私たちも私たちのいわゆる内部では、やはり自分たちの正当性といいますか、それを協議するわけでございまして、話し合いというのは私たちが一方的にこう決めたら、もちろん私たちはそういう気持ちで臨んでおるわけです。しかし、話し合いの中では一方と折り合いがつかないということもございまして、どちらかが折れなくてはいけない、それはだから、一方的に折れるんじゃないで、両方とも話し合いながら合意点に達するというのが、話し合いではないかなと私は思っています。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかく公金の重要性とか考えた場合、2,000万円というお金を向こうが経営をさせてくれと、経営ということは、やっぱりある程度の利益を追求する団体に対して、赤字が出たからといって、それをこっちから破られた人間から補てんするという、そのこと自体がもう理屈にあわないし、町民の納得は得ないと私は思います。やはり指定管理者制度の医師会という、こういう、無責任だと思います。この団体にやはり管理を任せて、なぜ民間団体に任せなかったのかということのも大きな問題ですよ。私は参入させてくれと言った病院からも話を聞きました。最初から医師会を指定管理者、最初から医師会ありきだったということで、ことが進んでいったんじゃないかなと、疑われても仕方ないですわね。こういうことになると、本当に民間団体が本当に約束を破ったら、そういう温情をかけますか。絶対かけないでしょう。契約どおりしてくださいと、経営移譲をするということで、あんた達が、我々はそのために経費も町も使っているわけですがね。何のため病院経営移譲審議会と、これもいろんな方々が入っていると思います。これもむだなお金ですがね。そういうことはびしゃっと認識してもらわないと、医師会を、そりゃあ、医師会と真偽を重んじてこれからするというのは、そりゃあ別問題ですよ。毅然とした態度をするときはしていかないと、公金の垂れ流しは私はいけないと思いますが、町長、もう1回お聞きます。その辺はどうだったんですか。何か特別なことがありやあ言ってくださいよ。普通は私たちはこういう、私は考えです。契約を破棄した人間に、特別な何

か契約の裏があったとか、裏と言うと語弊がありますが、あればそういう理由があれば別ですよ。しかし、今の私に渡った資料とか検討しましたら幾ら、どう考えてもこれは不当な支出だと私は考えておりますが、町長の見解をもう1回お聞かせください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実はその指定管理料の額の問題につきましては、副町長を長とする研究会の方でも、何回となく協議を重ねて、そのようなことで額についても決定をしたものでございます。契約違反と言われてもいたし方ないわけですが、やはり、去年の4月から熱意をもって最初はやってもらったわけですが、たまたま途中で経営不振だということが出てきて、やむなく今回のようなことになったわけですが、そういうことでひとつ御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 最後になりますが、何で町立病院の問題が私が取り上げていくかということ、昨年の指定管理者に移行する前に、24名という方々は、役場の方に職員として採用されました。これは悪いとは言いませんが、しかし、本当にそのときに真剣な対応をしとけば、果たして、技術職で入った人たちが24人も役場の方に来られて、1億5,000万円の概算ですけれど、人件費の高騰になって、これがずっと引きずっていくんですよ。その単年度で終わるわけではない、そういう、お金までその職員の方々には、本当にこっちで一般職員になって大変だと思います。それはそれとして認めますが、そのぐらい、公金の支出というのに莫大なお金を使って、またこれに2,000万円も追加するという、やっぱり公金の重さをもっと自覚してもらいたいな、と思っております。本来ならば、三股町の方が損害賠償を請求するのが妥当だと思います。それを最後に述べまして私の質問を終わります。

-----  
○議長（中石 高男君） ここで11時05分まで本会議を休憩いたします。

午前10時49分休憩

-----  
午前11時05分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、私は質問事項に基づき質問いたしますので、明確な回答されるよう求めるものであります。

まず、町長の政治姿勢について伺いますが、私は去る12月議会また今年の3月議会においても町長の政治姿勢について質問しておりますが、12月議会における町長の答弁については、町内業者等の指名は要望取り扱いをすると回答されております。また、3月議会における答弁については、指名回数等において多少のバラツキが見受けられたので、今後、解消をしていくと回答されております。また、入札制度については、一般競争入札にかかわるその気持ちというのは、前を向いて変わらないと発言されております。そして、19年度中には一般競争入札制度をスタートしたいと回答されております。こういう回答を見る限りにおいては、本町においても入札制度は改革される道が開かれたものかなと思って、私も町民の方々も、少しは安心するところがあったんじゃないかなと思っておりましたが、ところが、本年4月28日の宮日新聞の第1面に、三股町長が指名外しと大きく報道されております。多分に、宮日新聞を見た町民も私ももびっくりして、返す言葉のできないようなショックを受けたんじゃないかなと思っております。町長たるものがこのような発言をし、新聞報道がされることなど前代未聞の事件ではないでしょうか。本町はおろか県内においても、また、全国においてもこのような報道がされた事件を、私は聞いたことがありません。

6月に入りましてから、三股中学校の普通教室棟建築主体工事に関し、談合情報が報道されましたが、一連の報道を考えて見るときに、町長の政治姿勢が改善されてきたとは、とても考えることはできません。

そこで、質問いたします。この報道記事についての町長発言は、報道のとおり間違いのないのか、まず伺います。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、答弁を申し上げます。

町長の政治姿勢についてということでございます。このたびのこの報道記事につきましては、私の不徳のいたすことから、まずもって、町議会をはじめ町民の皆さん方に大変御迷惑をおかけしましたことを、心から深くおわびを申し上げたいと存じます。

報道につきましては、そのとおりでございます。なおまた、業者の指名につきましては、昨年の1年間におきまして一部偏りが見受けられたことは事実でございます。そういうことで、今後見直していくということを申し上げたところでございます。

また、どこでも実施しているということで報じられたわけでございますが、これにつきましては、一般論を述べたものでございまして、町民の皆さん方に大変誤解を与えまして、まことに申しわけなく存じているところでございます。

いずれにいたしましても、執行者としてこのような発言がまことに軽率であり、また、不適切

な発言であったと深く反省をいたしているところでございます。

なお、これから今回のようなことのないように、みずからを律し、猛省すべきところを猛省しながら、自重自戒に努めてまいりたいと、いうふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ただいま町長の方からおわびの言葉、軽率であったと、そしてまた、深く反省をしているとこんな形での返答がありました。もし、本当にそういう反省の気持ちがあるとするならば、私は新聞報道があった時点において、何らかの意思表示をすべきことであつたと、ところが、私が初めてこういう一般質問をすることによって、今初めて、町長のそういう反省とか、おわびの言葉があつたわけですが、町民は今までもそういう話は全然聞いてませんし、当然そういう発言をする機会というのは、今までも何回もあつたと思います。本町においても4月の統一地方選挙があつた後、5月1日に臨時議会もあつたことだし、そして、全協等も開かれてきましたが、もうそういう中でも、私はいつかされるのかなというふうに考えておりましたけど、幾らたつても全然返答がない。そういうことで私が今回、質問をしたところであります。そういう意味では、やはり町長たるものが、このような態度をとっていること自体が、私は三股町の恥だというふうに思います。そういうことで、謝れば言いというだけのものでは絶対ない、というふうに考えます。この新聞記事を見るだけでも、先ほど少し回答の中にあつたようですが、うちだけではないと、どこでもやっていると、というような発言をされています。こんな発言をされたら、どこを指して言われたのかなとほかの市長さん、町長さんたちも、多分、県内の町村だけでなく全国の人たちが、びっくりしたのではないかな、というふうに思います。多分こういう発言ができるということは、それなりに町長会とか、県町村長会とかいろんな会合があつたりするでしょうが、そういう中で、町長もやはりいろんな人たちとお話をする機会が、多分に十分あると思います。そういう中での話が出てきたから、こんな発言が出たのかなという気もしますが、そのあたりについて、もう1回お答えをいただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、どこでもやっているとこの発言でございます。これにつきましては、一般論的なことを述べたものであります。真意ではございません。この発言につきましては、猛省をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） どこでもやっていると、4年間全くやってないとか、というような発言がされておりますが、今言われたように、一般論で言ったということ、一般論でそんな話

があるのかどうか、私も聞いたことはないんですが、私は、こんな発言をされる範囲には、やはり町長自体が、そういう姿勢というか、入札関係に関する姿勢、選挙運動を加勢せんかったら指名せんよと、というようなものは根本的あつたんじゃないか、あつたと、そういうことは、今回の新聞の中の記事の中でも、県の公共工事入札適正化検討委員会の座長を勤められる宮崎大工学部の中澤隆雄教授ですか、も、ちゃんと宮日新聞なり読売新聞の中でも言われております。確かにこういう形で今、全国的な流れというのは少なくとも宮崎県もそうですが、一般競争入札とか、そういう方向に流れていく中で、3月議会に私が言ったように、町長は19年度からやりますというような言い方をされておったにも関わらず、さきの議決しましたけども、三股中の教室の主体工事等においても、誰が考えてもおかしい指名入札をされました。それも聞いて見ると、町長が指名がえをして決めたということは、総括質疑等でも明らかになっております。そういうふうにと考えると、本当に反省する気持ちがあるならば、私は19年度から大きな工事については、やはり今流れ中で、全国の流れの中であるように当然一般競争入札をするとか、少なくともJVを組んででもやらせるとか、やはり皆さんによく言われるんですが、地元業者を何とか育成せんにやいかんとか言われる、そういうこと考えれば、やっぱそういう人たちを何とかする方法を考えると、いうものが出てくればいいんだけど、現実そうでもなかった。やはりそのあたり考えれば、やはり町長自体にそういう反省するどころか、ますます三股を、入札制度が、改革できる方向にはならんで、税金のむだ使いをされているというふうに言わざるを得ません。そういうふうにと考えれば、私はもう少し本当のおわびと言うんだったら、当然町民に対しても何らかの形でびしゃつとした形の、そういう意思表示ちゅうかな、おわびとかするべきだと思うんですが、どのような形でされるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） このたびの新聞報道につきましては、執行者としてあるまじき適正を欠き、かつまた、不信を招くものでございまして、かかる不適切な発言の責任を重く受けとめているところでございまして。そのようなことから、この責任問題につきましては、内部で十分協議、検討してまいりたいと、いうふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ただいま内部で協議して考えてる、私が今言ってるのは、町民の方々のほとんどがこの新聞記事に目を通されていると思います。そういうように考えるならば、当然、町民に対して本当の町長の姿勢というのが、でない、町長に対する信頼感というのは、失われてきたと私は思います。やはりそう考えるならば、ちゃんとした形での、おわびなりとか、するという意思があるのか。ただ、協議をして対応するなんていうのは、私はおかしいと、やは

り自分で起こした問題ですから、自分で起こした問題は、やはり、自分で刈り取っていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりはどう考えますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、この責任問題につきましては、十分かんがみて、猛省をしているところでございますので、責任については十分内部で協議、検討して、対処していきたいと、いうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） きょうも、傍聴席の方にはたくさんの町民の方々も、心配されて見えております。今町長が答弁されてるようなことで、果たして町民の方々は納得するのかなど、私は納得しないだろうと思います。やはり少なくとも、町長としての姿勢を出すならば、町は広報誌とかありますよね。そういう中で、今内部で協議していったから、そういうのでぴしゃっとした発表をしていくとかすべきだと思うんですが、その協議をしていくということですが、どう協議をされる予定ですか。まずそのあたり、処分といいますか、町長の姿勢が、こういう形で、町民に不信感を与えたわけですから、当然、言葉上の反省はあったにしても、言葉上の反省だけでは、私は町民は納得しないと思います。そういうことがあるから、内部で協議ということでしょうから、そうであるならば、この内部で協議というのはどういう内容なのか伺います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今後、内部の協議に入るわけでございますが、まず、この責任問題でございますので、自分の身をどうするかと、いわゆる、減給措置というようなことになろうと思いますが、そういうことで、責任を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長みずから責任問題で、自分の身の処し方をしていかにやならんと、いうふうに回答されましたが、私は当然だと思っていますし、このような大きな町民だけじゃなくて県民、それから他の市町村長さんに対しても、言葉で謝ったから済むという問題じゃないような大きな記事であります。そういうふうに考えるならば、私はみずからの責任を取るといふのであれば、町長、内部で協議というよりも、みずから、この問題の責任を取って辞職をすると、いうぐらいの腹がないと、私は町民の納得がいかないのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど申しあげたとおりの、対処協議検討をしていきたいと、いうふう

に考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 協議をし、協議をし、対処するというような答えしか返ってきていませんが、私は今申し上げましたように、当然、町民から信頼を受けて町長になった人が、このような不祥事な事件を起こしたということ事態を考えるならば、私は町長という資格はないと、断言しても、十分言えるんじゃないかなと、いうふうに思っております。ということを考えれば、先ほど申し上げましたように、ぜひ協議というんじゃないかと、みずからの身の施し方といいますか、は、ちゃんと取るべきだというふうに思いますので、ぜひ、みずからの責任を取った行動をしてほしい、そのためには、辞職表明が一番だと、私は思っておりますので、そういうことを申し上げてこの一般質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 発言順位3番、大久保君。

〔4番 大久保義直君 登壇〕

○議員（4番 大久保義直君） それでは、通告に従い質問をしてみたいと思います。後ろの方が聞こえないということでございますので、もう少し大きな声で申し上げたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ声あり）私は長田地区簡易水道工事の3カ年計画について、まず、水道事業の進捗状況と加入予定世帯及び家庭工事の負担について、伺いをしてみたいと思います。なぜこんなことを尋ねるかと申しますと、実は工事費負担の見積りが高い、一番最初の説明会と違う気がする。来てほしいというようなことがありましたので、3回長田地区にまいりました。その1つとして、工事費等の説明が不十分ではなかったかというのが1つ、そして、そこで現在の進捗状況は何%あるのか。あるいは加入予定世帯は何戸数なのかお伺いをしてみたいと思います。

2として、水道事業にとっては大事業と思いますが、まず、この説明会に町長または副町長かどちらか出席されたのか。担当課長及び職員が出席しての説明会を開いたのか、伺いをしてみたいと思います。

そこで、まず、3として、個人家庭の見積りについての不満が聞こえております。これは私も担当課の方にも聞きましたが、やはりそのような声が聞こえておるような気がいたします。

次に、4として、工事が完了した家庭で請求書がまいります、見積書となぜ違うのか不満がある。見積書と違うということを探ねられてきました。そこで工事内容を統一してほしい。まだ、着工していない世帯も多いということでございますが、見積りの時点で、このように聞いたところでございます。コンクリート舗装の場合は、1メートルの工事費は幾ら、もちろんこれには厚さの関係もあるとは思いますが。

それから、アスファルトの時点でも1メートルが幾ら、これもアスファルトの厚さの関係もあると思います。それから、3点目は、素掘りの場合は1メートルが幾らか、こういう問題を、町の方で、しっかりとした線を出してほしいということでございます。もちろん、これには統一した見積書を業者と行政側と協議して、指導力を発揮してもらいたいということでございます。

次に、工事にあたっては業者の考えだけでなく、工事の考えを尊重してやっていただきたい、と申し上げますのは、まず、メーターからいよいよ屋敷内に通るわけですが、その点について、やはり、個人としてはこの場所を通してほしいと、安上がりになるというようなことも言われましたが、そういうことも、やはり、今後まだまだ工事が下の方に移っていくわけでございますので、十分検討していただきたいと思っております。

それから、今後説明会においては、大きなパネル等で十分に説明をしてほしいと、A3のあいうもので説明をしてもらったって困ると、やはり国会でもいろいろやるじゃないですか。こういうことが計算でどうだと、そういうような、やはりパネルでも大きなのをつくって、そして、説明をしてほしいということがございました。そういうことで、あとは答弁に従ってお尋ねしたいとまいります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

長田地区簡易水道工事についてと、水道事業の進捗状況と加入予定世帯及び家庭の工事負担についてということでございます。長田簡易水道事業につきましては、総事業費7億7,700万円で平成18年度から平成20年度までの3カ年の継続事業として、昨年度より施工している事業でございます。平成18年度の事業実績は第1水源さく井、導水管634メートル、主要配水管など8,948メートルを布設し、2億2,953万円を支出いたしております。そういうことで平成18年度末現在の進捗率は、予算ベースで約30%ということになっております。

なお、長田簡易水道計画区域内世帯数は、平成18年3月末現在で326世帯で、事前申込書提出世帯が284世帯、今後加入予定世帯9世帯、加入未定世帯が5世帯、未加入意思確認済み世帯が28世帯というふうになっております。

それから、家庭の工事負担についてでございます。配水管本管から取り出し工事及び宅内配管までの接続は個人負担となっており、工事代金について本管から宅地までの距離、路盤の状況、土質の種類、道路との高低差、出入口舗装の有無など諸条件により、金額にかなりの差が生じる状況でございます。ただし、本管理設と同時に本管からの取り出し工事を行ないますので、通常に取り出し工事よりは安い金額で施工でき、施工業者はその点につきましては認識しているものと考えております。

なお、説明会には今までの説明会につきましては、担当課の方で行なっているところがございます。

そのほか具体的なことにつきましては、担当課長の方から答弁をお願いしたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） いろいろお金が伴うわけでございまして、本管工事につきましては町の方でやりますけども、本管からメーター、メーターから家庭使える状況になるまでの配管工事については個人負担ということでございます。当然、個人とそういう指定業者との間で工事をされるわけでございます。いろいろそういう話もございまして、業者を呼んで聞いて見ますと、やはり見積もりのときには、実際の支払いよりか高くないように、配慮された金額で最初の見積もりをやっているというようなことを言っております。質問がございましたけども、統一した単価を出すのがいいのかどうか、と申しますのは、98社今指定工事店がございまして、我々としては、この業者にだれに頼んでもいいわけございまして、先ほど町長が回答しましたように、本管工事をしている業者に頼まれた方が有利ですよ。安くなるんじゃないですかということで今やっている簡易水道組合さんの方には話しをしてそのようにされております。統一した単価がなかなか出すのはどうかなというふうに考えております。宅内の配管については、どこを通しても結構ございまして、一番安いところをコンクリートがないとか、舗装がないとかそういうところをされるなり、あるいは業者さんに、配管については業者でないといけませんけれども、穴を掘ったり、埋め戻しをしたり、そういうことは個人でもされるわけです。そういうところは、業者さんと話をされればいいんじゃないかなと思っております。今度の木曜日、6月28日に新しい組合長さん等も変わられましたので、この人たちに対して、説明会を行なう予定にしております。今までも大野簡易水道とか、大八重の組合の方々には説明会をいたしましたけれども、資料等がちょっと見づらいということであれば、そういうまた機会あるときは、そういう資料を携えていきたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 問題は、工事をやる場合に、宅内の工事をやる場合に本管からメーターまで、メーターから宅内、これは個人負担だということになるわけですね。そこはいいんですが、問題は先ほど申し上げましたように、見積もりをされた後に請求書がくる、そのときに、やはり違うというような声も聞きました。私も先ほど申し上げましたように、3回ほど長田に出向いておりますが、どうも説明が不十分であるというようなことは先ほども申し上げましたように、ただ、こういう用紙に書いて、図面を書いて、こうやったって夜にやるか、昼にやるかわかりませんが、そりゃ到底、高齢者の時代でわかりません。じゃから、大きなパネルで

もつくって、模造紙という大きなものもありますから、ここからここまでは個人負担ですよ、ここから宅内に入りますからここもおたくの負担ですよ、というようなことを、はっきり言うてもらえばわかったんだというようなことも聞かれましたので、ひとつそのような説明会をしていただきたいと思っております。まだ、仮屋も下の方はまだ着工しておりませんですね。それで、今度は轟木というふうに19年度に移っていくと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、これは検討する余地がないかどうか。先ほども申し上げましたように、県道を例えて申し上げますと、歩道のところに本管をつけるというのが県の許可と、前、福重課長は申し上げられましたですね。それで、この反対側は県道を通って、6メートルも7メートルも反対側の個人の家は、掘らにゃいかんじゃないですか。掘って配管を入れて、そしてまた埋め戻しをして、舗装をしなけりゃいけない、この辺がどうも腑に落ちんとよなど、こっちは歩道があったために、もうすぐメートル、そして、もう宅内施設と、こっちはまた6メートルも7メートルも、引いてこれも個人負担だと言われるからどうも納得がいかない。この辺は何とかならんもんか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） はい、今言われるように歩道の反対側の人は長いですわね、距離が。最初から県道に、本管をいけるのは大部分は県道なんですけど、協議の段階ではもうそういうふうには県道についての専用は、歩道があるところは歩道ということで、あと秋丸水道あたりについてはそのあたりが不公平があるからということで、プール計算でプールでやろうちゅうような工夫はされているみたいですけども、これについては何度となく、車道の中に、そういうことを、要望はしたんですけども、県道ということで、やっておるということです。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 町長、今の問題ですが、何とかよか知恵は出らんもんかなと思っておるんです。はっきり言うて、道路を横断するには個人負担ですね、本管がほんの目の前にあってメートルまで、これは1メートルも2メートルもありませんわ、私、現地を見て見れば、その件と、宅内に入った場合はこれは幾らかかるとも、これは個人負担です。この県道とか、あるいは町道を横断しなければならないところを、何とかいい知恵は出らんもんかなと思っておるんですが、というのは、先ほど秋丸の問題が出ましたけれども、秋丸は積み立てを大分してるらしいです。2,000万円ぐらいかな。1,000幾らけ、これだけ今まで積み立てをしておるということで、今申し上げましたようなことはプールでやる。こちらにも迷惑がかからんように、こっちにも迷惑がかからんように、とにかくお互いに今まで積み立てしてきたんだから、県道を横断しようがどうしようが、これはもうプールでやると、というようなことを言われましたけれども、

いい考えだなと思っておるんですが、今後、下の方に移った場合には、非常に道路整備もよくなってきております。相当な距離になると思います。何メートルか。その辺を個人負担ちゅうたら、それこそ国民年金生活者、いろいろ問題が出ちりますけども、われわれでは到底これは負担はできんとですよと、いうことを言われるんですが、その点は町長、よか知恵はないですか。なからんなら、もうないでもいいんですが、ちょっと。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいまお話がございましたように、牧野水道の場合はプールでやるということです。非常に自己負担が少なくていいんじゃないかということでございます。言われるとおり、車道の方は結局、南側の方で、結局、自己負担がそれだけ重なるわけでございます。いろいろと考えて、牧野の水道と、ほかのところをもしやった場合、不均衡を生じるわけですね。その辺の問題もあるしで、この問題については非常に難しい問題じゃないかと、いうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） いや、本当ですね。反対側にある人たちは本当に真剣なんですよ。見積もりがこれだけきた。あつら道路のところまで、僕らどんが負担せんにやいかんたろうか、ていうようなことで心配されておりますけれども、工事負担を払えるか払えないかも、秋丸についても、はっきり言うて、もう工事はしたくなかったと、しかし、最後では、我々も年を取っておるから、一度ぐらいは子供たちも喜ぶだろうし、大変喜んではおられます。そういうことを申し上げておきたいと思っておるんですが、ネックというのは、やはり、先ほどから申し上げますように、歩道側から反対の方に、個人の配管を引く場合に、相当な金がかかるということでございますので、その点も、やはり今後十分、町当局で検討をしていただければありがたいなと思っておりますが、その検討余地はないかどうか、福重課長、どうですか。

○議長（中石 高男君） 福重課長。

○環境水道課長（福重 守君） 確かにそうなんですが、心配されているのは簡易水道組合で組織があるところは、そういうふうに積み立てとか、今まで持ってるんです。大野とか、飲供と言われる小規模の簡易水道組合のところです。そういうところが心配だろうと思うんですけども、水道は、今度の長田水道は、水道事業会計でやっておりますので、なかなかそう言われても、今のところ、対案はないということでございますので、先ほど申しましたように、自分たちでそういうふうに業者さんに協力できるところはやって、少しでも金額を安くなるというふうなやり方でも、恐らく業者はいいと思うんですね、加勢をしてもらえば。結構、人件費が高くなりますんで。そういう努力を、やってもらえれば、またいいかなというふうに思ってます。

○議長（中石 高男君） 大久保君、しますか。大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 今、進捗状況も聞きましたが、あと、19年度ですね、20年度で終わるわけですね。

その点もありますので、やはり担当課としては、やはり、今後みんなが納得いくような説明会をして、そして、前向きに、完成するような努力をしてほしいということで、申し上げて質問を終わります。

○議長（中石 高男君） ちょうど時間が12時前になっておりますので、ここで昼食のため、1時半まで本会議を休憩します。

午前11時47分休憩

午後1時30分再開

○議長（中石 高男君） 時間ではありますが、傍聴席の方が聞こえにくいということでありますので、放送設備の状況が悪いためでありますけども、質問、答弁も大きな声でひとつお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） 質問をする前に、初めての議会ですので、執行部も、議会で建設的な答弁をお願いしたいと思います。通告しておりました4つの件につきまして、考えなりというのをお聞きしたいというふうに思っています。

まず1番目の防災無線の関係でございますが、これにつきましては、いっぱい雑音がするとか、こたまで聞こえんとかという苦情が、多分来てるんだろうというふうに思いますが、その対応をどうされているのか、もし雑音がすると言われたら、それを撤去するとか、もしくは新たにやりかえるとか、何かそういう方策をとられているのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それと、設置の経過、要するに今何年ぐらいになってるんですかということです。それと、これに対するリニューアル、放送もテレビ等もアナログからデジタルへという形の中で、町としてはこれについての考え方をどうされているのか、考えられているのかということをお聞きをしたいと思います。

2番目ですけれども、先ほど午前中にも質問がありましたけれども、入札の制度について、町内の建設業者というのは、多分、町の発注が、大半のものを占める業者がいらっしゃるんじゃないかな

いのかなというふうに思っております。そこで、お聞きをいたしますけれども、一番新しい年度で結構ですので、わかっているところで年度における随意契約、どれくらい年間されているのか、それから、同じく指名を幾らぐらいされているのかというのをまずお聞きをしたいと思いますし、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、指名の変更等々、他の自治体でもやっていたらという事を新聞紙上で書かれてましたけれども、ならば他の自治体で指名審査委員会をされた後に、町長でそれを変更されるという自治体がいかにあるのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、その他の——随意契約、指名、一般といろいろあるでしょうけれども、その他の方向について、何か協議をされたことはあるのかどうか、一般競争入札がすべてのような発言もあったようですけれども、私とすれば、まだほかに何かあるのではないのかなというふうに考えております。それについて、何かそういう協議をされたことが、経過があるかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、3問目ですけれども、委託等々、いろんな契約の方法があるわけですが、人件費がほとんどだというような契約においてですね、例えば7割で応札したと、だからそこにするという——なったときに、果たしてそこはどのような契約の内容としてされているのか。例えば7割になったんで、働いている人も、ごめんですけれども去年よりも70%カットして支払いますということに短絡的になってるとすれば、それは果たして、安ければよいという形の中でいいのかどうかということもひっくるめてお聞きをしたいと思います。

町民が絡んでいる、加入している事業として、そうであれば、今度は購入という、要するにその人たちが生きていくために、最低の給料、賃金というのはどういうふうに踏まえられて、そういうことをされるかどうかということも含めて、答弁願えるとありがたいと思っています。

最後ですけれども、窓口の証明についてお伺いをいたします。この問題につきましては、前にも答弁があったやに議事録に載っておりますけれども、私は町民に対するサービス、特にベッドタウン化している三股町の中で、8時半から5時までという役場の職員、大変一生懸命やっておりますけれども、しかしそこで終わりであります。

そうすると、自動交付機が、これは例えば5時以降、設定だけしとけば19時、7時ぐらいまでは大丈夫ですよ、土曜、日曜もあいてますよ、というサービスができるのではないのかと。三股町に住んでよかったなと思う人、自分は寝て朝起きて町外に仕事に行く、帰ってくる時には夜、夕方という人たちも結構いらっしゃるというふうに思います。

その中で、ならば日曜、土曜、昼休みと限らず5時以降に証明を発行する、役場の職員と顔をあわせることなく、そういう証明がとれるというためには、サービス向上という面から見て、導入すべきだというふうに思いますけれども、町長の御所見をお伺いいたしまして、一括質問にか

え、よろしく申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、防災行政無線説明についてでございます。①の一斉放送の現状について伺う、雑音等の現状は把握しているのかということでございます。

御承知のとおり、本町の防災行政無線につきましては、移動系と固定系の2つのシステムで構成されておりますが、御質問の防災行政無線広報塔は、固定系として住民に広く、等しい情報の提供と防災対応の見地から、昭和55年度に消防庁の補助事業によりまして2,000万円の交付を受けて、総工費6,790万円で設置しているところでございます。

当初、基地局のほか37基の広報塔を各地域に設置しておりましたが、地域住民の強い要望によりまして随時、増設を行いまして、現在ではちょうど50基の広報塔と206台の個別受信機で構成されているところであります。

平成4年度には、2,200万円をかけまして基地局の改修工事を行うなど、随時修繕を行いながらシステムの維持に努めておりますが、築後、25年以上を経過しておりまして、器機の老朽化などにより、雑音が流れたり、放送が途切れたりする障害の頻度もふえており、そのつど修理を行っている状況でございます。

町におきましては、新しいシステムへの更新を考えておりますが、住宅環境や生活様式も大きく変化してきており、現行の方式がよいのか、あるいは個別方式かまた大幅な方式の見直しが必要なのか検討をいたしているところであります。

消防庁では、本年度から21年度までの3カ年の間に全国瞬時警報システム、国が全国の市町村の防災行政無線を自動起動させ、地震速報などの緊急情報を人口衛星をもちいて直接住民に伝達するシステムでございます。これを配置したい意向を伝えてきており、操作卓の改造、あるいはシステム更新を急ぐ必要が出てまいりました。

本町といたしましては、3カ年実施計画の中で平成20年度に中継所適地調査などを含め、調査研究を実施する計画でございましたが、早期に調査検討に着手する必要が生じたところであり、国の制度とあわせて整備のための検討に入りたいというふうに考えております。

ただいま、①と②について申し上げましたが、次の町発注の工事契約についてということでございます。

①の入札制度について伺うと。まず、年度における随意契約の数及び比率はどうなっているのかということでございます。平成18年度における工事の随意契約は、件数で20件、金額で1,353万7,000円で、工事全体に占める件数の割合は、15%、金額の割合は0.7%で

ございます。

それから、年度における指名競争入札の数及び比率はどうなっているのかということでございます。工事の指名競争入札は、件数で113件、金額で18億2,564万4,000円で、工事費全体に占める件数の割合は85%、金額の割合でいきますと99.3%となっております。

それから、他団体の指名競争をどのように把握をされているのかということでございます。他の団体の落札状況等についての詳細につきましては、新聞報道やホームページ等で把握をしているところでございます。

それから、指名審査会の報告を年に何件ぐらい町長で変更されたのかということでございます。指名審査委員会の審査事項による指名につきましては、審査会の意向を十分踏まえた上で指名をいたしております、最終的に私の指名権に基づきまして変更する場合もあるわけでございます。

それから、その他の方法は検討されないのかということでございます。入札の方法につきましては、いろいろあるわけでございますが、現在見直しを進めておりますが、一般競争入札の導入がでございます。当面は、この実施に向けて取り組んでまいりたいと存じます。この導入につきましては、今年度の半ばあたりから試行的にやって、状況を十分見極めながら、段階的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の町発注の委託契約についてと。①の契約方法について伺うということでございます。本町の平成19年度一般会計当初予算によりますと、委託料は7億3,000万円で、総予算に占める割合は8.8%と高い比率となっております。委託契約には、多種多様なものがございまして、施設等の維持管理面では電気、空調、浄化槽、警備、清掃、エレベーターなどの委託、また電算委託や防災無線等の委託、それから工事等に関連したものでは測量設計、地質調査等の委託、それから福祉や住宅政策等に関する計画書の委託、それから指定管理者制度による運営を含む管理運営委託、そのほか家庭から排出される生ごみの運搬等の委託、それから消防を含む各種業務の都城市への委託など多岐にわたっているところであります。

これらは、委託先の給与、賃金等、あるいは待遇がどのようになっているのか調査を実施していないのが現状でございます。委託の種類によっては、直営の方が経営的に安い場合もあるのではないかと、検討が必要だろうというふうに考えているところであります。

それから、4番目の窓口の諸証明発行についてと、①の町民にサービス向上を行う考えはないのかと、自動発交付機の設置は考えてないのかということでございます。

住民サービスといたしまして、日本で初めて平成3年兵庫県の伊丹市に住民票、平成6年、大阪府の羽曳野市に印鑑証明の自動交付機が導入されております。県内では、平成8年に清武町が導入している状況であり、宮崎市も含め現在2団体が設置している状況でございます。

本町と人口規模の類似している清武町の平成17年度の自動交付機の発行状況は、住民票

2,794枚、印鑑証明で4,791枚で、全体の交付枚数の3割程度しか利用されていないということでございます。

また、交付枚数のほとんどが、支所の開設のかわりに設置してある人口密集の住宅街であるJA加納の交付機であるということでございます。ちなみに、三股町では、住民票1万4,531枚、印鑑証明1万1,081枚の発行をいたしているところでございます。

現在は、町民は住基ネットに登録されており、パスポート申請での住民票提出が不要となるなど、登記申請等の電子化が進められております。本町での住民基本台帳カードは、税の申告をされる方や免許証を持ってない高齢者の方が身分証明書として必要とされておりますが、発行枚数は112枚とまだ少ない状況でございます。したがって、住民基本台帳のカード枚数の交付枚数の増加に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

また、自動交付機導入につきましては、県内外の導入状況を見ますと、福岡県で14団体、熊本県で5団体、佐賀県において1団体、長崎県が3団体、大分県で3団体、鹿児島県で4団体、沖縄県で7団体で、まだまだ少ないようでございます。そこで、それらを取り巻くもろもろの課題や問題点もあるかというふうに思われますので、町内に導入調査検討委員会を立ち上げまして、検討をさせてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まず最初の問題から、今ありましたけれども、全国のそういうことが進んでいるんだということのようですけれども、全国規模的なことの話をする前に、例えば自治公民館長さんが話をされるのはよく聞こえるんですね。なぜかというと、1本だけだからですね。

町内で、例えば緊急時、例えば火災とかいったときには、最初の「始めます」と最後の「終わります」しか聞こえないんですね。かえって、それであれば不安をあおるだけという形がこれ見えてまいります。そうであれば、今のいろんな方法があるでしょうけれども、今ある数がAとBの2本立てですかね、聞こえてるようですけれども、それを例えば4分割ぐらいしてみるとか、一斉のときにはすべて一斉でバンと聞こえるんですね。それも何かのいい方策はないのか。

要するに、すべてをこれを更新をするという形が一番いいんでしょうけれども、その前に何かを考える方策はないのか。聞くと、検討したいとか、検討委員会とかって今話が何度か出てきたんですけれども、要するに町民の人が防災無線という形でなるということは、何かの危険を知らしめるわけですよ、要するに町民にとっては。

役場から出てくる非常事態ですね、その瞬間は、どこで火事がありましたよ、どうでしたよ、もしくは行方がわからなくなりましたとか、いろんなことが想定できるわけですが、しかし

し、これ、わからなければどうにもならない。そのための方策という観点からいうと、もう少し一つ一つについてきめ細かな感じをできないのか。例えばスピーカーがこう向いてます——スピーカーの長さによって、何か遠くにターゲットをすとかちゅう形のようにすけれども、スピーカーを小さくすることによって、その地域しか聞こえないようなことをしながらもどうかやるとか。余りにも聞こえ過ぎるといっても、これあるわけです。だから、二重に聞こえてみたり、こだまがじゃましてみたりという形になるんですね。

そういう観点からいって、検討するというのではなくて、そういうことをしたらどうなのかという、まあ、金額もあるでしょうけれども、町民に不快感、不安感を与えないために何かのことを考えてほしいと思いますので、再度町長にそこら辺の検討ということではなくて、施設のスピーカーですね、ラップですけども、その検討からひっくるめて、どういうふうにこの検討したいというのは入っているのかというところをお聞きをしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、本町の現在の構成につきましては、固定系とそれから個別受信機という2本立てで現在やっているわけでございます。何といたしましても、この固定系の方が非常に設置いたしまして年数も経っているということで、老朽化が激しいのは事実でございます。

そのようなことから、やはり、この防災関係につきましては非常に重要なことでもございますし、この防災システムというものはどうしても整備充実を図っていかなければならないというふうに考えております。まだ、検討委員会なるものは立ち上げおりませんが、今後そういうものを立ち上げて検討に入っていきたい。

それと、先ほど申し上げましたように、国、消防庁が21年度から3カ年計画でこのような全国瞬時警報システム、こういうものを国の方でも考えておりますが、これでいくのかどうかということを含めて、検討に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、早く、本人さん、住民の人がわかると、わかりやすい放送施設が早急に完備されることを希望して、この問題を終わりますが、先ほど言ったように明確に検討するというのではなくて、何をターゲットにして検討するかということもひっくるめて、教えてもらうようお願いをしたいと思っております。

次に、2問目ですけども、町の発注工事についてという形でお聞きをしているわけですけども、この全体の随契、それから指名という流れの中で、指名審査委員会を通るということは、この113件が通ったということで理解してよろしいのかどうかお答えをお願いします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） この113件につきましては、工事でございます。工事の件数ということですね。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ということは、この工事の件数なので、これについてはすべて指名審査委員会を経過したというふうに理解してよろしいということですか。もう1回お願いします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） そのとおりでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 113件の契約が指名審査委員会として通った。指名審査委員会の協議を経たということで理解すると、そういうことですので、さてその次に、それについて町長が私が聞いたことについての明確な返答がなかったわけですが、何件ぐらい、これについては町長としては変更をしましたよというところについて、113件ですけども、会社にすれば多分——延べですけども多分100社近くになるんであろうというふうに思いますが、そういうところで町長が自分の権限として行いましたよっていうのは、何件ぐらいあったかというのをお答えをお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 件数については覚えておりませんが、変更できる範囲内で変更をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ということは、一つや二つじゃないんだと。いっぱいあるんだということを、要するに町長は言われたんだろうと思いますね。

要するに、覚えてないということになると相当ないと覚えてないは言えない。例えば1社であれば、今回、今度の中学校のあれがありましたけれども、あれは年度が違っても1回であれば1回、何社しましたよ、もしくは1件についてしましたよ、113分の1ですよとか2ですよとかという話が出てくるはずですので、そうでは——わからないというぐらいの数字が、変更があったというふうに理解していいのかどうかをお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 件数としては、そんな多くないということで考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そんなに多くないというても、業者にしてみれば大変な脅威ですね。足されたのか引かれたのかわかりませんが、冒頭言ったように、その業者にとっては死活問題という形になるんですね。

この前の三股中学校の指名でも、足されのか引かれのたか、差し替えられたのか、わかりませんけれども、実際上の問題としてそれがあんだということ自体は、相当な脅威になるというふうに感じております。

そこで、再度お聞きしますけれども、一般論で申された新聞報道ですね、指名審査委員会から行ったものを、ほかの団体で、首長の権限でやっている自治体がどれほどあるのかお答えください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 自治法の施行令の167条第2項の規定に基づきまして、審査会の意見も十分尊重しながら、常に指名については対処しているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長、お答えになってないんですね。

例えば、今さっき言った、この町長が言われた新聞記事の中で、ほかのところもやってるんですよと、こう言われたですね。その目線からいったら、せめてそのくらいは知られた上でされてるんだろうというふうに思ったわけですね。

これは、コンピューターの人に聞きました、うちの入ってないところですけど、「ええまだ、そういうところがあるんですか」と言われました。要するに、指名審査委員会がしたものを100%信じて行く。そうしないと、指名審査委員会は完全な隠れ蓑になってしまうわけです。だから、指名審査委員会というのを置くということ自体がおかしくなってしまう。何か言うたら、指名審査委員会が前面に出る、じゃあ、実は、ずっと話を聞いていくと、最後は、いや私の権限で、自治法のできるようになってますからやりました。だから、やれるようにやってると、しないのとはえらい違うわけで。

どこの自治体だって、自治法は、施行令もひっかかるわけですね。だけど、そこら辺の話は全部確認した上で、町長はそういうことを言うべきだし、こういう新聞ネタっちゅうことはしゃべるべきだろうと、どこもやってますよ、せめてこういうことはどこもやってますよぐらい、どこがやってますよっていうぐらい教えてもらいたいというふうに思います。

よろしく。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） まあ、どこでもやってるということを申したわけですが、午前中の質問でもお答えしましたように、一般論的なことで申し上げたことですが、これについては、他意もなんもないわけですが。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まあ、堂々巡りになるんでしょうけれども、実は何がそういうふうに、これは聞いてるかという、一番最後に言いたいことが書いてあるわけですね。

その他の方法はないのか。その他の方法をやるとしても、町長がここでかえるということのスタンスが、ずっとある限り無理なんです。だから、例えばその仕事をする業者、指名する業者を三股町に対していかほど貢献度があるんですかという新たな物差しで例えばやる。下世話でいうと総合評価方式というらしいですけども、例えば消防団に何人入っている。例えばボランティアに積極的に参加してる、町にこういうことをやってる、町民のために、それから、できあがったものに対してこういう立派な仕事をしてるという評価の中の1つとしてお金が出てくるというふうなやり方をすれば、もう少し違う話が出てくるのではないのかなというのを期待しながら、今しゃべってるんですね。

町長が、ここで全部かえらなったら、総合評価方式なんか全部吹っ飛びますよ。何でもか、一般競争だって無理です。すべての、フルの一般競争入札できないはずですから。限定ななんか足かせをした一般競争入札になりますね。そのときに町長の今の権限を「いや、私は行使し続けるんだ」という形があれば、何度やってもだめってことになるんですよ。

で、再度お聞きますけども、以後、今から先もこういうことをやられるつもりですか、再度お願いします。（発言する者あり）変更です。変更を。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） あくまでも、権限に基づいてやっていきたいと存じます。これはちゃんと法にうたってあるわけですから。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 法にうたってあるからという形の中で言われますけれども、実際に、今さっき言ったように、指名審査委員会を考えながらいくと、そういうことも踏まえた上で、例えば総合評価方式をやるとなると、三股町にいっぱい一生懸命されている人たちがいらっしゃるわけですね。そういう人たちに、ある一定の有利な条件というのができるわけですね。

ただ一般競争入札でやります、いや指名でやりますよ、それは町長にお願いをされた人なのか、ただ仕事された人なのか、私たちに理解しませんけれども、しかし、そういうことを今から先

もやるんだとなったら、今から先もやっぱり同じような、この前の新聞のようなことが出てくるわけですね。やっぱり町長とすれば、やっぱりそこら辺はこれはまずいと。先ほど言ったように、こういうことをやっていくとなれば、そこら辺は自分の、できるからやるんだっていうことでは、自分としてはやっぱりもう1回、そこら辺を初心に返られて、こういう、やるからっていうことじゃなくて、指名審査委員会そのものの格を上げていただいて、やるべきではないのかなというふうに思っております。

最後に、この問題について再度お聞きしますが、私が今申し上げました総合評価方式、すべてを点数值化する、要するに金額もそのうちの1つというとらまえ方というのは検討をされる気ありますか、よろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この指名につきましては、指名審査会の意見を十分尊重しながら、やっていきたいというふうに考えております。今までの何を、考え方を一掃しながらやっていきたいというふうに考えております。

総合評価方式につきましては、副町長の方からお願いを申し上げます。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 総合評価方式なるものを、今お聞きしたんですけれども、どのようなものが入っていくのか、まったく私自身勉強不足ですのでまったくわかりませんが、今後十分勉強させていただきたいと思っておりますし、本町に該当するものであれば検討委員会にも図りたいというようなことです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） せっかくのことなので、地元の業者として三股町に一生懸命している業者の人たちがいっぱいいらっしゃるわけですね。

ただ、数字だけでやっていきますよという流れでは、果たしてそれでいいのかどうか、町長の指先でぼんぼんとかえられたものが果たしてそれが妥当なのかどうか、町民がそれでうんと言うのかどうかもひっくるめて検討してほしいと思っております。

続きまして、3番目ですけれども、いろんな委託契約がありますがとっぴい町長が答えられましたけど、私が言いたいのはここに書いてあるように人件費がほとんど、ま、例を言えば、庁舎の管理、これはほとんど九十何%、人件費じゃないのかなあと思うんですね。で、何年前にかかりましたね、最近。

で、ただの例ですけれども、そうしたときにはその働いた人はどうなってるんですか。まさか——会社の営業努力でされたと思っておりますので、まさかとは思いますが、その分だけあんたたち

の賃金カットよというふうな形でなっていないのかということに危惧した上でこの調査されてるんですかという意味なので答えて、お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この件につきましては、過去にも一般契約を出したものが、低賃金であったという例がございました。

したがってまた、町の直轄に戻した経緯もございます。で、今、庁舎の警備とか清掃とかお願いをしてるわけでございますけれども、今一つの話題と申しますか、来年に向けて検討をするということにしてるのが清掃の問題であります。

清掃の問題が、はっきりとまだ調査しておりませんが、かなり低賃金であるというふうなことも伺っておりまして、直轄方式でできないのかということも含めて——できるかできないのかはわかりませんが、来年度に向けて指示をしたところでございます。

過去は、電話交換、前も1回申し上げたかもしれませんが、電話交換がしかりでございました。三百五、六十万で業者に委託しておったわけでございますけれども、本人の非常に、10万にも満たない低賃金、ボーナスもほとんどないという状況でございました。で、これをたとえトラブルがあってもすべて町が対応するという状況で、機械1つ持ち込まない、人間だけという状況でございました。

これを、町の直轄に、2、3年前でございまして、直したところでございます。そうした結果、うちの委託の、最低の方でございまして12万3,000円ぐらいですが、その最低で賞与も年1.5カ月というような形でかえたところ、本人も大変喜ばれたわけでございますが、そうした結果でも100万ぐらい逆に浮いてきたという状況もございます。

したがって、指定管理者で今後もいろいろ出すものがあるかと思いますが、十分この比較を、費用対効果と申しますか、そこを十分検討しないと、ひょっとしたら直轄の方が安いかもしれない状況もあるというふうにはらんでおります。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まあ、今ありましたように、いっぱい金を削ると、その仕様に書いてないことはしないっていう話になっていく。例えば、窓を1回ふいてくださいよ、回数を書いてないので、1年に1回でいいですか、極論ですけども、そういうことも想定ができるわけですね。

そういうことからいって、もう少し考えるべきだというふうにも考えますし、今いろんなところでワーキングプアとか言われております。ご存知のように、働いても生活保護以下の賃金しかもらえない、という社会実情も、これあります。で、三股町がその中に組み込まれて、安い賃金

で働かされてしまっている人、そこら辺のところについては、そういうことについては、調査をして指導すべきだろうというふうに思っています。

三股町の役場の中で働くわけですが、時間がきたら1町民ですね。流れとして、そこまで責任を持つべきではないのかなあ、というふうに思っておりますので、せめて安かったからよかった、これが節約だという形の中でやっていくのはいかがなものかというふうに思いますので、これについて論議をしてもらって、もう少し違う考えを出してほしいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

さて、時間も余りありませんので、最後になりましたけども、窓口証明の関係ですね、三股町はベッドタウンと言われています。ということは、冒頭にも申し上げましたけども、三股町には日が昇ってる時間はほとんどいないということになりますね。

多くが都城市でしょうけれども、都城市は職員が多いので、大概のことは職員でまかなえると思います。しかし、三股町の職員、何ぼ優秀でもそれは無理ですね、人数からいって。そういうことになると、今コンピューターが役場の中に入ってます。コンピューターが入って恩恵を被っているのは、役場の職員は恩恵被ってるでしょう。しかし、町民として三股町にコンピューターが入ってよかったなあ、というふうに思うことは、これを出すことによって、例えば先ほど3割と言われましたけども、3割の人がこれを利用するということになれば、物すごいことだと思うんですよね。利用する人の3割が利用しますよと。どんな施設でも、3割利用する施設はどこもない。例えば、体育館、3割利用する、とんでもない、町民、利用者3割。

だから、そういう形の中で、利用する中の件数としては、大変多くの数の人がしやっとなと。で、先ほど言いました、今議長の中石議員が3月議会ですかね、平成17年に質問をされておりますが、それ以後について、導入の経費等々について、論議されたのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 経費につきましては、住民票、印鑑登録証明書を出す分で2,800万円の見積もりが出ております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 再度お聞きしますけども、それは5つというふうにとっていいですかね。

住民票、印鑑証明、資産証明、所得証明、納税証明、この5つというふうに私は思ってるんですけども、それについて、いかほどか教えてほしいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今調べている部分では、住民票、印鑑登録証明証だけの分ですが、2,800万円、多分それだけになるともうちょっと金額は六、七千万円になるかなと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長、実は、コンピューター会社に聞いてみたんですね、どのくらいかかりますか、そしたら想像と実際とに差はありますけれども、まあ、言葉で言うたら3,000万ちょっとぐらいですべて5つの証明が出ます。

中石議員の多分質問の、当時の、質問のときには、6,000万か7,000万か、時の、総務企画課長が答えておられる。それは多分戸籍が入ってるんだらうと思うんですね。私の今の言う5つのものについて、どれくらいかかってどうするかということ聞かれたのかどうかは、町長、どうですかね。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その中で、今、三股町で印鑑証明カードがございまして、コンピューターでしてるんですけれども、自動販売機に入れるにはそのカードと互換性がなければいけないということで、一応コンピューター会社も印鑑カードと今三股町の住基のシステム、その辺の互換性でちょっと難しいということで、ちょっと見積もりが高くなるんじゃないかという話でした。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長に再度お聞きしますけど、先ほど言ったように三股町には明るいうちにいないという町民の人がいっぱいいらっしゃるわけですね。

この人たちは、多分サラリーマンでしょ、ほとんど。サラリーマンです。となると、8時半から5時の間に役場に来るとなったら休みをとらざるを得ないですね。昼休みなんか間に合わなくてすよ。そうすると、土日とか、5時以降、6時、7時とかというところに、三股町として住民の皆さんにサービスをして、目に見える形でサービスをするとなれば、この5つ、先ほど言ったように4,000万弱、ただこれは1台を導入すればそれだけなんです。

2台目以降はソフト開発要らんわけですから、例えば1,000万円そこらかかる、2,000万円はかからんと思います。そうなったときに、三股町としては、そういうものをサービスの基本にし、住民の人にわかりやすくするためにはそういうものを置いとけば、昼休みにトラブルとか、朝に行くトラブルということがなくなる、少しでも——というふうに私が理解するんですけれども、再度お聞きしますが、これについては導入の意識はありませんか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、この交付機の導入につきましては、まだまだ全国的に非常に低調であるということでございます。そういうことで、やはりいろんな問題が、課題があるんじゃないかというふうに考えております。こういうものを解明しながら、今後、この検討委員会等を立ち上げて、検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） この問題は、いろんなところから話が出るんですね。例えば転入をした人についてサービスをするってなると、全庁的に開いてないといけない。

だけど、この問題は、戸籍のところと税務のところ、この2つのところの資料を集めてきてやるわけです。お金を今、コンビニでお金の出し入れができる時代ですね。県税はインターネットでできるって東国原知事が言ってますね。そういう流れからいうと、もう今コンピューターの機能で同じような形でこれができるんだろうというふうに思っています。

今から、検討っていう話でいくと、するかせんをひっくるめて検討でしょうから、私自身は再度町長にお聞きをいたしますけれども、こういう形で町民に対するサービスということは、町長の基本理念として考えられて検討させるつもりですか。それとも、白紙で勝手に検討していただきっていう検討でしょうか、再度お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、いろんな課題、問題点をいろいろ検討協議しながら、この検討委員会の中でね、十分検討をさせていただくというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まあ、時間がない。先ほど言ったように、いろんな問題があるといっても、システム的な問題があれば今ごろ大騒ぎになってますよね。

そういう問題は多分ないんだろうと思う。設置場所の問題とか、そういうカードの問題とかという、そういう導入した後でそういうのがあったんでしょうけども、だからってそれを撤去したという自治体は聞いたことがないですよ。となると、それを導入すれば住民の方が喜ばれたということですよ、導入したら。

再度、申し上げて、質問を終わりたいと思いますが、ぜひこの問題を導入した場合に町民の方が、たかだか3,000万とは申しませんが、大変大きい金ですけども、大変大きな金やけど、

それをすることによってどれぐらいの恩恵があるのか、やっぱりもう1回考え直しされて、これについて前向きに論議を、町長としてその検討委員会なるものにされて、ぜひとも、また同じような質問をせんでいいようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、2時半までですね。休会にしたいと思います。

午後2時23分休憩

午後2時31分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位、5番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従って質問してまいります。

最初に、町長の政治姿勢について伺います。町長は、施政方針で対話と協調を基本に町政の運営を担う決意を新たにすると述べられました。心の政治、心の通う町政を基本理念とされ、町民中心のものでなければならぬと言われております。

対話と協調という言葉は、利害の対立した双方が穏やかに相互間の問題を話し合いで解決しようとする事だと辞書に書いてあります。どんな人とも平等に接し、特別扱いをしないということが町長の政治姿勢だと受けとめますが、昨年の町長戦の後、自分を応援しなかった業者の方々に対し指名外しをするということを半年以上されました。その間、複数の方々が県外にまで行って仕事をされてきたという方もおられます。そういう方々のことを町長はどう思っておられるのか、また新聞報道によると、指名外しはどこでもやっていると言われたそうですが、本当にどこでもやっているのか、当たり前だと認識されているのか、町長の本心をお聞かせください。

次に、6月5日付宮日新聞に三股中学校整備事業の第2期建築主体工事の入札で談合が行われたと報道されました。先般、行われました建設文教委員会の説明では、公正調査会は落札率が違っていたこと、入札参加業者が提出した工事内訳書をチェックした結果、談合の事実は認められないと判断し、入札を有効にしたと説明されました。ただ、入札には当初13業者が参加予定していたのに4社が辞退したと言われました。

さきの3月議会で、町長は談合防止策としては、もっとも有効な策として、一般競争入札であろうかと考えておりますと答弁されました。それなのに、今回も指名競争入札で行う、6億円以上の工事をベンチャーで行うこともしない、業者の指名の組み方もおかしい点が見受けられることから考えて、談合情報が寄せられた時点で、町は指名を組み替えて入札をやり直すべきではなかったかと考えますが、町長のお考えを伺います。

次、2番目です。住民税値上げ、税源移譲と定率減税廃止の影響による町民負担について質問してまいります。

ことし、6月から住民税の税額が大幅にふえました。我が家にも納税通知書が届きましたが、余りにも税額の多さにびっくりしてるところです。サラリーマンの皆さんも手取り額が少なくなって、御主人の小遣いの減額を言われている方もいるそうです。昨年、6月に高齢者の住民税が10倍前後にもなる増税が問題になりましたが、高齢者の負担増は定率減税の廃止によって、ことしはさらに負担が重くなりました。これに伴い、介護保険料などにも影響を与えます。定率減税廃止によって、町民全体でどのくらいの負担増になるのか伺います。

また、住民税非課税の人が受けていた福祉サービスはどんなものがあるのか、非課税から課税になる方々、福祉サービスが受けられなくなる方々への対応について町として対策を考えないのか、質問いたします。

3番目ですが、環境問題について質問してまいります。

豪雨や干ばつなどの自然災害が世界各地で起きています。広がる地球温暖化、河川の汚れ、今多くの方が環境問題に関心を寄せ、自分のできるところで実行されている方も多くなってきています。本町でも、私の子供時代に比べ、山の緑も少なくなり、川も水が少なく汚れが目立ちます。先般、ある町民の方から、家の前の道路の下は暗渠になっていて汚水が流れているが匂いがひどく、夏は窓も開けられない。周辺の人々は困っていると訴えられました。調べてみると、工業団地の会社3社の排水や各家庭の雑排水が流れており、隙間から匂いが漏れていることがわかりました。ここはまた、町の境になっていて、200メートルぐらい東に行くと田んぼにその排水が流れていて、用水路の底は藻がべったりくっついて、いかにも汚い川となっていますが、その水質で問題が起こっていないのか、工場排水の規制、匂いなど、どのようになっているのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の町長の政治姿勢についてということでございます。①の選挙応援者と町発注の工事の関係についてということでございます。

選挙業務は、人的な人間関係を初めといたしまして、さまざまな事柄が入り混じりいろいろと提起されてくるわけでございます。そういうことで、要は応援者と仕事を同一しない考え方が最も望ましい形であり、これに沿って厳正な姿勢で今後さらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、②の指名外しはどこまでもやっているとの報道についてということでございます。午前中、2番議員の質問にもお答えを申し上げましたが、今回の報道記事につきましては私の不徳のいたすことから、町議会を初め、町民の皆さん方に大変御迷惑をおかけいたしましたことを心から深くおわびを申し上げたいと存じます。

報道の中で、どこでもやっていると報じられた事項につきましては、単なる一般論を申し上げたものでございまして、皆さん方に大変御迷惑を、誤解を招きまして誠にもうしわけなく存じているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の発言が誠に軽率で不適切な発言であったと深く反省をしております。今後はこのようなことのないよう、猛省の上に立って自重自戒に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、③の先日報道された談合疑惑についてということでございます。さきの6月5日付の新聞紙上で、三股中学校建築主体工事について談合情報が寄せられたところでございます。本町へは、6月4日に報道機関から匿名の情報として、もたらされたものでございまして、内容は落札予定者の決定、落札率の予告であったわけでございます。

本町におきましては、直ちに三股町公正入札調査会を開催して、今後の対応を協議したところでございます。その結果、三股町談合情報対応マニュアルに基づき対応していくことといたしました。翌日、5日、指名業者12社に対し事情聴取をするとともに、契約書の提出を求めたところでございます。事情聴取の結果、談合の事実は確認できなかったとして、予定どおり、11日に入札を実施したところでございます。

入札では、初めに工事内訳書を精査しましたが、内訳書からは談合の事実は確認できなかったことから、入札書を開札し、その結果に基づき仮契約をしたところでございます。内容につきましては、去る6月の18日、議決をいただきました議案第66号の資料のとおりでございます。

それから、2番目の住民税値上げについてということでございます。①の住民税負担増による町民への影響についてということでございます。税源移譲は、国が進めてきました三位一体改革によって地方への補助、負担金にかわる新たな財源として所得税から住民税へ税源を委譲するもので、平成18年度に税制改正され、平成19年度から実施されることになったところでございます。

住民税は、今まで所得階層ごとに3段階の超過累進税額で課税しておりましたが、税源移譲によって平成19年度からは一律10%の比例税率課税となりました。このことによって、納税者への税負担は住民税が増加し所得税は減少いたしました。トータルで税負担はかわらないように調整されているところでございます。

しかしながら、それぞれの納税の時期、納税の方法の違いから納税者にとって税負担の増税感

は否めないところでございます。

また、定率減税は税負担の軽減措置として導入されておりましたが、平成17年度の税制改正によって段階的に見直しがなされ、平成19年度から廃止されたところでございます。平成19年度の個人住民税の全体での税額は、概略12億8,400万となりました。これを改正前の平成18年度ベースで試算をいたしますと、税源移譲により4億990万円、定率減税により4,930万円、合計4億5,920万円増額する結果となっております。

現在、普通徴収分の住民税の第1期目の納付時期でございまして、納税通知書が納税者の方々に届いているところでございますが、税制改正による税額の問い合わせが多く寄せられておまして、丁寧な説明と納税相談に心がけ御理解をいただくよう、鋭意努めているところでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長から答弁をお願いを申し上げたいと存じます。

それから、次の住民税負担増により、福祉サービスが受けられなくなる人への対応についてということでございます。税制改正によりまして、障害者福祉サービスを受けてる方の利用者負担金がふえるという影響はないものと考えております。

また、住民税の負担増によりまして、サービスを受けられなくなる人についてでございますが、低所得者層の方々については経過措置といたしまして、平成20年度まで、国における負担額の軽減、加えて本町においてはこの1月から負担額軽減策といたしまして利用者負担金への助成を行っているところでございまして、そのような事態にならないよう努めているところでございます。

また、65歳以上の高齢者で現在介護保険サービスや福祉サービスを受けておられる方の住民税の高齢者非課税措置廃止に伴う影響についてでございますが、この税制改正は18年度より既に段階的な経過措置をとりながら施行しているものでありまして、臨時的な特別の収入増がない限り18年度非課税の方の住民税が課税となることはないと考えられ、現在受けているサービスを受給するに当たって不利益、負担金の増はないというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の環境問題についてでございます。①の工場排水に対する規制はどうなっているのかということでございます。

工場排水に対する規制についてでございますが、環境基本法の環境基準としての認定指定は国の県への指定権限の委任により県が定めております。実際の排水基準は、水質汚濁防止法で定められておりますが、県が宮崎県民の住みよい環境の保全に関する条例で、国の基準に上乗せした厳しい規制基準数値を定めております。排出事業者等への指導は県が主体になって実施されているところでございます。

それから、②の排水の匂いなどで困っている人の事項でございまして、排水の匂いなどで困っ

ている人、また町境の田んぼに水が流れているが問題は起こっていないのかということでございます。

この問題につきましては、隣接、都城市高城町や都市下水路流域の住民から匂い等についての苦情が10数年前から届いておりました。御存知のとおり、都市下水路は、雨水等による浸水対策として設置されたものでございまして、本来は工場や家庭雑排水の処理のものではありませんが、実際問題として側溝に排水された汚水がすべて流入しております。

また、都市下水路沿いにある多量排出事業所は特定事業所として3施設がありますが、2施設につきましては保健所が年4回立ち入って、採水、PH、POD、SS、大腸菌群について測定を行い指導しております。残りの1事業所については、自主管理となっているようでございます。

都市下水路は、集めた雨水が一度に河川等に流出しないように、勾配がゆるく設計されており、汚水が中に長い時間滞留し腐敗してしまう状態が続いておりました。また、構造がコンクリートに四方を囲まれ、地中に埋設されており、浄化の方法が見つけられない状況でございます。今回、EM土壌菌等を活用した方法は各地で取り組まれており、本町でも蓼池自治公民館と協力して住民活動の一環として浄化に取り組んでいるところであります。

蓼池地区は、家庭排水等環境保全に関する意識も高く、合併処理浄化槽の設置も行っており、今後も合併処理浄化槽の設置及び変換の促進を図りながら県保健所と連携をとり、維持管理の指導徹底、広報啓発活動を充実、さらに住民意識の高揚を図って取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） まず最初に、先ほど町長は指名外しに関して反省するというふうなこと、新聞報道によることは自分が間違っていたというふうなことをおっしゃったわけですが、やっぱりこの間、選挙で応援する人とされる人、そういうふうなことで三股は昔から業者選挙だと言われて、いろいろ取りざたされて大変な政争の町だというふうなことに、私たちは10年ぐらい前から聞いていたわけですが、そういうふうなことを断ち切るために、町長は自分で選挙に出られて公平な政治をやるというふうなことでやられたのに、また今回こういうふうな問題が起こったことは本当に残念なんですけど、やはりこの間、仕事がなく、よそに県外にまで行って仕事をされている方がいらっしゃるんですね。

そういう方に対して、町長はどういうふうにご思われているのかお聞かせください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 午前中からいろいろこの件については、述べているわけですが、私といたしましても、一部この偏りの指名があったということは事実でございまして、それにつ

いては猛省をしております。

今後、このようなことのないように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それとですね、県知事がかわって、宮崎県の談合問題のことで、県もこういう入札契約制度改革に関する実施方針というふうなものを取りまとめて、各自治体にも来てると思うんですけど、やはり町長は3月議会で、談合は本当に廃止する方向で行くと言われた矢先に、一番大きな三股中学校の入札で談合疑惑が新聞に報道されました。

やはり、私も余り建築関係のこと今まで余り詳しくなかったものですから、いろいろな方に今回聞きました。この6億円以上というような工事では、普通、県でも都城でもベンチャーで行うのが普通だというふうなことを聞きました。それに対して、町はなぜ、地場産業育成とか言われてるのに1社だけの指名のことをされたのか、お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） まず、これお断りしておきますが、町内には該当する業者は1社しかおりません。

それと、JVをなぜ組まなかったかということですが、きのう、総括質疑でもお答えしましたように、今回の工事は、中学校の工事は耐震工事それから補強工事、そして改修工事、それに増設工事、いろいろ工事の種類が多く、いわゆる新築工事とはまったく違って複雑な工事が入り込んでいるわけでございます。

そういう意味で、ベンチャーでは連携がうまくとれないのではないかとということで指名業者にしたわけでございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私たち、指名の資料をいただきましたけど、この指名業者も13社というふうなことで行われていたわけですけど、その指名にもやはり私たち素人が見ても、また専門家の人に見てもらったときに、これはやっぱりランクがおかしいと、どう考えても特Aとかいうふうなところでやるべきではないのかと。

三股ではAランクでもいいけど、その普通、業者を指名に出すときに、特Aがこの近辺にいらっしやるのに特Aを外してやっていると、どう考えてもやはりおかしいと感じると、談合の疑惑が持たれても仕方がないというふうなことを言われた方もいらっしやいます。そういうことに関して、町長は本当に談合をなくすという強い気持ちで指名を組まれたのか、もう1回お聞きします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） どうもおっしゃることがよく理解できないんですが、三股町の建設業の指名審査委員会が指名の基準にはのっとっておりますので、そういうことで指名をいたしました。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはりですよ、今この情報社会といわれる中で、この談合が問題になってるときに、みんなが納得できるような三股町で決めているんだったら、それも各業者にもわかるように、だれが指名されてもああ、ここはこうなんだなあというふうなことがわかるような基準がみんなに示されていないと、やはり疑惑の目で見られるんじゃないかなあということを考えますが、どうなんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） ちょっとおっしゃることがよくわからないんですが、今ちょうどですね、私たちとしましては、県の一般競争入札の導入、それからいろんな社会情勢を見ながら、いわゆる業者の評価を今までは県に1本に頼ったところがございます。

しかし、これはやはり町村の段階でも、やはり、さっき1番議員からおっしゃいましたように、ボランティアとかそういうようなことに活動してるとか、そういう評価もやはりすべきじゃないかということで、今検討は加えているところですが、そういうことで、今後はランクの見直しもしてみたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、今度からとおっしゃったでしょ。

今度の場合は、それじゃどういうふうな基準で組み方をされたのか、やはり清永組とか、県というランクの下の方、三股にはまだ上の業者がいるのにそういう業者は全然指名にも入ってない。そういうふうなことがあるわけですかね。だから、やはりいろんな業者が入って、町内でも瀧脇さんがとったのはいいんですけど、はやまさんにしろ、町に住んでいらっしゃる方、上原さんとか、いろいろと、ほかの今度の指名に入った会社よりもランクの上の人たち、そしてまた、三股で活動されている人たちいらっしゃるわけですがね。

そういうふうな人たちをなぜ指名にも入れずに、ある特定業者が有利なような指名の組み方をされたのか、そこら辺が、そして最後に町長は委員会で今度の指名審査委員会を出してきたのを、自分が指名を組み替えたというふうにおっしゃいましたけど、なぜ、どういう不具合があってそういう組み替えたのか、そして中にはこの口利きはなかったのかどうか、そこら辺、どうなんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 委員会でのことを申されたわけですが、今までも何回もお話をしておりますとおり、やはり権限に基づきまして、私の段階で、そのようなことは時と場合によってはできるわけですので、そういうことで、施行令の権限に基づきまして、そのようなことをやったわけでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 権限というのが、どういう基準で権限を用いられるのか、そのあたり、ただ町長の自分の好き嫌いとか、やっぱりこの業者は自分に余り好意を持ってくれないからというふうな感じで、そういうことをされるように私たちにはとられるんですね、「権限で、権限で」と言われると。

だから、やはりそこら辺がはっきりしないから、いろいろと噂も立つわけですから、そこら辺、町長、本当にだれが町長になっても、だれが指名審査委員になっても納得できるような基準をつくるべきじゃないかなあというふうに思うんですけど、そういうお考えはありませんか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 指名審査会の方から、上がってきたものについて十分検討して、審査会の意向を十分尊重しながらやっているわけですが、今後はさらに、厳正な姿勢で、これについては臨んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、早くですよ、この県の方針に基づいて、口頭による働きかけへの対応とか、それから指名競争入札の廃止と一般競争入札の拡大、それからさっきおっしゃった総合評価方式、こういうふうなのを拡充するとか、納得できる、本当にだれが見ても納得できる、そしてまた指名審査委員会の機能強化っていうんですか、有識者で委員会を構成するとか、そういうふうなことを早くすべきだと思うんですが、いかがですか、いつごろになるのか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 一般競争入札等の、時期がいつごろになるかということでございまいしょうが、今、前にも申しましたように、ランクをどういうふうに分けをするかということで、今検討しております。

その中には、先ほど副町長が申しましたように、例えば客観的な数字と主観的な数字がございまして、町の主観的な数字を今最高30点であります。

したがって、経営事項審査で700点、800点というケースがありますが、これプラス

30点——最高ですね、最高30点加えるという方式でランク付けをしております。ところが、県等におきましては点数がもっと高くて、逆に成績の悪いところはマイナス何十点というものもあるわけでございます。三股町は、全部プラス方式ですね。この辺をもっと高くしようと。例えば、倍の60点とか、100点とか、そういったところで700プラス100点、最高100点、その辺の中に1つのボランティアとか、いろんな問題を入れようではないかということで今検討が進んでおります。

先はどうなるかは、まだはっきりわかりませんが、それで、ランクが例年8月ごろにランク付けいたしますので、その作業が終えて業者の説明に入ります。その辺を終えて、十分周知が終わったところで、今のところでは、10月1日を一応目標に今作業を進めているところでございます。若干前になったり後ろになったりするかもしれませんが、いろいろな計画で今進めております。

そのほかに、いろいろな談合等にかかわる、いろいろな見直しですね、そういったものも検討していかなくやならんだろうというふうに思っております。いずれにしても、一般競争入札での導入を先行させたいということで今進んでおります。その後になんか変わるかもしれませんが、いろいろな談合等についてのいろいろな基準、そういったものをつくっていききたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、やはり小さな工事ですね、2、3百万の公園管理とか、そういうふうな工事なんかに関して、そこら辺は地場の町内の業者で入札をさせるとか、都城の業者なんか、私の聞いたところによると、町長の選挙をしたとか、加勢したとか、そういう業者がもう仕事をとってるとか、小さい仕事までとってるとか、三股の本当にやっとかつとやっって、一人親方でやってる人たちが困るとかいうふうなことも聞いたもんですから、そこら辺、本当に町長、選挙絡みにそういう私的なものを入れないようにしてほしいと。

だから、選挙される人が、本当にだれが町長になっても指名権を持たないような仕組みをつくってほしいと考えるんですけど、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、この件については厳正な姿勢で、今後対処、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 次に移ります。

町長のそういう姿勢を今後を見守っていきたいと思いますので、次に移りますが、住民税がこの6月大幅に上がりました。

本町での説明では、税源移譲だから所得税と住民税はかわらないんだというふうな、総額ではかわらないんだというふうなことは書いてありますけど、ことしの住民、去年の住民税の見込み額が8億3,501万ですかね、と、19年度の見込み額が12億8,398万円、前年に対して4億3,000万円ぐらいプラスになっておりますよね。その内訳として税源移譲分が4億990万円ですね、この中に、このプラス定率減税廃止で4,926万4,000円、プラスになってるんですね。それと高齢者控除が経過措置があった分がことしなくなるということで、334万1,000円、だから合わせて5,200万円ぐらい町民は増税になっているわけです。このことに関して、この5,000万円の我々の町全体の負担が重たくなるということは、それだけ購買力がなくなるというふうなことですけど、町長、そのことに関してどう思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回の定率減税によりまして、非常に増税感が、非常に問題になっているわけですが、問題についてはこの所得税の納期が1月、そして住民税が6月ということですが、問題についてはこの所得税の納期が1月、そして住民税が6月ということですが、やほり国の地方税法の改正によりまして、このような仕組みになっているわけですが、数字的には担当課長の方で答弁をさせたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 上西 祐子君） この6月ですよ、住民税の通知書がきたと思うんですが、それに関して町民からの反応、そのあたり税務課の方にいろいろあると思うんですけど、何か問い合わせとか抗議とか、それはどれぐらいきてますか。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今月の8日ごろ、多分もう2週間以上前になるとは思いますが、納税通知書を発送いたしまして、発送直後、次の月曜日あたり、その辺から問い合わせ等が非常に多くなりまして、一番多いときで、窓口に来られた方、あるいは電話での質問等ですね、そういったもの合わせますと、一番多いときで100件以上ということになっております。平均しますと、大体40件、今2週間程度経過してはいますが、この日にちで割ってみますと、大体40件程度が1日当たりの問い合わせかなというふうに、実際の数字はつかんでおりませんので、大体そういった状況だろうというふうに考えております。そして、中には、先ほど上西議員が言われましたように、なかなか普通徴収の関係につきましては、納期が4回しかないということで、これの税負担というのが非常に大きく感じられてるということもございまして、そういった方に

つきましては、随時、納税相談等もしながら、連携を図りながら、できるだけ住民の方の納得のいくような話し方を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 次に、この住民税が非課税から課税になった場合のサービス、何か先ほどの町長の説明ではないようなことをおっしゃったけど、福祉課長、どうなんですか。保健課長、あるんじゃないですか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今回の65歳以上の高齢者に対しての介護保険のサービス、あるいは保険料等については変わらないと、基本的には。前回の税改正においては変わっております。これについては前回質問の中でも答弁したように記憶してはるんですが、そのときにはやはり高齢者控除等において、保険料等に影響があったわけですね。これについてまた非課税から課税世帯になった人については激変緩和等で対応させていただいているというところなんですね。で、第3期の見直しの中でその部分を反映していると。第3期の見直しというのは、18年、19年、20年、3カ年なんですね。で、これは3カ年はもう保険料も決まってるんですね。そういうことで、今後第4期の見直しについての問題もあろうかというふうに思うんですが、しかし、今回の税改正ですよ、6月からの税改正については、税源移譲によって所得税の負担を軽くする。そして、住民税の負担を大きくするという改正なんですね。そういうことで、したがって、介護保険のサービスについては課税、非課税という部分ですから、課税が幾ら、金額的にどうだから、これだけのサービスしかできませんよということじゃないんですよ。課税か非課税かということですから、そういうことで所得税が下がることによって、非課税の方は非課税なんですね。で、住民税も所得割の部分は非課税というふうに思うんですね。で、課税は課税なんですね。金額は上がるという部分。ですから、そういう意味においてサービスについては影響ないということをおし上げたんです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 医療費の方が住民税非課税と関係しますよね。住民税非課税の方の、今度、課税——定率減税がなくなったりすれば、課税になる方もいらっしゃるわけでしょう。去年の納税者人口が1万509人、ことしが1万687人、納税人口が。プラス178人になってるんですよ。これ単純にあれだとは申しませんが、入って来た人とかいろいろいらっしゃるし、若い働くようになるって人もいらっしゃるから単純には178人、課税がふえたとは単純には言えませんが、やはり今まで住民税非課税で、70歳未満の方は医療費なんか2万

4,600円、低所得者、それが3万5,400円になるとかいうふうになるわけですが。食費が1日当たり3カ月ですか、3カ月以上入院したら高くなるとか、そういうふうな方々も起こってくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 増税とは関係ないかと思えますけれども。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今まで税金がかからなかった人がかかるように、10%、125万円がありますがね。それが所得がふえるわけでしょう。ないですかね。そのあたりもう1回調べてほしいなど、入院時の食費についても負担方法が変わる、年金80万円以下の人は変わりませんよ。変わりませんが、市町村民税非課税の世帯に属する方々はやはり変わってくるし、そういう面でのサービスがどうなるのかなというふうな。それと保育料は関係ないんですか。

○議長（中石 高男君） 財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 住民税の非課税の部分と今回のその定率減税が下がる、あるいは税源移譲で変わるというのは、同じ課税されてる人の税率の問題ですから、所得がゼロということにはなりませんので、これが課税の方が、非課税の方は課税になるとか、課税の方が非課税になるとか、そういったことはないので、先ほどの話からいくと影響がないのかなというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 保育料の関係については、若干影響があるかなというふうに思っています。低所得者層については、住民税の関係の非課税の部分については、先ほど申しましたように非課税は非課税であるということなんです。所得税額、所得税額については段階的に所得の段階があるわけですが、影響というのは少なくなる影響だというふうに思っております。というのは、所得税の方の負担は低いわけですから、そういう関係で高くなることはないだろうということを考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それともう一つ、税源移譲によって所得税が10%から5%になって、住民税が5%から10%になると。住民の負担は変わらないというふうに国は宣伝していますが、それは昨年とことしの所得が変わらないことが前提ですね。で、所得税はことしの所得をもとに計算されて、はじき出されますよね。住民税は今年の所得をもとに計算されます。だからことし所得が大幅に減少した場合、ことし指宿さんみたいに町役場を辞められた人とか、退職された人、何人か役場にもいらっしゃいますけど、そういうふうに、ことし辞められた人とか

フリーターになった人とか、失業された人とかですよ、そういうふうな人たちは去年の所得をもとに計算されるために、税源移譲による増加額は、住民税が去年の所得ではじき出されるから多くなりますよね。所得税は所得はことし少なくなるから5%になるから、所得税はもちろんかからないような状態になるんですけど、住民税の方がもう10%やから増税になって、そして、定率減税全廃による増加額も加わるわけですよ。こういうふうな人たちの救済措置、そういうふうなことをちょっとお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今上西議員の方で言われたとおり、所得税の実施時期と住民税の時期というのが1年間ずれてるわけですね。その関係で、例えば18年度に所得の多かった方については、19年度で住民税の方は大きく上がります。ただし、18年分の所得ですので、所得税の確定申告をした場合の、その年の税額というのはその金額で計算されますから、所得税は下がった状態になってないということです。次の年の所得によって19年分から所得税の方は下がっていくということになります。そのとおりになると思います。これに対する手だてというのは、今のところございませんので、十分その辺のところは住民の方に説明をしながら、そういうケースになられる方もあられるということで、今対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 今西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私が赤旗新聞に載ってたところによると、来年の7月からそういうふうな人たちは申し立てすると税額、住民税が10%じゃなくて救済措置があるというふうに書いてあったんですよ。だからそういう意味で、そういう、ことし失業した人とか退職した人とか、そういうふうな人たちは限られてるわけですから、そういうふうな人たちに、やはりそういうふうなことがありますよと、それをやはり、お知らせすることを町としてもやってほしいなど。取るときは、否応なくもう無理やりにとって、戻すとき、そういう救済措置があるのに、そういうことは、申請した、知ってる人だけにしかやらないというのは、やっぱりおかしいなというふうに思いますので、そこら辺まだ時間がありますので、そういうあたりの救済措置をまたよろしくお願ひいたします。

それと、最後に、環境問題なんですけど、私の質問に対して課長の方でどういうふうになってるのか、工業団地の会社、3社の排水とかも流れてきてるわけですが、そのあたりの対策、そのあたり現状をですね、もう一度お願ひいたします。

○議長（中石 高男君） 水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 先ほど回答がありましたように、3社が大量の水を使った製造をやっているということなんで、それが環境基準では50立米以上で分かれてるんですけども、

50立米以上1日使う会社が2社ございます。ここについては年4回の保健所から立ち入りをしてまして検査をしております。PH値、POD、SSとかですね、そういうもので検査をして、当然悪ければ改善をするでしょうから。こちらにも連絡があると思うんですが、ないようですので、工場の方はちゃんと基準を守ってやってらっしゃるだろうと思います。

あと1社については、自主的に管理されてるということで、我々もその3社についての排水を見てみましたが、見た目では、かなりきれいな水が出されていたということで、ここにも質問がございますが、においの方がどうしても完全に取れないということでの、これがちょっと地元では問題になってるような状況ですね。

○議長（中石 高男君） 時間がありますので、手短にお願いします。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 住民の方が心配されてるのは、クリーニング業者もいらっしやる、そういうふうなことで心配されてるのと、やはりにおい——私が保健所に行って調べたところ、何かにおいのことは各自治体だというふうなことを言われておりますが、そのことに関して何か知恵を出すとか、もっと川をきれいにするための手だては町としてとれないのか、お聞かせください。

○議長（中石 高男君） 水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 汚水の問題は、この問題については工場だけではございません。当然家庭よりの排水も大きなウエートを占めてると思います。先ほどから言っておりましたように、EM菌という、今いろんなところで実験されてもう閉鎖水域ではダムとか、ため池ですね、そういうところで実験済みで、大分きれいになったというような報告がなされております。これが都市下水路というのは流れておりますので、これをどうやって少しずつ菌を流していくかというのが問題で今いろいろ検討をしてるところなんで、あと29日に地元の公民館とタイアップいたしまして、各家庭でも使用していただくということで、事業所と住民は共存しなければいけないわけですので、工場だけにかぶせるわけにもございません。住民もやっていこうというようなことでの気運は高まっておりますので、そういう実験をやってみて、少しでもよくなれば、またこれはずっといろんなところで進めていきたい、継続していきたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やっぱりみんなで環境問題は考えていかないといけないんですけど、やはり定期的に工場なんかにも、努力してもらうように指導したり、各家庭にも、その地域の人たちだけじゃなくて、我々にとっても、やはりそういうEM菌なんかは効果があるんだったら、またそういう、町民にも配布するとか、そういうふうなことも考えてしていったらいいなと思います。

以上で質問を終わります。

.....  
○議長（中石 高男君） では、ここで3時40分まで本会議を休憩します。

午後3時33分休憩

.....  
午後3時41分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 通告に従い順次質問いたします。

第1番の町長の政治姿勢については、既に質問された内容で、重複される部分もあるかと思いますが、通告いたしておりましたので、再度お答えいただきます。まず、第1番の①、一連の報道記事について町長の見解は、についてであります。4月28日の宮日新聞、5月2日の読売新聞等々で町長選不支持の複数業者三股町長が指名外しとあからさまに報道されたことは、私ならず町民の皆様方も「ええっ」という心境だったに違いありません。その後、宮日新聞の窓欄にも、公共工事を自分のため、票を稼ぐために利用している首長のエゴが見え隠れすると、手厳しく掲載されておりました。昨年12月8日に前知事が逮捕され、入札のあり方が問われたばかりであります。私も昨年12月の一般質問で、一連の官製談合事件に関する町長の見解をお尋ねいたしました。そのときの町長の答弁はこうでありました。今回の県での出来事は、県民の信用を失墜し、地方自治体への不信を招く結果となり、大変憂慮すべき事態であり、大変遺憾に考えていると。人のことは見えても自分のことは見えない。一般世論として言われていることであります。また、災いは口より入れて身を破り、幸いは心より入れて身を飾るという格言がございます。なるほどと妙に納得いたします。新聞記者との会見で、どこでもやっていることであり、あなたが私の立場であればそうしますよと言われたのでは、町民は何を信頼すればよいのでしょうか。一連の新聞報道記事について、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、町長の政治理念についてお尋ねいたします。全国知事会が昨年12月18日に開いた総会で、官製談合の防止策や入札制度の改革に全力で取り組み、みずから率先して範を示し、住民の信頼回復に努めるとする、不正根絶宣言を採択いたしました。しかし、指針をつくり制度上幾ら完備されても、最後は政治家個人の資質が問われるとあります。また、権力者は何らかの形で間違いを起こす可能性があるとも言われております。町長は心の政治、心の通う町政を基本理念としておられるようですが、一連の新聞報道の中では、それは反比例していると思えません。町長の本当の政治理念とされているのは何なのか、お尋ねいたします。

次に、(2)の住民サービスについてであります。一口に住民サービスといっても多種多様で

ありますが、最も行政の基本であり、そのための自治体と言っても過言ではありません。町長も行政の本旨は税を柱とする財源をもとに、最適なサービスを町民の皆様提供することであると提言されておられます。その住民サービスの中の一つに情報の公開があります。そこで①の情報公開条例の意義についてお尋ねいたします。この条例が作成された目的の中に、町民の知る権利を踏まえ、町政に対して説明する責務を果たすことにより、公正で透明な町政の実現と町政への住民参加を推進し町の発展を図るとありました。このように町民の知る権利がしっかりとつてありますが、条例に沿った内容であるにもかかわらず、ややもすると手軽に知り得ない不親切な部分も見受けられております。この情報公開条例の意義とは何なのか。改めて町長にお尋ねいたしたいと思っております。

次に、②の議場におけるケーブルテレビの導入についてであります。情報公開を幅広くとらえれば、インターネットのホームページ作成や広報みまた、議会だより等の情報が共有できる最も手身近な手段であるかと思っております。それらの情報の中に、いま一つ入れていただきたいのが議会での中継放送であります。都城ではいち早くケーブルテレビを使って議会中継を実施されました。住民の方の評判も大変よく、行政と議会が身近に感じられ、知る権利もしっかり行使されているとのことでした。当町もケーブルテレビの普及により、住民の過半数の方が傍聴に来られたのと同じ効果が望めます。大した費用もかからないとのことでしたので、ぜひ議場におけるケーブルテレビの導入を図ってほしいと思っておりますが、町長の御決断をお尋ねいたします。

次に、高齢者対策の中で、温泉の有効利用はできないかについてお尋ねいたします。前議員の湯田氏が足湯の設置について再々質問されておられました。ことし3月の答弁の中で、医療の調査をして足湯の検討や販売も考えると言われております。私も町民の方から足湯の設置や生きがいデイサービスの利用に条件緩和をしてほしいと要望あつておりました。どのような有効利用を考えられたのでしょうか。その後の対策についてお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、町長の政治姿勢について、①の一連の報道記事についての町長の見解ということでございます。先ほどから2番議員、3番議員の質問にも答弁いたしましたように、先日の報道記事における私のこの発言が、まことに不徳のいたすことから、軽率で不適切な発言でございました。不信を招いたことを深く反省をいたしているところでございます。そういうことで町議会を初め、町民の皆さん方に大変御迷惑をおかけしましたこと、心から再度深くおわびを申し上げたい。なお今後このようなことのないよう、猛省の上に立って自重の誓いを努めてまいりたいというふ

うに考えているところでございます。

それから、②の町長の政治理念についてということでございます。私は町の執行者といたしまして、私の政治信条でございます対話と協調を当初から柱といたしておりまして、心の政治、心のかよう政治の推進に没頭して、常に町民の立場に立った町政施策を展開すべく、明るく公正な執行管理を行い、強固な信念と意思を持って誠心誠意、元気なまちづくりに全力を傾注することに努めているところでございます。

それから、2番目の住民サービスについて、①の情報公開条例の意義についてということでございます。この住民サービスにつきましては、国におきまして行政機関の保有する情報の公開に関する法律、これが平成13年4月1日から施行されておりますが、国に先駆けて昭和57年に山形県金山町で情報公開手続きに関する条例が定められたのを皮切りに、現在では、ほぼすべての市町村で情報公開条例が定められ、本町におきましても、去る平成13年に三股町情報公開条例を制定したところでございます。この情報公開条例の制定の目的は、地方自治の本旨にのっとり、情報公開に関し必要な事項を定め、三股町が町民の知る権利を踏まえ、町政に関して説明する責務を果たすことにより、公正で透明な町政の実現と、町政への住民参加を推進し、町の発展を図ることを目的としているところでございます。

昨年、平成18年の3月に策定いたしました第4次三股町総合計画におきましても、第5章の総合的な町政の推進において、町民総参加のまちづくりを施策の体系と位置づけ、重要施策の企画立案に当たっては、町民の意向調査を実施するなど、潜在的な町民ニーズの把握に努めているところでございます。

それでは、通告されております情報公開条例の意義についてでございますが、地方分権が推進される今日、地方自治体の公開条例を行い、町民に開かれた町政運営を行い、町民の参加と協力を求める上で重要な条例であることは、十二分に認識をいたしておりまして、従来より実施しております広報みまた、回覧広報などのほか、インターネットによる町のホームページによりまして情報提供の充実を図る一方、このような行政側からの一方的な情報提供ではなく、それぞれの地区に出向いて説明や出前講座なども実施しておりまして、今後も町民からの御意見等を十分拝聴しながら、その充実に取り組んでまいり所存でございます。

それから、②の議場におけるケーブルテレビの導入についてということでございます。高齢者や障害者の方々、忙しくて議場にお出でに来られないの方々にとっては、議会の情報を知るに有効な情報媒体と思っております。しかし、一挙手一投足、一言一句が映像として配信され、誤解を生む発言があったりしますと、訂正が効かないことも生ずることなど、導入に当たりましては十分調査検討も必要かというふうに考えております。議会からの情報発信という議会運営に関する項目でございますので、導入の方法が議会で示されたならば、予算措置を含め執行部として対応

しなけりゃならないというふうを考えております。

なお、詳細につきましては、議会事務局の方で対処していただきたいと存じます。

それから、3番目の高齢者対策について、温泉の有効利用についてその後の対策はということでございます。温泉の有効利用について、その後の対策についてということでございますが、現在本町の温泉は、生きがいデイサービスとして活用しているところでございます。この事業は介護サービスを受けない高齢者を対象に、引きこもり対策や生活機能訓練による自立支援を目的とする福祉施策の中に入浴サービスを盛り込んだものでございます。昨年10月の地域包括支援センター開設以後は、センターに配置された保健師や看護師、そして、理学療法士などの専門職員がその専門的見地から、生きがいデイサービスの利用目的に適合する利用者の把握を迅速かつ適切に実施しており、利用者の延べ人数も平成18年度は、対前年度比約1,000人増となっております。既に御承知のとおり、本町の一般向けの温泉づくり計画は、議会におきましても御審議をいただき、その結果、温泉館としての温泉は断念し、福祉目的に活用する温泉として建設をされております。そのため浴槽も小さく、いわゆる温泉施設の形態を成しておらず、また、営業許可につきましても、福祉目的に限定した許可で事業を行っているところでございます。このようなことから、生きがいデイサービス事業に介護予防事業を導入するなど、福祉施策の充実を図ることが現施設での最も望ましい温泉活用ということでございます。

しかし、今年度の当初予算で、温泉にかかわる泉源等の調査の予算化をいたしているところでございますが、この泉源の状況、また、今後の状況等につきましては、十分検討しながら先ほど言われました足湯等も含めながら、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 局長。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、議場におけるケーブルテレビの導入についての補足答弁をさせていただきます。

まず、予算的な面でございますが、先日ケーブルテレビ会社の方から、専務と技術部長が見えまして説明をしていただいたわけでございます。その内容でございますけれども、映像をつくり、それを送り出すというまでは、その事業主体は町の方でやっていただきたいということございました。そのために、この議場にカメラ4台、カメラを切りかえますスイッチャー、そして映像を送り出します送出機、そしてまた、カメラを遠隔操作するための操作盤、そして、カメラとカメラのその遠隔操作をするために、カメラと同数のモニターですね、モニターを置く必要があると。そのモニター室で遠隔操作をする人員が必要だということございまして、そのモニターカメラを置くスペースも必要ということになってくるわけでございますが、これが町側の事業でござ

ざいます。また、ケーブルテレビ側におきましては、送出システムというのが必要になってくるということでございまして、もろもろ合わせますと初期費用が、専務の方は3,000万円ぐらいというふうにおっしゃいましたが、技術部長さんはそこまでは、とかおっしゃいましたので、多分2,000万円以上は、かかるのかなというふうに思ったところでございます。

問題点、あといろいろ、このケーブルテレビを導入するに当たっては起きてくるわけですが、都城市も午前10時からの本会議を生中継してるわけですが、それと重なる日が出てくるであろうと、そういうときのためにチャンネルをまた別に、——都城の方は11チャンネルで放映されておりますけども、このチャンネルを別に設定する必要があると。それにもちょっとお金がかかるというようなことをおっしゃってました。で、また今のケーブルテレビ網で流しますと、都城市・日南地区全域に放送が流れるそうです。それで三股町だけに流したいというならば、そのシステムを組むことはできるが、またそれにもお金が結構かかるということでございます。一番ネックなのは、先ほどからも出ておりましたけども、現在アナログ化からデジタル化への変換期でございます。今後4年ぐらいしますと、完全デジタル化になるということでございます。そうした場合は今導入いたしますと、その機器を全部入れかえなければならないということで、二重投資になるということもおっしゃってました。ということで、結構お金がかかるんだなあというふうに感じたところでございます。

ちなみに、都城市ですけども、午前10時からの生放送と午後10時からの録画放送を流しておられますが、導入されまして六、七年経っていらっしゃるということでございますが、年間委託料を現在290万円、毎年支払っていらっしゃるということでございます。ちなみに、導入の状況等を調べてみたんですけども、宮崎県では都城市が1市だけですね、全国をちょっと調べましたら、市の段階の調査表がなかったもんですから、町村のみとなりますが、昨年7月1日現在、全国の町村は1,041団体でございます。そのうちの121団体、率にして11.6%でケーブルテレビを導入しておるようでございます。また、インターネットによって動画を配信している団体もでございます。38団体でございまして、3.7%ということになっておるようでございます。

あともう一つでございますが、5月の日にちを忘れましたが、十何日かに全協を開いたかと思うんですけども、議員の皆さん方だけの全協を。そのときに、この議場に固定型のカメラを置いてロビーで放送をしたらどうだろうかという案が示されましたので、そちらの方も予算をちょっと見積もってもらいました。そしたら、ここの議場にカメラをこれ4台です、4台入れまして全体を映すカメラが2台、ある2カ所をアップして、そのカメラが2台、これを固定してずっと流すという方法の設置にしますと、約94万円ぐらいで済むということでございました。で、もう一つは、やっぱりカメラは4台なんですけども、カメラがその発言される方を追っていく、それ

をまたズームで寄せたりすると。それに当たり操作盤が必要で、操作をする人が必要になってくるわけですが、それで役場のロビーとか、役場にはテレビが何台かあるそうですけども、そこには映し出せるんだそうですけども、その方法でいくと160万円でできるという話がございました。

以上、ケーブルテレビとは関係ございませんが、一応そういう機器の予算もお知らせしておきます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） では、次、質問いたします。

①の1、2についてでございます。一連の町長は発言をされたことにおいては、深く反省されておられるようではございますけれども、やはり、口は災いの元であります。いろいろと取りざたされやすいので、その辺はやはり我々三股町民の長でもあるわけですので、ぜひ今後お気をつけていただきたいと思っております。

また、いろいろな選挙絡みのことで、これは全国の首長さんあたりが気をつけなきゃならないということで、前の前宮城県知事であられた浅野史郎氏が次のようなコメントをされておられました。選挙のありようが首長のありようを決定づける、いわゆる一連のちょうど自治体の不祥事ですね、去年からずっと知事が逮捕された、そういう時期でもございましたんですが、一連の自治体の不祥事を見れば、選挙で特定の個人、企業、団体に特別の借りをつくったことが原因になっている。だから借りは返さなければならないのだ、だから気をつけなきゃならないという意味合いでございます。また、選挙では業者の世話になるもんだとか、議員たちには票の取りまとめを頼むもんだといったような、旧来型のお金をかけたいわゆる業界に頼った選挙こそ不祥事を招きかねないのであるんだっておっしゃっております。首長選も終わったことであるわけですが、今後このような記事が二度と載らないよう、清潔で公正な行政執行を行ってほしいと思うわけですが、町長さんは何回も何回も自粛をおっしゃっておられるようではございますけれども、ここでもう一度確認させていただきたいと思っておりますが、今後二度とそのようなことにならないような御決意の方を、いま一度お聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回のこの新聞報道問題につきましては、先ほどから申し上げておりますように、大変議会をはじめ、町民の皆さん方に大変な御迷惑をおかけいたしております。二度とこういうことがないように、やはり執行者の発言というのは非常に重いものでございますので、今後十分猛省をしながら、厳正な姿勢で今後町政にのぞんでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひよろしくをお願いします。

次行きます。②の住民サービス、中でも情報公開条例についてであります。この情報公開条例があることによって、先ほどのことに関連しますけれども、やはり不祥事の真相解明につながることも言われております。また、このシステムがあることによって、組織を救うことができると言われております。というのは、やはりみんなが情報公開されるんだっていう意識のもとでやっていくことによって、それぞれの職員の方も本当に、これは言葉は悪いかも知れませんが、本当に悪いことできないんだという意識のもとに、みんなの自覚が違ってくるという意味合いだそうですが、そのように組織全体を救うことができるとも言われております。

この情報公開条例があるということで、町民の方ももっとこのシステムを活用することが大事であります。何よりも行政側もそれらの住民の方の姿勢に対して、積極的に対応をしていただきたいと思うんですが、課長さんはどのようにお考えになりますでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この情報公開、そういうものが非常に大切なものでございます。そういうことで国が先駆けてこのような法律をつくりまして、そして、これをもとに全国の自治体が、市町村が、情報公開の条例を制定しているところでございます。そういうことで、本町におきましても、この条例を軸にしながら、かねがねの、この町の情報につきまして、いろんな機関を通じて、先ほども申し上げましたように広報みまた、そしてまた回覧広報、さらにはいろんな会合等でも、いろんなことを町民の皆さん方に周知をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 一度課長さんの御決意の方もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 情報公開条例の中には、こちらから積極的に住民へ知らせていくことが基本であります。積極的でない部分のところを、住民が特にこれを知りたいというところが、この情報公開条例の中で開かれているということでございますので、いずれにしても、両方の面でいろいろ住民に知らせる、いろんな機会を常に考えていかなきゃならんんじゃないかというふうに思っております。どんなことができるのか、また具体的には今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） じゃあ次行きます。

実はケーブルテレビの導入については、私も一応ケーブルテレビさんのところに行っているいろいろお聞きをしたところですが、予算的なものはちょっと具体的に聞けなかったものですから、今お聞きして、ああそんなにかかるんだらうかと、改めてびっくりした次第であります。ただ、先ほどもいろいろとおっしゃっているように、やはり議場に来て傍聴したい、いろいろなことを行政のことを聞きたいと思っても、傍聴にお出でになれないという方もいっぱいいらっしゃるわけなんですね。ですから、やはり開かれた議会っていうことにおいても、やはり予算はかかるかもわかりませんが、ぜひ前向きな取り組みとして、今後の課題の中で取り組んでいただけたらなと思うわけでありまして、決して諦めたりしませんので、よろしくその点については御検討をお願いしておきたいと思っております。

次ですね、次ですが、生きがいデイサービスに現在は温泉が利用されていると、福祉を中心にされてるということでございますけれども、延べ人数としては1,000人ぐらいが利用されてるかなと思うんですが、実績には100人ぐらいが大体対象にお出でになってるということみたいですね。で、ひとり暮らしの方とか、あるいは高齢者、御夫婦が高齢者とかですね、そういう方たちがちょっと対象になってるようですね、やはりおひとり暮らしじゃなくても、例えば息子さんとお母さんと二人で暮らしてるとか、娘さんとだったらわりかし、お母さんと一緒に温泉行こうとか、そういうのができたりするんですけども、息子さんとだったらちょっと温泉も行けないということもありまして、やはり65歳以上の方で、そして低所得者の方、そういう方にも対象を広げていただけたらなあという思いがするんですが、いま一度課長さんの御答弁よろしくお願いたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今生きがいデイの方で温泉活用を行っておるんですね。18年度実績においては、生きがいデイで5,723名ですね、利用者がですね。17年度が4,730人ということで、1,000名ほどふえてるという状況なんですね。なぜこれが増えたかと申しますと、この生きがいデイの利用の拡大を図ったということで、昨年介護保険の改正によって福祉課に包括、地域包括支援センターが立ち上がったんですね。そこでいろんなスタッフ的な専門スタッフを置くことができた。例えば理学療法士、保健師とかですね、そういう専門的な知識の中で生きがいデイの利用拡大を図ったということなんですね。今までは事務職員が要綱にのっとって許可をしてたんですが、今はその要綱にのっとった形であるんですが、そこに専門的な知識の中で柔軟に対応してるということなんですね。そういうことで、今回その1,000人ほどの利用拡大ということになったわけですが、しかし、これを余り緩めるとすれば、対応はできなくなる状況があるんですね。今生きがいデイの方で大体1日40人程度なんですね。職員があそこ

に1人配置してるんです、担当職員がですね。そういう1人の体制においては、40人程度が限度かなというふうに思っております。それと老人世帯、の中で、これを今までは申請を待つという形だったんですね。今は促すという、利用を促すということで今利用を図ってるんですが、そういう部分もあって1,000人ほどふえたんですが、今後もそういう形ですれば、まだ今後ふえてくるんだろうというふうに思っております。そういうことで、そうなればあそこの体制的な部分も含めて、2人体制にせざるを得ないのかなということも想定をいたしております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やはりこれは温泉を掘削したときに、相当な予算をかけて、そしてこれは町民全体で利用できるんだっていう喜びの中で、温泉掘削が行われたかなと思うんですね。それがいろんな事情の中で、限られた、そして利用できてないというものもございまして、やはり楽しみにしてた方が利用できないという御不満があるわけですね。ですから1人体制を2人にするとか、いろんな形で町への負担というのはまたあるかと思うんですが、いずれにしても何らかの形で足湯をつくるか、そういう枠を広げるか、この現状のままでは、これはもう皆さん御不満の方はどんどん大きくなるような気がしますんで、ぜひ対応を、さっきおっしゃったように1,000人ふえたとおっしゃいましたんですけれども、もっとほかの方法というか、いろいろ町立病院から、看護婦さん等もこっちにお出でになって職員としておられる方もいらっしゃるわけですので、その辺も含めた方の人数枠をふやしていただいて対応していただくとか、お願いしたいと思うんですが、もう一度課長さんにお尋ねします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今、現在有効利用という形で、生きがいデイを主にいたしておりますが、今までいろんな方法、有効利用をほかにできないんだろうかと、一般者もできないんだろうかということで、総務企画課の方で検討されてるんですが、今回ちょっとインターネット、実はインターネット上でちょっと調査をしたんですけど、そのインターネットの温泉利用の紹介が出てたんですね。その中で、これについて福祉関係団体、福祉関係団体で一翼を担うという形でのインターネット上の紹介だったんですが、そういう意味において、これについては私の方で紹介しておきたいと思うんですが、と申しますのは、信州大学のベンチャーの会社が開発した部分でございまして、それがですね、液体の濃縮装置なんですね。いわゆる価格は約100万円程度なんですね。で、この開発の目的というのが障害者の自立と地域活性化事業の創出を行うというのが目的なんです。で、例えば授産施設、あるいは小規模作業所ですね、そういう障害者の作業ができる機械ということなんですね。

それはどういったものかと申しますと、例えば1トンの温泉水を濃縮する。で、20分の1程

度に。それをペットボトル等で販売するという事なんですね。で、現在のいわゆる生きがいデイの利用の温泉水ですね、以外に余った部分についてはスタンドでくみに来られたりされていますよね、今現在。しかし、これは、ふろのたき口があるところだけの利用。偏った利用の中で利用されてるんですね。で、このペットボトル等で販売、20分の1に濃縮するという機械でございまして、これを導入すれば、全町民で利用できるんじゃないかなということも考えております。

しかし、これは非常に大きい魅力ではあるんですが、インターネット上ですので、実際どうなるのかなという部分がありますので、先週ちょっと関係担当等と協議を持ちまして、魅力あるんだなということで、一応視察研修に行こうと実施しているところ、群馬県とかそういうところなんですね。そういうことで、今回、視察研修する。そして、それと、もし導入となれば、福祉サイドにおいて補助金があるんですね、これは国から文書が届いておるんですが、障害者就労訓練設備等整備事業、国庫補助なんですね。で、10分の10の補助なんです。200万円を限度として。それにこの事業を乗せられるよということなんですね。そういうことも、いわゆるこれは、小規模作業所等のいろんな設備等に対して、200万円を限度に10分の10の補助をしますよという部類の補助金なんですね。県に聞いたところ、そういうことも乗せられますよねという言い方をされました。導入すればですね。研修に行ってみないとわかりません。実際にいいのかどうかの判断。そういうこともひとつ町民に対する温泉の利用、有効利用という形での事業という部分があるのかなと。で、今後これは議論するという事なんですね。そういうことでございませぬ。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） いろいろ試行錯誤されて、本当に温泉が有効利用していただけたら本当に掘削でかかったお金も、その辺がまたうかばれるかなと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中石 高男君） では、一般質問はこれにて終了します。

ここでお諮りします。本定例会の一般質問は本日すべて終了しましたので、明日は休会とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決しました。

---

## 日程第2. 議員派遣について

○議長（中石 高男君） 日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

山田町の木之川内ダムが完成したとのことでありますので、明日午後1時30分から議員全員

で視察を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、明日は議員全員で木之川内ダムを視察することに決しました。

ここで本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後 4 時 26 分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後 4 時 27 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----  
○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4 時 27 分散会  
-----

議事日程(第4号)

平成19年6月27日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案の取扱いについて  
日程第2 常任委員長報告  
日程第3 質疑・討論・採決(議案第54号から議案第65号まで12議案)  
日程第4 議案第67号及び意見書(案)第3号一括上程  
日程第5 質疑・討論・採決(議案第67号・意見書(案)第3号)  
日程第6 議員派遣について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案の取扱いについて  
日程第2 常任委員長報告  
日程第3 質疑・討論・採決(議案第54号から議案第65号まで12議案)  
日程第4 議案第67号及び意見書(案)第3号一括上程  
日程第5 質疑・討論・採決(議案第67号・意見書(案)第3号)  
日程第6 議員派遣について
- 

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)



○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、追加提案されます議案第67号及び意見書（案）第3号については、委員会付託を省略し、既に提案されている議案すべてを議了後、全体審議で措置することに決しました。

---

## 日程第2. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

総務厚生常任委員会の審査結果については、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案54号、55号、59号、61号、62号、63号の、計6件でございます。以下、案件ごとに御説明申し上げます。

議案第54号「三股町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」について説明申し上げます。

本案は、地方自治法第234条の3に規定する契約のうち、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる条例案であります。

現在、北清に委託契約している可燃残渣の処分が主なものでありますが、現在町が委託している契約を主にしていくとのことでもあります。また、必要な事項等については、規則で定めるものであります。

以上、審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「三股町障害者自立支援手当支給条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援手当支給条例を改正する条例案であります。19年度より、地域生活支援事業に移行することに伴い、三股町障害者デイサービス実施規則を三股町障害者デイサービス事業実施要綱に変更しようとするものであります。この事業の対象者は現在3名であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、介護保険にかかわる税率を改正しようとするものであります。すなわち、介護納付金にかかわる所得割額100分の1.59を100分の1.87に、次、資産割、資産割額を

100分の7.25を100分の7.63に、均等割額を8,050円を9,300円に、平等割額を5,150円を6,100円に改正しようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「平成19年度三股国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,296万5,000円に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,816万5,000円とするものであります。

歳入においては、税率等の変更により、国民健康保険税を3,082万6,000円減額し、国庫補助金後期高齢者医療制度に伴うシステム改修分として250万円、療養給付費等交付金を1,416万2,000円、他会計繰入金を267万7,000円、繰越金を1,668万7,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出においては、人事異動による給料等の減額と徴収嘱託員3名が2名になったことによる報酬の減額と後期高齢者医療制度に伴うシステム改修による委託料の増額が主なものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「平成19年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億7,394万円に歳入歳出それぞれ1億2,255万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億9,649万3,000円とするものであります。

歳入については、18年度決算を見込み、計上するものと、広域連合システム開発事業補助金及び人事異動による人件費の繰入金等が主なものであります。

歳出については、人事異動による給料等の増と決算見込みによる償還金及び一般会計繰出金が主なものであります。

慎重に審査し結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額を収入、支出それぞれ412万2,000円を補正するものであります。

収入については、病院運営費補助金として一般会計より412万2,000円を繰り入れたものであります。

支出については、修繕費に92万7,000円、保険料に19万5,000円を計上し、特別損失として平成18年度指定管理料を300万円補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生常任委員会の審査結果を終わります。

○議長（中石 高男君） ありがとうございます。

次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） それでは、建設文教常任委員会の審査の結果及び概要について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第56号ほか5件の、計6件であります。

議案第66号については、先議ということで、18日に報告し、既に議了しておりますので、残りの5件について御報告申し上げます。

まず初めに、審査の結果から御報告いたします。

当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、すべての案件を全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、案件ごとに審査の概要を御説明いたします。

まず、議案第56号、57号、58号の3議案は、いずれも条例の一部改正案であります。56号は、使用料及び手数料徴収条例の別表に町営墓地以外の墓地及び納骨堂等に関する諸証明の項を追加しようとするものであります。57号は、水道事業設置等に関する条例に水道料金の収納を会計管理者が行えるようにするために、条文にその旨を追加しようとするものであります。58号は、塚原第2団地の4戸及び餅原団地の2戸を用途廃止したために、住宅設置条例の別表中の数を変更するものであります。

次に、議案第64号及び議案第65号は、財産の取得についての議会の承認を求めるものであります。64号は、文化会館の照明操作卓で、従来2段であったものを、操作の利便性向上のために3段のものを新規購入するものであります。65号は、中学校の改造工事に伴い、パソコン教室を増設するため、パソコンを43台新規購入するものであります。契約の内容については、議案書に記載のとおりであります。

以上で、建設文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お疲れさまでした。

次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案60号の1件でございます。

本件は、歳入歳出予算の総額83億3,000万円に歳入歳出それぞれ1億6,326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ84億9,326万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、民生費の国庫補助金として蓼池保育園施設整備に係る5,335万9,000円、県補助金は、児童厚生委員2名増員分の116万円、繰入金は、老人保健特別会計より前年度分精算返還金7,481万2,000円を繰り入れするものです。雑入の納付金は、広域連合派遣561万7,000円と県職員交流事業478万8,000円で、町債の追加2,130万円は、蓼池保育園施設整備に関するものです。

次に、歳出の主なものは、総務費で県職員派遣負担金900万円、民生費で国保会計繰出金695万円、老人保健会計繰出金3,348万6,000円、蓼池保育園施設整備事業補助金8,003万8,000円が主なものです。衛生費では、町立病院運営補助金412万2,000円が主なものです。次に、教育費では、コミュニティー助成事業補助金260万円ですが、梶山と小鷲巣自治公民館の放送設備の整備を予定するものです。次、街灯設置委託料200万6,000円は、中学生通学路78カ所を予定するものです。予備費に1,910万2,000円措置されています。予備費総額は2,910万2,000円となっていますが、通年、1号補正では、予備費の総額は五、六千万円になっているということで、今年度の財政は厳しい状況にあることがうかがえます。

以上、報告を終わります。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（中石 高男君） お疲れさまでした。

---

### 日程第3. 質疑・討論・採決（議案第54号から議案第65号まで12議案）

○議長（中石 高男君） 日程第3、質疑・討論・採決を行います。

議案第54号「三股町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番。総括質疑でも申し上げておいたんですけども、この条例について総務厚生常任委員長にお聞きをいたしたいと思います。

この案件につきましては、小さな契約、例えば単価契約等についての縛りはかけなくていいのか、ということも論議してほしいというふうに思いました。それで発言をしておいたんですけども、そのことが一点。

それから、こういうものについて債務負担行為という形でしのぐということはできなかったのかどうか。考え、論議されなかったのかどうかという意味ですけども、それと、この地方自治

施行令を見ても、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約にかかわる事務の取り扱いに支障を及ぼすもの、というふうにご書かれております。

債務負担行為、先ほど言いました債務負担行為という、支障を及ぼすとは到底考えられるものではありませんので、そこら辺の論議されたのかどうかお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部さん。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 総務厚生常任委員会においてはですね、このことについては、総務課長を、企画課長を呼んで、仔細にわたりまして論議を行ったところであります。

そういう中で、債務負担行為関係についても十分そのあたりも話をしていきましたが、今、一番の問題は、先ほどの委員長報告の中で申し上げましたように、少しでも町の経済的問題を縮小したいという意図がありまして、まあ、一番の大きな目的は、北清関係にかかわる契約等で、今の試算でいけば、1年目でやったときでも100万、で、2年違ったときには200万からの金額が違ふと、そういうことも言われておりました。

そういう中で、いろいろと審議する中で、現在行っております、委託関係の契約ですね、こういう以外にはしないと。そういうことで、規則で、一番の問題は、多分に言われているのは、何条ですかね、2条の3項ですか、このあたりで縛られるんじゃないかということで危惧されておるんじゃないかなと思いますが、そのあたりについても十分説明を受けて審議した結果、まあ支障がないというようなことで、全会一致というような形になったところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 第2条の3項のところですべてが消えていく、いろいろなことを書いてあります。総括質疑でも申し上げましたけども、委託契約等の庁舎管理については4月1日である。そういうのはしないんだというふうに、というふうにありましたけれども、しかし、これ、条例でありまして、1本をターゲットにした条例というのはあり得ないわけでありまして。ということになると、これは条例ですから、すべてのものについて生きていくということになります。そういうことからいって、この規則で定めるというのは、議会は通らないわけです。規則で決めていきやあいいわけですから。

そういうところについて、再度御答弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 1番議員の方で、まあ総括質疑の中でも大変やっぱり苦慮されておるといことでですね、一応、私たちも、委員会の中で、一番、そのあたりについて

の問題を話し合いをしてきたところであります。

そういう中で、確かに、規則というのは条例とは違いましたね。議会に諮る必要はないかもしれませんが、そのあたりについては、条例の中でうたっているように、必要な事項を規則で決めるということではありますが、そのあたりについては、当然、町の責任といたしますか、執行者の責任でしていただくということも説明の中にありましたので、今現在、先ほども言ったように、現在委託している関係を大幅にそれ以外のものを対象には考えてないというようなことまで説明を受けましたので、まあ、そのあたりは、やはり今後、やっぱり執行していただく執行部の皆さんの方が、ぜひそのあたり十分に理解して、経済的な問題、いわゆる財政的に町にプラスになるような方向でしてほしいということを、私は申してありますので、私はそれで十分じゃないかなというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑がないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案へ対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番、指宿です。先ほども委員長に御質問申し上げたわけですが、地方自治法の長期契約というところというと、本則のところは、電気・ガス・水道ですね、それと通信設備ということに大きく主眼を置いてあります。そして、その後に、政令で定めるものはできますよというふうになっているわけですね。その政令で定めるものが先ほど言ったものであります。

ということからいって、長期契約をしないと明らかに困ることが前提だというふうに思っております。金額だけでいうと、先ほど言ったように、債務負担行為という形の方がより鮮明で議会の同意を得やすいというふうに思いますので、私は本案に反対をいたします。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議が、異議があるようですから、起立により採決を行います。議案第

54号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号「三股町障害者自立支援手当支給条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第56号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されま

した。

議案第57号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第57号は、建設文教委員長長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は、建設文教委員長長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この議案59号は、介護にかかわる金額のアップであります、一人やはり平均2,731円のアップになり、ことし、町民税とかそういうふうな税金ももろもろ上がっている中で、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例には、町民負担の増加などから反対いたします。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第59号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

その議案については、全議員による委員会で審査を行っておりますので、質疑を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については質疑を省略します。

それでは、議案第60号を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） では、異議があるようですから、起立により採決します。議案第60号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「平成19年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第63号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号「財産の取得について（三股町立文化会館照明操作卓）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されま

した。

議案第65号「財産の取得について（平成19年度三股中学校教育用パソコン）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第67号及び意見書（案）第3号一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第4、議案第67号及び意見書（案）第3号を議題といたします。

第67号の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 本日、今定例会に追加上程いたしました議案第67号について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任」は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会委員については、地方税法第423条第3項に規定されており、職務は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査・決定するものであります。

そこで、委員の選任については、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または納税義務がある者以外の者で固定資産の評価について学識経験を有する者の中から議会の同意を得て町長が選任することとなっており、その任期は3年となっております。

今回の選任は、委員の任期が先に満了したことにより、前任者の清永一夫氏を再度適任者と認め、提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書（案）第3号の趣旨説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 意見書（案）第3号「不明記録年金の明確化を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

本意見書（案）は、社会保険庁を舞台にした年金記録の不備を明確にするために意見書を国に提出しようとするもので、年金受給者、年金納付者が安心・安定した生活が送れるように、不明記録年金の早急な明確化を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

終わります。

○議長（中石 高男君） どうもありがとうございました。

---

#### 日程第5. 質疑・討論・採決（議案第67号・意見書（案）第3号）

○議長（中石 高男君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり同意されました。

次に、意見書（案）第3号「不明記録年金の明確化を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第3号は原案のとおり可決されました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

---

#### 日程第6. 議員派遣について

○議長（中石 高男君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

今定例会以降9月定例会までの議員派遣については、本日配付しました別紙のとおり、新議員研修ほか4件を実施することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、今定例会以降9月定例会までの議員派遣については、別紙記載の新議員研修のほか、4件を実施することに決しました。

ここでお諮りします。重久君から、6月14日の会議における請願第2号の趣旨説明について、請願第2号が取り下げされたことにより、全部を取り消したいとの申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、6月14日の会議における重久君の請願第2号に対する趣旨説明は、全部取り消すことに決定しました。

---

○議長（中石 高男君） 以上、すべての案件を終了しましたが、3月定例会以降の議長の報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時45分休憩

---

〔全員協議会〕

-----  
午前10時58分再開

○議長（中石 高男君） では、休憩前に引き続き本会議を再開します。

-----  
○議長（中石 高男君） それでは、以上で平成19年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中石 高男

署名議員 財部 一男

署名議員 黒木 孝光